

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2005. 8 No.108

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



格差社会の中の階級

ニート／Livedoor／少子化／中国東北開発

大月書店×好評の新刊

プロローグ 経済学は面白い、わかる、役に立つ

主な
目次

I 経済学が面白い

- 第1章 激動のなかの世界経済
—21世紀を迎えた日本、アメリカ、中国の経済
- 第2章 経済学の枠組みを知る—経済現象から経済学へ
- 第3章 これからの経済学—共生の経済学からユートピアへ



II 経済学がわかる

- 第4章 経済学は新自由主義だけではない
—4つの主要な経済学の考え方
- 第5章 法則を知る、社会は変わる
—経済学を学ぶことで何が見えてくるのか
- 第6章 ミクロがわかる、マクロもわかる—競争と協調
- 補 論 数式とグラフを恐れるな

III 経済学が役に立つ

- 第7章 社会での君のポジションは?—就職・企業・資本
- 第8章 ライフサイクルの経済学—消費・生活・保障
- 第9章 自覚した市民が社会を変える

はじめて学ぶ 経済学

平野喜一郎
A5判・2000円
編

11名のマルクス経済学者の共同執筆による新しい経済学入門書。「経済学きらい」を生み出している無味乾燥な数式・グラフではなく、教科書ではなく、「面白い・わかる・役に立つ」を合言葉に、「経済学の復権」をめざすまったく斬新なテキスト。

●「面白い」「わかる」「役に立つ」経済学への誘い

「資本」の方法とヘーゲル論理学

角田修一著 A5判・3500円

マルクスの経済学研究の方法は、いかにヘーゲルに依拠しながら、その批判をとおして独自なものとして確立されてきたか。ヘーゲル論理学の各論にそって、『資本論』とその原草稿である「経済学批判要綱」の論理を検証する

市民社会論 その理論と歴史

吉田傑俊著 A5判・3400円

古代アテネ以来の市民社会論の歴史的系譜とマルクス市民社会論の理論構成の原理的考察を通じて、西欧と日本の市民社会論を批判的に検討。民主主義論発展の視点から、市民社会論が社会変革論の重要な一環であることを示す

環境倫理と風土 日本的自然観の現代化の視座

亀山純生著 46判・2500円

環境倫理は現場に有効か?日本的な自然観・共生理念・自然の権利・風土概念を問い合わせ直し、水俣・横浜などの経験から環境倫理と風土の関係をはじめて解明。風土的環境倫理こそ自然保護の現場に役立つとの斬新な問題提起をする

経済科学通信

Letters of Economic Science

第 108 号 (2005年 8月)

NEWSを読み解く

中国東北振興戦略について	松野 周治	2
「少子化」のなにが問題とされねばならないか？	浅野富美枝	6
ライブドア問題とは何だったのか		
—論点整理と対立軸の明確化—	内藤 友紀	10
ライブドアとニッポン放送の大量株取得問題	野町 直彦	15
ニートについて	山田 亮	16

SPECIAL EDITION
特集

格差社会の中の階級

階級社会・企業社会・市民社会・福祉国家	角田 修一	22
格差社会の中の階級		
— 福祉国家と階級 —	渡辺 雅男	28
階級・市民社会・日本の労資		
— グラムシの階級論から —	鈴木 富久	34
資本主義的蓄積とジェンダー		
— ボーヴォワール的視点からの『資本論』再検討 —	青柳 和身	40
格差社会の深化と新自由主義	林 彌富	49

投稿論文

都市経営論の反福祉的側面と福祉論的意義	高島 拓哉	54
---------------------------	-------	----

書評		61
----------	--	----

チャールズ・ランドリー著 後藤和子監訳『創造的都市——都市再生のための道具箱——』／Leo Panitch・Sam Gindin 著 渡辺雅男訳『アメリカ帝国主義とはなにか』

誌面批評

107号の特集「情報資本主義！？」を読む	野口 宏	66
----------------------------	------	----

中国東北振興戦略について

MATSUNO Syuji

松野 周治

I 東北振興戦略とその概要

2003年秋、中国の新たな国家戦略として「東北老工業基地振興戦略」(以後「中国東北振興戦略」)が正式に決定され(共産党中央・国務院「東北地区等老工業基地振興戦略の実施に関する若干の意見」2003年10月), 2004年より実施、現在2年目に入っている。同戦略は、深圳経済特区設置など1980年代の改革開放政策、1990年代の上海浦東開発、2000年以降の西部大開発に続く、新たな地域発展戦略として胡錦濤新政権によって提起され、2003年12月には、国務院に東北地区等老工業基地振興指導グループ(「小組」)が設置された。2005年6月現在、同グループは以下の人員によって構成され、重要国家戦略としての位置づけを示している。(「振興東北網」)

<http://chinaeast.xinhuanet.com>)

温家宝(国務院総理・責任者)、黄菊(同副総理・副責任者)、曾培炎(同)、馬凱(国家発展改革委員会主任)。教育部、科学技術部、国防科学技術工業委員会、財政部、中央人事部、労働・社会保障部、国土資源部、建設部、鉄道部、交通部、情報産業部、水利部、農業部、商務部、文化部、中国人民銀行、国有資産監督管理委員会の各部長、主任、行長。税務总局、質量監督検査検疫総局、環境保護局、ラジオ・映画・テレビ総局、林業局、外国人専門家局の各局長、中国科学院副院长、銀行監督管理委員会主席、全国总工会(労働組合)副主席、国家発展改革委員会副主任。

「2004年振興東北地区等老工業基地工作要点」(2004年5月8日、国務院辦公厅)によると、同戦略は、国家目標である「小康社会」(ますますの生活を民衆に保障する社会)の全面的建設に向かっての「全局面に対する考察から生まれた重大な戦略的政策」であり、その要点は次の8項目である。(「振興東北網」)

1. 体制と機構の刷新。改革開放、市場機構依存、自力更生の精神を基礎に、国有經濟の戦

略的調整、国有資産管理体制と国有企業改革を深化する。民営經濟の発展を図るとともに、政府の役割を見直す。

2. 産業構造の調整と改善、高度化。食糧総合生産能力の向上を通じて現代的農業を発展させる。そのために、黒龍江、吉林両省で農業税の減免措置を試験的に導入する。鉄鋼、自動車、石油化学、機械設備製造など重点産業の戦略的再編を推進するとともに、ハイテク産業を発展させる。金融サービス、情報サービスなどサービス業の近代化や観光インフラの建設を通じて観光業を発展させる。阜新など資源涸渇都市において代替産業を発展させる。生態環境保護と水資源の持続的利用を図る。
3. インフラ建設の加速。幹線国道の完成。農村道路、対華北地区並びに国境地域の鉄道、港湾、税関の建設。東北電力網と華北、内蒙古東部地区との連携、石油、石炭などエネルギー開発を進める。河川管理、農業灌漑等を改善する。
4. 国内外に対する開放の拡大。対外開放を金融、保険、商業、貿易、観光などにも拡大するとともに、東北の地理的優位性を発揮してロシア、北朝鮮、韓国、日本など周辺国家との経済・貿易協力を拡大する。地域の封鎖性を打破し、国内他地域の民営企業や国有大中型企業が東北老工業基地の資産再編に参加させる。
5. 就業政策並びに社会保障の確実な実行。国有大中型企業における付属事業の整理と余剰人員再配置、並びに軍事工業や石炭産業などの失業者の再就職活動をさらに進める。遼寧省で実施された都市部における社会保障システム構築の試行を吉林、黒龍江省に拡大する。
6. 科学技術教育と文化事業の発展。高等教育機関の集中という優位性を基礎に、「产学研」(企業・教育機関・研究機関)結合の強化を通じて、知的財産権を有する基幹技術やブランド商品を開発する。中等教育、高等教育に

おける職業教育を発展させるとともに、継続教育その他を通じて産業構造の高度化を支える人材を育成する。

7. 諸項目に関する政策措置の迅速な発表。

老工業基地改造のための投資の審査手続き簡素化（発展改革委員会）、新規購入先進機械設備の増価税控除や所得税改革（財政部や税務総局）、銀行不良債権処理などの措置を早急に実施する。

8. 各組織の指導性と協力の強化。東北三省の人民政府が東北振興戦略において指導性を發揮するとともに、責任を明確にする。第11次5カ年計画の作成と結合して各省の経済建設、インフラ整備、人材育成の重要計画を制定する。

東北振興戦略の決定以前から中央に対して特別措置の実施を要望してきた東北各省は、以上の方針をふまえた各省・市の経済社会発展計画を作成している。経済・産業の建設については下記のとおりである（「振興東北綱」）。

黒龍江省：6大工業基地建設計画。機械、石油化学（大慶油田を背景とする）、エネルギー、食品、医薬、木材の諸工業を発展させる。

吉林省：5大産業基地建設計画。自動車（長春の「一汽」：第一自動車並びに関連産業）、石油化学（吉林）、農産品加工、漢方・バイオ薬品、光・電子・情報の5産業を発展させる。

遼寧省：1つのセンター、2大工業基地、3大産業の建設・発展計画。大連における東北アジア国際運輸（「航運」）センターの建設（ハード、ソフト、臨海工業建設を含む）。現代的機械（運輸機械：造船・自動車・航空機、一般機械：旋盤、建設機械）、重要原材料（石油化学、鉄鋼、有色金属、化学建材）の2大工業基地の建設。ハイテク（ITソフト、バイオ・製薬）、農産品加工、現代的サービス（金融、物流、観光）の3大産業を発展させる。

大連市：1センター4基地建設計画。国際運輸センター建設。石油化学、機械、造船、電子情報ソフトの4産業基地を建設する。

東北振興に関わる上記の8項目方針と各省・市の発展計画に基づき、2004年末までに以下の措置がとられている。

1) 329項目の国債資金（国家資金）利用プロジェクトを3回に分けて選定。

2) 黒龍江、吉林両省における農業税減免を全面的に実施。

3) 遼寧省から黒龍江、吉林省へ社会保障モデル地域を拡大。

4) 増価税改革（新鋭機械設備購入の際の減税）、条件を満たす鉱山や油田に対して資源税の引き下げ、所得税改革（計画税や賃金控除の引き上げ等を通じた企業負担の削減）の実行。

5) 資源依存型都市の産業構造再編への着手。

II 東北振興戦略の課題と 国有企業改革の重要性

こうした東北振興戦略の課題は次の三つにまとめることができる（金鳳徳・安崗2004など）。

第1に、中国国内の地域間格差の是正である。かつて中国経済の発展を支えた東北地域がこの間の改革開放政策の展開過程で、広東、上海、北京・天津などに比べて経済成長において大きく立ち遅れてきた。こうした状況に歯止めをかけ、中国経済の持続的成長に不可欠な社会的安定を実現する。

第2に、この間推進されてきた経済改革の深化と徹底である。東北経済の発展において中心的役割を果たしてきた国有大中型重化学工業企業は、過剰人員や重い社会負担など、さまざまな困難に直面しながら、経営改革並びに資本再編を遂行している。東北振興戦略はこうした改革を支援し、中国全体の経済改革をいわば完成段階に引き上げる役割が期待されている。

第3に、東北の資源依存型経済構造を改革することである。大慶、遼河などの石油、撫順、阜新などの石炭、鞍山の鉄鉱など、豊富な資源の開発を通じて東北経済は1世紀にわたる経済成長を遂げてきた。しかし、開発のピークが過ぎ、資源枯渇という現状に直面する中で、新たな地域経済の発展構造を実現することが急務になっている。

以上の課題を達成する上で、国有企業改革は重要な位置を占めている。1970年代末からの中国経済改革・開放政策の中で、国有企業改革は一貫して重要な課題であったが、地方への権限委譲や裁量権拡大の中で国有企業数はかえって増大した。1990年代後半以降「抓大放小」（民営企業への売却等を通じて中小国有企業の所有ならびに経営から撤退する一方で、諸資源を重要産業の大型国有

表1 遼寧省国有工業企業資産額

業種	年度 資産	1997年		2002年		増減 (2)-(1) (%)
		国有資産額 (億元)	業種総資産に 占める比率 (%) (1)	国有資産額 (億元)	業種総資産に 占める比率 (%) (2)	
自然資源採取・選別業	596.63	82.70	676.44	93.59	10.89	
生活・文化用品製造業	304.20	51.59	277.49	38.72	-12.87	
石油化学工業	1,208.48	69.36	1,304.07	85.23	15.87	
金属製鍊及圧延加工業	1,198.89	81.68	1,563.30	70.39	-11.29	
機械電気及電子製品製造業	888.62	51.54	1,539.15	73.20	21.66	
水道・電力・ガス生産及供給業	454.4	72.05	1,290.53	84.62	12.57	

出所：李向平2004, p. 91。

企業に集中し、その再建と発展を図る）政策を展開している。しかし、国有企业は、引き続き重要な役割を果たしており、東北3省では、とくにその傾向が強い。例えば、遼寧省（東北三省の中で最大の経済規模）における国有企业の資産額並びに総資産額に占める比重を業種別に見てみると次のとおりであり、その地位は引き続き極めて大きくまた、一部を除いて増大している（表1）。

第2次世界大戦前の中国東北では日本を中心とした外国資本投資が大規模になされ、それらが戦後国有化されたこと、また、1950年代前半に、旧ソ連の援助で、東北で国有重化学工業の復興と新たな拡大がなされたこと、これらが中国の他地域と比べて東北において国有企业の比重が高い歴史的背景である。この間の努力にもかかわらず東北三省の国有企业改革はなお多くの課題を残している。技術改造資金不足を背景に、国有企业の大中型企業の設備の半分近くが期限を超過して使用されている。株式制改革を実施できていない国有企业の長期資金調達は銀行借入に依存しているが、その結果東北地域の金融機関の不良債権比率は全国平均より10%以上高く、28.3%に達している（2004年11月、<http://business.sohu.com/20041104/n222835733.shtml>）。東北振興戦略の前提である金融の健全化という点からも国有企业改革は不可欠である。

III 延辺と大連：東北地域内の格差縮小の課題

東北振興戦略の実施において、留意しなければ

ならない課題として、東北内の地域格差がある。2004年8月並びに9月、1990年代に中朝ロ3国の国境を越えた「団們江開発計画」で大きく注目された吉林省延辺朝鮮族自治州と、東北三省の対外窓口としてここ数年の発展が著しい遼寧省大連市を訪問した。両地域の現状を紹介して課題の重要性について検討したい（松野・中川・裴2005、松野・曹・小島2005）。

延辺はその地理的優位性を生かして中朝、中ロ国境貿易を拡大するために、税関の建設、高速道路の建設、中ロ互市貿易区の設立（2001年2月国务院認可）など、インフラストラクチャの整備を積極的に進めている。その結果、中朝貿易の一定の回復は見られるものの、中ロ貿易については多くの問題を残している。吉林省の投資によって、ロシアの港までの鉄道建設がなされ、また、琿春に中ロ貨物積み替え駅並びに施設が建設されたものの、ほとんど利用されていない。同積み替え駅にロシア産の原木が積み上げられていたが、それは朝鮮からの労働力輸出の対価としてロシアから朝鮮が受け取り、朝鮮の中国に対する支払いに当たられたものであった。また、中ロ互市貿易区についても、2004年4月から実施されたロシア側の関税引上げ並びに無税輸入枠の制限引き下げなどにより、入境するロシア人の数が大きく減少していた。中ロ国境貿易については黒龍江省の綏芬河や黒河ルートが発展し、中朝国境貿易については遼寧省丹東ルートとの差が拡大している。延辺を制約する要因の克服、貿易を支えるソフト、ハード両面のインフラ整備が引き続き課題である。

延吉には経済開発区、琿春には輸出加工区など

があり、現地資本並びに中国各地の資本、外国資本の受入を積極的に推進している。ただし、図們で木材加工をしている韓国企業からは、物流インフラの整備が課題として挙げられた。原木がロシアから運ばれる際、吉林省が建設したロシアのザルビノ—琿春の鉄道ルートではなく、ウラジオストク—ウスリースキー—綏芬河—琿春というルートが使われているが、その理由は、前者では貨物の管理ができないからである。輸出においても、琿春—ザルビノ—東草と、琿春—大連の二つのルートがあるが、後者はコストが高いものの、定時性というから後者が選ばれていた。現地市場である東北地域の規模は小さく、大市場である上海等での販売については物流コストの点から不可能という答えがなされた。延吉開発区では韓国資本の投資は見られるものの、日本企業の投資はまだ3社にとどまり、そのうち1社（醤油製造）は現地企業による買収、別の1社（煎餅製造）も市場開拓で苦戦とのことで、本格的外資進出はまだなされていない。

反対に、注目されるのは、海外への大量の労働力輸出である。2003年には、延べ14,900人が、韓国、アメリカ、サイパン、日本、ロシア、リビア、シンガポール、イスラエル、朝鮮等の20数カ国・地区に、延辺对外経済貿易合作局と韓国の派遣業者や日本の自治体との連携・協力などを通じて派遣され、漁業、建築、機械加工、運輸、服飾加工、海上運輸、農業、林業等で主として単純労働に従事している。その結果、同年の海外からの個人送金額は延辺自治州の財政収入の2.5倍に相当する6.5億ドルにも達している。ただ、問題はそうした巨額の資金が、製造業など長期的視野での生産的事業に投資されていないことである。個人消費以外は飲食業を中心とする短期的事業が拡大し、市内の賑わいを作り出しているものの、地域内の自律的経済循環を拡大するという課題が残っている。

一方、大連では、一つの中心（国際輸送センター）と4つの基地（石油化学、機械設備製造、船舶製造、電子情報ソフトの4事業拠点）の建設計画が打ち立てられている。中国東北の対外窓口、並びに環渤海地域の物流ハブ港としての大連の役割をさらに強化することが計画され、経済技術開発区に建設された大窯湾新港（シンガポールとの合弁でターミナル会社を運営）の機能強化、鉱石、原

油、食糧の専用港区建設などが進められている。また、製造業では、遼寧省や他省の石油資源を背景とした石油化学、約50%の全国シェアを占めているディーゼル機関車をはじめとする機械設備製造、中国最大の造船企業を有する船舶製造、日本向けソフトウェア開発や情報サービスのアウトソーシング業務を中心に年々50%の成長率で拡大している電子情報ソフトの4事業をグローバル経済の中で発展させる重点産業として育成しようとしている。国家ソフトウェア産業基地（中国全体で11ヶ所）並びに国家ソフトウェア輸出基地（同5ヶ所）の一つとして認定されている大連ソフトウェアパーク（1988年建設開始、3平方km）には現在200社以上の企業と、IT人材育成機関が進出しているが、旅順地域に向けて拡大をすすめる第2期計画（4平方km）が2003年にスタートしている。

また、大連保税区並びに輸出加工区、港湾を結合して発展させる「区港連動」計画が作成されている。「区港連動」の試験地域として中国では8つの都市が選ばれた（大連、上海外高橋、青島、天津、寧波、張家港、アモイ、深圳、2004年11月）が、大連ではその一つとしてコンテナ中継運輸区、倉庫中継運輸区、臨港加工区、冷蔵区、自動車保税区、海上鉄道運輸区などで構成される保税物流園区が計画され建設が進められている。グローバル経済化の中で製造業と物流の両方を、港湾機能の高度化と結合させることによって発展させようという計画である。

以上のように、大連はハード、ソフト両面で産業を発展させるとともに、港湾機能を高度化し、東北アジアの地域経済協力の発展の中で、大きな役割を果たしつつ、みずからを強化しようとしている。ソフトウェアパークの発展などは、それを具体的に示すものであった。

2005年3月5日の第10期全国人民代表大会第3回会議における政府活動報告で温家宝首相は2005年の社会経済発展に関して3つの重点政策をあげた。マクロ経済調整、改革開放政策推進、調和社会（「和諧社会」）建設である。米国、ドイツに続く世界第3位の貿易大国への発展に見られる国外市場、並びに国内市場の拡大に支えられ、2004年9.5%という高経済成長を達成し、2005年も8%前後の成長を目指しているものの、他方で産業間、地域間の格差、個人間の格差が拡大するとと

もに、環境問題、資源エネルギー制約などが表面化している。それらの問題を解決し、調和社会を建設するための地域政策として、2000年からの西部大開発、並びに2003年秋からの東北老工業基地振興の継続が述べられている。2004年の中国東北三省のGDP成長率は12.3%と、全国平均を2.8ポイント上回った。また外資受入額（実績）も、59.4億ドル（前年比83.6%増大）に達している（「中国最新情報」No. 296、2005年3月8日）。ただ、その一端を示したように、現状では、延辺と大連との間の格差は今後拡大する可能性がある。日本や韓国の経済協力を含め、東北内での調和の取れた発展戦略を、産学公国際連携を制度化する中で樹立し、実行することが望まれている。

参考文献

- [1] 金・安2004；金鳳德・安崗「中国東北の振興與東北亞經濟合作」『立命館國際地域研究』第22号、2004年3月。
- [2] 松野・中川・裴2005；松野周治・中川涼司・裴

光雄「2004年延辺調査並びにワークショップ報告」

『立命館國際地域研究』第23号、2005年3月。

[3] 松野・曹・小島2005；松野周治・曹瑞林・小島宏「大連における東北アジア国際物流シンポジウムと経済調査について」『立命館國際地域研究』第23号、2005年3月。

[4] 李2004；李向平「中国国有企业改革の現状と課題——遼寧省大中型国有工業の企業の財産権改革——」『東北アジアビジネス提携の展望』（仲田正機・松野周治・徐繼舜・李向平編著、文眞堂）

[5] 喬木『振興東北——中国經濟“第四極”的戰略與実践』中国工人出版社、2004年。

[6] 『東北老工業基地振興戦略幹部読本』同編寫組、中共中央党校出版社、2004年。

[7] 「振興東北網」

<http://chinateast.xinhuanet.com>

[8] 「中国最新情報」

<http://trainning.atmarkchina.com>

(まつの しゅうじ 所員 立命館大学)

「少子化」のなにが問題とされねばならないか？

ASANO Fumie
浅野富美枝

I 「少子化」が止まらない

1989年に、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が1.57を記録し、「1.57ショック」と言わされてから16年が経過した。この間、国は「少子化対策」を推進したが、それはさらに下がり続け、2004年には、過去最低の1.29（1.288）となった。第二次ベビーブームの団塊ジュニア世代が「子産み・子育て世代」となる30代を迎えたが、「第三次ベビーブーム」の到来は気配もない。総人口に占める子どもの割合も13.8%（05年4月1日現在）となり、31年連続で低下している。わが国の人口は間もなく確実に減少に転ずる。

このような状況のなかで、国の「少子化対策」が新たな方向をみせつある。一つは、05年4月

に全面施行された「次世代育成支援推進法」にみられる、仕事と家庭生活の調和をはかる「ワーク・ライフ・バランス」の働き方を企業に求める方向であり、もう一つは、01年秋頃から、厚生労働省が今後の少子化対策の主な取り組として打ち出した「不妊治療・妊娠支援策」の方向である。前者は、男性を含めた働き方の見直しをはかる方向であり、後者は、戦前の国策としての人口・生殖政策につながりかねない、妊娠・出産を「奨励」する方向である。「少子化」という土俵の上で、まさに現代日本の方向を決定する闘いが展開されている。

以下、わが国の「少子化」をめぐるこの間の政府の対応の経過を概括し、あわせて「少子化」の何が問題であり、何が問題とされなければならぬかを考えてみたい。

II 子育てコストを負担しない社会

「少子化」という現象の直接的原因は、未既婚を問わず、生殖世代（15～49歳）が子どもを産まないことである。2000年の家計経済研究所の調査で、子どもが1人いる既婚女性の約6割が、条件さえあればもっと子どもを産みたいと回答している。わが国には「産みたくても産めない」という生活実感をもたらす状況があり、この状況が「少子化」と結びついていると推測できる。

「産みたくても産めない」と実感させる状況とはなにか。04年に実施された「子ども未来財団」の調査によると、多くの男女が、子どもを2人以上産むのが理想だが、「子育てはお金がかかる」「仕事と子育ての両立支援が未整備」などの理由で出産を躊躇していると回答している（日経新聞05年2月26日夕刊）。同調査によると、少子化が進む背景についての主な意見は以下のようなものである（表1参照）。

実際わが国では、出産費用から教育費まで、親が子どものために費やす金額は世界に例がないほど高額である。欧米では、子育てや教育の成果は個人の利益とともに社会の利益になるという考え方方が底流にあり、子育て・教育コストの多くを社会が負担している。これに対し日本では、社会保障給付に占める高齢者向けと児童・家庭向けの比率は70対4と大きな開きがあることに示されているように、子育てに対するコスト面での社会的責任が果たされていると言える状況ではない。子育てコストを社会が負担する国ほど出生率が高い傾向があることからすれば、これは「少子化」の大いな要因といふことができる。

子どもの生育・教育機会は、親の就労上の地位

や収入にかかわらず、すべての子どもに均等に保障されなければならない。「国際人権規約」13条では、初等教育はもちろん中等教育・高等教育も無償にしていくことがうたわれているが、わが国はこの条項を留保している。このことに象徴されているように、わが国では経済的に脆弱な親の元で暮らす子どもに対して、生育・教育機会の平等を保障するという視点が欠如している。教育費が親の年収の3分の1を占め、「大学卒業コース・お1人様2,000万円也」という状況では、出生時にわずかな一時金が支給されるくらいでは、親になることの経済的不安は解消されない。しかも今日の雇用状況下では、親の収入はますます不安定となり、収入の増大は期待できない。わが国の「少子化」は、雇用が不安定化していること、および子育てコストの負担を社会がネグレクトしていることの帰結である。こうした認識を根本的に欠落させたこれまでの「少子化対策」が十分に成果をあげることができなかったのは、ある意味で当然であろう。

III 仕事と子育ての両立ができない社会

「産みたいが産めない」という生活実感をもたらすもう一つの理由は、「仕事と子育ての両立ができない」ことである。04年版『働く女性の実情』（厚労省）によると、6歳未満の子をもつ母親の就業率は、スウェーデン78%，アメリカ62%，フランス56%であるのに対し、わが国は35.6%である。しかもわが国では、育児で離職した女性の6割以上が就業希望をもってはいるが、再就職の道は厳しく、再就職の7割はパートなどの非正規雇用で、低賃金や劣悪な労働条件に甘んじざるを得ない。子どもを産んでも働き続けられる制度・環

表1 少子化が進む背景についての主な意見（複数回答、%）

	子育て層	子どものいない未婚層	子どものいない既婚層
子育てにお金がかかる	70.7	69.7	73.3
両立支援環境が未整備	40.4	45.7	39.8
自由な時間がなくなる	45.5	32.7	35.5
子どもの将来の環境に不安がある	16.9	14.4	21.7
子どもを持つ意義や利点が感じられない	11.9	14.9	11.7

NEWS を読み解く

境がないことは、女性の就業意欲が高い国では必然的に「少子化」の要因となる。

仕事と子育ての両立には、二つの領域の制度・環境の整備が必要である。一つは、保育所の設置などの子育て支援制度の整備であり、もう一つは育児休業制度などの整備や働き方の見直しなど、育児と両立できる働き方の整備である。前者は従来のわが国の両立支援策の主要な柱であったが、そこには、保育所などの設備の絶対的不足、保育労働の人員費削減や民間委託など、保育サービスにかかるマンパワー整備の絶対的不足、および多様な働き方に見あう保育サービスの未整備といった点で決定的な弱点があった。これまでの「少子化対策」が十分な成果をあげていないのは、このような弱点を放置してきたところに一つの原因がある。有効な「少子化対策」を望むのであれば、この弱点の改善こそが真っ先になされなければならない。

仕事と育児の両立を可能にするためのもう一つの課題である働き方の見直しは、「子育てしながら働き続けられる制度づくり」、「家族的責任を果たすことのできる働き方の創出」、「結婚や出産、育児で女性が差別されない職場環境づくり」という三つの柱から構成される。しかしこれらは、育児介護休業法という法整備がなされている第一の柱を除いては、これまでほとんど手付かずであった。もっとも、その第一の柱にしても、たとえばベネッセ・ウィメンズパークが03年12月にサイトで実施した調査によると、勤務先で育児休暇が取れる夫はわずか2割であったことにみられるように、一部の企業で実施されているにすぎない（朝日新聞05年4月20日）。

また、すでに両立支援制度を導入した企業にしても、男性の利用がきわめて低いことが問題として指摘されている（たとえば育児休業の男性の取得率は03年には0.4%）。男性が両立支援制度を利用しない／できない理由は、制度の利用がその後の昇給・昇進に不利益をもたらす、育休中の収入が保障されないなどのデメリットがあるからである。このデメリットは女性が利用してもちろん発生するが、女性はデメリットがあっても利用せざるを得ない。こうして生じた両立支援制度の利用における男女格差は、結果として雇用の場のあるたな男女格差の契機となる。利用者に不利益や格差をもたらす制度は欠陥制度である。利用する

ことがデメリットや格差につながらないような制度、男女ともに利用できる制度でなければ「少子化対策」としての実効性は望めない。

実効性のある両立支援制度とは、必要な場合に誰もが利用できる制度のことである。そのためには、制度を利用する事が「迷惑」とみなされることのない職場環境の創出が不可欠である。02年度に厚労省雇用均等室に寄せられた個別紛争解決援助の申し立てのうち、63%が妊娠・出産を理由とした退職の強要、解雇だったことのみられるよう、わが国には、目先の利潤追求を優先し、仕事と子育ての両立を迷惑がる企業風土が根強く存在する。

03年、04年と調査を実施した「21世紀青年者総断調査」では、04年、結婚を機に職場環境が働きにくくなつたことを離職理由にあげた割合は、3.4%だったのに対し、出産では20.0%と6倍以上であった。さらに、03年に「出産した後も仕事を続けたい」と回答し、実際にこの一年間のうちに出産した女性の11.3%が、04年には意に反して仕事を辞めており、その理由としてあげられていたのは、「配偶者や家族が退職を望んだ」が6.7%だったのに対し、「会社に働き続けにくい雰囲気があった」は2割であった（朝日新聞05年3月12日夕刊）。ここにある「会社の働きにくい雰囲気」とは、雇用者側の姿勢だけではなく、働く者の側から発せられる雰囲気も含まれている。実際、制度を利用すると働く仲間に迷惑がかかるという声はしばしば聞かれる。この背景には、ある者の権利保障が他の者の権利侵害になるという、ゆとりのない職場環境がある。両立支援制度の利用が他の労働者の長時間・過密労働となり、他の労働者の生活の破壊につながるところでは、制度利用を快く受け止める職場形成はむずかしい。

そもそも、両立支援の保障とは「少子化対策」である以前に、「ワーク・ライフ・バランス」（労働と生活のバランスのとれた働き方）の働き方の保障の一形態として求められるべきものである。ILO156号条約を批准したわが国には、家族的責任をもつ男女労働者がその責任を果たすことができるような働き方を可能とするよう、制度保障をすることが義務づけられている。両立支援制度の整備にあっては、子育てと仕事の両立はすべての労働者の仕事と生活のバランスの保障の一形態であり、すべての労働者の「ワーク・ライフ・バラ

ンス」が守られることをめざす一段階であるとの視点が不可欠である。この視点なしには両立支援制度が広く職場に根づき、有効な「少子化対策」となるのは難しいだろう。

IV 「次世代育成支援推進法」に 盛り込まれた両立支援策の 新たな方向性

こうした弱点をもったこれまでの「少子化対策」にまがりなりにも見直しをかけようという姿勢をみせているのが「次世代育成支援推進法」である。同法は、女性の子育てと仕事の両立支援に加え、男性を含む働き方の見直しを求め、すべての自治体と従業員300人を超える企業に05年度から10年間の少子化対策の行動計画づくりを義務づけた。その行動計画づくりのために策定された「指針」は、企業が行動計画に盛り込まなければならない達成目標の具体的な項目の例として育児休業の「男女別取得率」をあげるなど、期待をもたせる内容になっている。

こうした情勢を受けて、企業の社会的責任（CSR）の一つとして具体的な「両立支援」制度の整備に取り組む企業もでてきた。たとえば月1回の「ノー残業デーの創設」（キッコーマン）、「毎日午後6時以降はノー残業デー」（トリンプ・インターナショナル・ジャパン）、「所定外労働の上限の超過禁止」（ファースト・リテイリング）などの長時間労働の是正をはじめ、「半年年休制度の親切」（積水ハウス）、子どもが4歳になるまでの間3年間分割して取れる育児休暇制度（伊勢丹）、仕事も給料も半分という短時間勤務制度＝「ライフバランス制度」の導入（東京海上あんしん生命保険）など、労働時間短縮・育児時間の保障のための多様な両立支援策が提案されている（朝日新聞05年4月26日）。

同法を受けて04年12月に決定された「子ども・子育て応援プラン（新新エンゼルプラン）」では、09年までに100%の企業で育児休業制度を就業規則に規定し、25%の中小企業に行動計画を提出させる、03年度0.4%だった男性の育児休業取得率を、14年度をめどに10%にまで上げるなどとされている。また、少子化の基本方針として04年6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」は、仕

事と生活の「調和のとれた働き方」の実現を掲げ、この実現のために年間労働時間1,800時間の達成・定着を目標として掲げている。わが国では、週60時間以上働く男性（非農林業）は20代後半で20.1%，30代後半では24.2%にのぼる。雇用機会の均等を望む女性には男性並みに働くことが要求される。男性の労働時間短縮なしに雇用機会の均等と女性の労働時間短縮は実現しない。労働時間の短縮こそは、男女ともに育児と仕事が両立できる基本であるから、この課題は重要である。「新新エンゼルプラン」ではこの時短目標ははずされるなど、この新たな両立支援策の萌芽が育つにははじめから困難が予想されるが、この方向の推進なしには実効性ある「少子化」対策は望めない。

V 「少子化」の何が問題と されなければならないか

「少子化」で問題にされなければならないのは、「少子化」という現象そのものではなく、「少子化」という現象をもたらしている要因である。「少子化」は複合的な要因によって生じている。もっとも根本的な要因は、戦後一貫して生活領域の犠牲の上に進められてきた経済政策の結果進行してきた「少子化」が、今日の経済の行き詰まりによつてもたらされた労働と生活の破壊によってさらに拍車がかかっていることにある。要するに「少子化」とは、労働と生活全体に対する現代日本のひずみが臨界点を超えて噴出している問題なのである。

したがって「少子化対策」とは、本来的には「少子化」をもたらしている諸要因にメスを入れる施策でなければならない。その際重要なのは、子どもの発達する権利、女性・若者をはじめすべての人の仕事と生活を調和させて生きる権利の保障である。とりわけ、生殖世代である若年層の働く権利を保障する施策は、経済基盤の弱い非正規雇用の若者が増えていることとあわせ、晩婚化・未婚化が社会問題になっている今日、緊急の課題である。従来の子育て支援策、両立支援策はこの方向でいっそう進められなければならない。

ところで、両立支援策とならんで国が新たに導入したもう一つの「少子化対策」に「妊娠支援策」がある。正確な統計はないが、夫婦の10組に1組

が不妊（避妊をせず通常の夫婦生活を2年間営んでも妊娠しない場合を「不妊」という）に悩んでいるといわれている今日、厚労省によると、不妊治療に取り組んでいるのは約47万人（03年、推計）、治療費用は莫大で、年平均41万円という調査結果もある（日経新聞05年4月5日）。こうしたなかで、少子化対策の〈母子保健医療体制の充実〉の項目のなかに、不妊治療の保険適用や不妊治療補助制度の整備が盛り込まれたのである。

「不妊治療支援策」は、性と生殖をめぐる健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の一環として、避妊・中絶を含む性的自己決定と併せて位置づけられるならば、女性の人権を保障する政策として受け入れることは可能である。しかし、今日の「少子化対策」で強調されているそれは、「妊娠支援策」というよりは「妊娠推進＝強制策」であって、その一步先に見えるのは、国家による人口管理であり、子どもを産めない／産まない選択をした女性の排斥である。実際、今日の「少子化対策」のなかで、肩身の狭い思いをしている、産まない／産めない女性は少なくない。また、こうした「少子化対策」に呼応するかのように、「産む・産まないは個人の自由といった考え方を少なくすることをしないと、少子化対策はできない」（伊吹元労相の言、朝日新聞2003年5月29日）、「子どもをつくりない女性の老後を税金で面倒見るのはおかしい」（森前首相の言、朝日新聞2003年6月27日）などといった声が聞かれる。ここには、生殖を人権の一つとしてとらえる姿勢がまったく見られないばかりか、妊娠・出産は国民の「義務」であるかのような戦前の姿勢がかい

まみえる。

こうした動きは、「少子化対策」の必然的帰結ではなく、「少子化」の問題の仕方の帰結である。つまり、政府が問題にしているのは、「少子化」そのものであり、それがもたらす社会的活力＝国力の低下と社会保障をはじめとした社会経済の枠組みへの深刻な影響であって、そこの人間らしい働き方・生き方の破壊として「少子化」をとらえる視点がないからである。

昨今、「少子化」を政策的課題とすることや、「少子化」を男女平等のあり方と関連づけて論ずることを疑問視する論調がみられる。赤川学『子どもが減って何が悪いか！』（ちくま新書、2004年）はその典型である。しかし、人間らしく働くこと・生活することが政策的課題である以上、その延長上に位置する「少子化」もまた当然政策的課題である。生殖領域はすぐれてパーソナルな領域ではあるが、パーソナルな領域が同時にすぐれてポリティカルな領域であることを発見したのは第二波フェミニズムの貢献であった。

歴史教科書問題に始まり、家庭科教育、性教育、自治体の男女共同参画に関する条例にいたるまで、個々の領域に対して、なんの脈絡もなしにかけられていたかのようにみえた一連のバックラッシュが、ここへきて、憲法24条をはじめとする改憲問題へと合流する支流だったことが明らかになった。「少子化」問題の底流にある見えないつながりを可視化し、政策に反映することこそ、今日の課題である。

（あさの ふみえ 宮城学院女子大学）

ライブドア問題とは何だったのか —論点整理と対立軸の明確化—

NAITO Tomonori

内藤 友紀

I はじめに

2005年の2～4月は、ライブドア vs フジサンケイ・グループの買収合戦が、あらゆるメディアを通じて報道され、世間の話題を集め続けた3ヶ月間であった。この騒動は、まずフジテレビによるニッポン放送株のTOB（take-over bid：株式公開買付）に始まり（2005年1月14日）、ライブドアの時間外取引によるニッポン放送株大量取得（2月8日）、ニッポン放送経営陣がフジテレビに割り当てようとした新株予約権問題（2月23日発表）の東京地裁・高裁の差し止め仮処分判断（3

月11日・3月23日)，さらには「ホワイトナイト」¹⁾としてのSBI（ソフトバンク・インベストメント）の登場などを経て（3月24日），最終的にはライブドアのフジテレビへのニッポン放送株売却・フジテレビのライブドアへの資本参加という形で一応の決着をみる，という経過を迎った。

この問題があれほど注目された理由には，ニュース自体を掌る放送メディアを対象とした買収劇であったためメディア側が過剰反応し，劇場型の報道をしたことや，既にプロ野球球団買収騒動で名前を売っていた“ホリエモン”こと堀江貴文ライブドア社長ら当事者たちのキャラクター性の高さがあったことは間違いない。しかし，この間のライブドアとフジサンケイ・グループ双方の行動と主張については，様々な視点から議論がなされてきており，そうしたエンターテイメント性のみに関心が向けられていたのではないこともまた明白である。

本稿の課題は，このライブドア問題をめぐる様々な論点を整理し，ライブドアの主張とライブドアに対する批判者が依拠する論理を対比することによって，経済的な立場から，より本質的な対抗軸・対立点を明確化することである。

II メディアをめぐる問題

まず，この買収合戦が投げかけた問題として，被買収側だったメディア産業の役割とその特殊性についてのいくつかの論点がある。

堀江氏は「将来的にはインターネットが通信・放送のすべてを飲み込む」とし，ニッポン放送株買収後の経営形態についても「既存メディアとインターネットの融合」を標榜していた²⁾。メディアをめぐる論点の第一点は，この堀江氏のメディア観・ジャーナリズム観にある。ニッポン放送側が，ライブドアの買収に労使とともに終始抵抗しようとした理由の一つとして，こうした堀江氏のメディア観への大きな反発があったからだと考えられる。この点に関しては，「一次情報の選択・収集力の問題³⁾」から既存メディアの重要性を説く立場や，「メディア公共性・社会の木鐸⁴⁾」という概念からの多くの批判がある。これに対して，フジサンケイ・グループを含む既存メディアの独占性・閉鎖性などから，その「公共性」の崩壊を唱

える立場が存在するが，この立場からも，ライブドア側の「具体的なビジョン」の怪しさは衝かれている⁵⁾。一方で，堀江氏のメディア観とその具体像に積極的に賛同する論調はほとんど見られない。

結局，経済的見地からは堀江氏のメディア観自体には大した意味は無く，要は市場にとってそれが被買収企業の将来に明るい将来像を与えるか否かにかかっている。市場（と被買収側）に買収後の具体的経営ビジョンを提示できなかった時点で，そのメディア論は事実上空論だった（実現可能性への疑義をもたれた）わけで，最終的にフジテレビ側から資金を得たことで引き下がったライブドアは，単なる「グリーンメイラー⁶⁾」だったと結論付けられるだけのことである。したがって，この論点自体が，経済的観点から俯瞰するときには瑣末なものだったと言えるだろう。

メディアをめぐる論点の二点目として，メディア・ジャーナリズムの公共性を理由とした規制の必要性の有無がある。すなわち，ライブドアがニッポン放送株取得のために発行した転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の引受先であるリーマン・ブラザーズがアメリカ系証券会社であることから，外資企業による間接的な放送会社支配（間接出資）が生じる可能性があり，その点が問題視されたのである。この論点に関しては，前述のようにメディアの公共性を重視して規制の必要性を主張する立場と，「過剰な規制が放送の多様性を損ねる」として規制に批判的な立場がある⁷⁾。ただ，ニッポン放送（1996年12月）とフジテレビジョン（1997年8月）は，自身が株式上場した時点でこのようなリスクを背負っていることを覚悟すべきだったのであり，放送免許を付与されているフジサンケイ・グループ側が自身の「公共性」についてあまりに無自覚であったと言わざるをえないだろう。この問題に関して付言すれば，結果的には，総務省が放送局に対する外資規制を盛り込んだ電波法改正案を4月に国会に提出することになり，前者の主張が実現する運びになった。その背景には，外国資本による放送局などの支配などに強い危惧を持った，一部の自民党議員などからの強い圧力があったことは言うまでもない。

III 制度と法律をめぐる問題

次に、この買収劇にかかわった攻撃・反撃側双方の行動についての、制度的・法律的な諸論点がある。

法律に関わる論点の一つ目として、ライブドアによる時間外取引を利用した買収、ニッポン放送によるフジテレビへの新株予約権の発行という手法自体の適法性の問題がある。このうち後者については、既に東京地裁・高裁によって差し止めの仮処分命令が出ており、違法であるという司法判断がなされている。したがって、ここではライブドア側にかかわる法律的な問題に焦点を絞って整理する。

ライブドアがニッポン放送にしかけた「敵対的買収（敵対的M&A（merger and acquisition））」とは、買収側であるライブドアが、被買収企業であるニッポン放送の取締役会の同意を得ずに、大量株式取得による買収を仕掛けたことを指している。2005年2月現在での証券取引法においては、有価証券報告書を提出している会社の株式の3分の1超を市場外で取得しようとする場合、原則的にTOBによらなければならないので、一般的に買収者はTOBによって買収を仕掛けることになるはずであった。しかし、ライブドアは、ニッポン放送株の取得にTOBを使わずに時間外取引を利用した。このTOBは、不特定多数の株主に対して、買付目的・期間・株数・価格などを事前に広く公表する透明性の高い取引手法である。一方、ライブドアが用いた時間外取引は、本来は機関投資家などの投資促進目的のための証券大量売買を想定した取引であり、こうした取引内容公表の義務はない。現行法では、時間外取引は証券会社などが特定少数間の証券売買を仲介する相対取引であるが、電子取引ネットワーク（ToSTNeT）を使用することによって東証市場内の取引と位置付けられ、前述のように市場外での大量売買を規制するTOBの対象外となっている。そのため、もともと今回のケースのように、一般投資家の知らない間に、経営権の変動に繋がるような大規模な株式買付がなされてしまう可能性を有していた。

こうしたライブドアによる「敵対的買収」についての主要な批判は、北城恪太郎経済同友会代表

幹事の「法律に違反しなければ何をやっても良いということではない。ベンチャー企業も社会的責任を考えて行動すべき^⑧」という発言に端的に現われている。すなわち企業の社会的責任論や資本主義の原則論に基づく、制度的な抜け道を活用した“狡猾”な手法自体への批判である。これは、北尾吉孝CEO（SBI）の「ライブドアのやり方は、他人の家に土足で上がって仲良くしようというもので、好ましいやり方とは思わない」という主張にも通じる。また、「ToSTNeTでの立会外取引は証券取引法違反の可能性が高く、（裁判所は）『ライブドアの取得方法は違法』と認定、立会外で取得した3割弱に関しては議決権を認めないとするのが正義」だったとして、司法判断自体に疑義をはさむ主張もある^⑨。

しかし、明確な法律違反を犯していない以上、たとえ抜け道を活用したとしてもライブドアに過失はない。もし問題があったとすれば、株式持合解消や自己株取得のための便宜を優先し、そのような瑕疵のある法律を放置していた既存の大企業や立法・行政の側にある。この取引を受けて、金融庁は3月2日に自民党財務金融部会・金融調査会合同会議で株式時間外取引の規制強化のための証券取引法改正案を提示し大筋で了承を得たが、対応が遅かった感は否めない^⑩。そもそも、こうした事態が起きたのは、政府が規制緩和を拙速に推し進めてきたことが背景にあるにもかかわらず、今ごろになってそれに気付いて慌てているのも滑稽である。ただ、ライブドア側にとっても、“ライブドアは狡猾”という悪印象を市場全般に与え、いらぬ反発を被買収企業のニッポン放送側に抱かせてしまったという点においては、この手法は失敗だったと言えるだろう。

法律的问题の第二点として、法律的には企業は誰のものか、という論点がある。ライブドアの買収の対象となったニッポン放送の労使双方は、ライブドアによる支配を拒絶する姿勢を見せた。このことが、企業は株主のものか、それとも従業員のものか、という論点を浮かび上がらせた。

そもそも堀江氏は「ステークホルダー（利害関係者）という概念は非常に理解しづらい。（中略）どこまでが利害関係者かなんてはっきりとした線が引きにくい」ため、「シェアホルダー（株主）のほうがずっと明確」で、「株主のためになることは、当然、従業員のためになる」とし、企業

は株主のものであるという立場を明確にしている¹¹⁾。このような立場の背景には、「会社は株主のもの」という資本主義社会では当たり前のことが、ようやく日本でも常識になった¹²⁾」とする、アメリカ型の株主資本主義こそが正当な資本主義のありかたである、という発想があるのだろう。また、基本的に「企業は株主のもの」であることを認めながら、「株主はすべて善で、経営者はその対極に位置するかのごとき論調」のミスリーディングを指摘しつつ、「企業価値を高める担い手はまぎれもなく経営者であり、従業員」であって、「企業は株主だけのもの」といわんばかりの論調¹³⁾への現実離れからくる強い違和感を主張する立場もある¹⁴⁾。結論から言えば、現行のいわゆる「会社法」に企業支配の正当性の根拠を求めれば、正式な「社員」とは株主のことであり、経営者は企業から信任委託をうけた存在、従業員（いわゆる一般的な“社員”）は企業と雇用契約を結んでいる存在にすぎない。したがって、「会社は株主のもの」であるという主張は全くの正論である。

しかしその一方で、『物作り』の実体経済に躊躇し『個人による短期計算』に傾く金融活動や（技術的にパターン化される形の）『象徴経済』にのめり込む』アメリカ経済と『物作り』を生命線とする』日本経済を対置し、日本に「象徴経済にのみ有効な株主資本主義を持ち込もうとするのは、過誤というよりも犯罪¹⁴⁾』と断じる立場や、大化の革新の「公地公民」制・江戸時代の「士農工商」は所有と支配を分離する知恵で、武士道は「所有」に関する禁欲であるように、日本の企業組織が「社員の共同体」になること・日本の株主が株主総会で利益を過剰に主張しないことなどは「それなりの歴史的文化的哲学的理由があつてのこと¹⁵⁾』だとする立場、さらには、企業という経済組織体を統治する権力の正当性の源泉は「知的所有権・財産権」と「組織体への参加とコミットメント」の二つに求められるが、前者に正当性感覚を持つアングロサクソン社会と後者に正当性感覚をもつドイツや日本とは社会通念的な相異があるため、「長期的には、その社会通念を生かした抜本的な企業法制度の改革を、日本が世界を主導する形で行うべき¹⁶⁾』とする立場などがある。こうした立場にアメリカ型の株主資本主義の正当性からくる「企業は株主のもの」という思想と対峙している。これらの主張は、その前提がそれぞれ

経済実態・歴史的文化的的事由・社会通念と異なるものの、いずれも日本の独自性を強調することで、そうした思想に疑義を提示している。

IV おわりに —— これからの日本型資本主義のあり方について —

以上見てきたように、今回のライブドア型企業買収についての、それぞれの論者による様々な論点への主張の背後には、基本的に、外国資本による日本企業買収などの対日投資に対する是非、さらにはアングロサクソン的株主資本主義自体の是非という根本的な政治思想的対抗軸が存在する。それは、従来の日本型資本主義を、「戦後日本の根幹を成してきたクローニー（なれ合い）資本主義¹⁷⁾』とする立場と、「日本が遅れているからでも閉ざしているからでもなく、日本の資本主義には日本に固有の性格があり、日本の資本主義が異端で、アメリカのそれが正統だというばかげた話はあり得ない¹⁸⁾』とする立場の違いである。

ライブドア問題の出発点となった、すなわちライブドアが行動を起こす背景となった、株式持合構造の崩壊などによる株主の勢力図の激変や、（今回は間接的なものであったが）外国資本による日本企業買収の解禁などは、バブル崩壊以降日本政府によって進められて来た規制緩和政策にその起源がある。これらの規制緩和は、1993年7月の宮澤・クリントン首脳会談以来、アメリカ通商代表部によって日本政府に毎年10月に提出されている『年次規制改革要望書』に沿った諸改革である¹⁹⁾。言い換えれば、日本政府は数年前から、アメリカが規制緩和が必要であると考えた分野（通信、金融、医療機器・医薬品、エネルギー、住宅の5分野）において規制緩和を進めてきたのである。したがって、これらの改革は、日本資本主義のアメリカ的（あるいはアングロサクソン的）資本主義への移行を目指したものであったのは間違いない、ライブドア的な買収劇が起ったのは必然的な帰結だったとも考えられる。

このような、いわゆる“グローバル”な流れを、「日本の政治家は今回の買収を、外資が間接支配に乗り出したと批判しているが、すでに日本上場企業株の平均35パーセントを外資が所有している

NEWSを読み解く

時代に、まったく的外れとしかいいようがない²⁰⁾」と当然視する、あるいは「ここで市場を閉ざし商法を逆行させるならば、あまりにも日本は胆力がないと嘲られる²¹⁾」として規制緩和を続行することを主張する立場と、「日本の法改正や制度改革の決定プロセスには、アメリカの介入を許すようなシステムが存在している²²⁾」として問題視する、さらには「グローバリゼーションという名の「米国による日本改造」はけっして抗うことのできない「時代の流れ」でも、「不可逆の『歴史的必然』でもない²³⁾」として反対する立場の間の相異は、まさに先述したライブドア問題をめぐる対立軸と重なる。

幸か不幸か、まさにこのライブドア問題への対応から、通常国会に提出される寸前だった新会社法法案の一環である、外国株対価の合併（いわゆる三角合併）や現金合併の解禁は一年間凍結されることになった。我々は、これを良い機会として、これから日本資本主義のあり方について自らの立場を再確認しなければならないだろう。

注

- 1) 敵対的買収を仕掛けられた対象を、買収者に対抗して友好的に買収または合併するキャスティング・ボードを握る第三者のこと。
- 2) 堀江貴文インタビュー「牙を抜かれた経営者は去れ」『文藝春秋』文藝春秋社、2005年5月号、120頁。
- 3) 立花隆「ネットはメディアを殺せない」同上、97頁。
- 4) 正論編集部「堀江貴文氏の危険なジャーナリズム観にモノ申す」『正論』産経新聞社、2005年5月号74頁。
- 5) 佐野眞一「大衆は「堀江失墜」を待っている」『文藝春秋』文藝春秋社、2005年5月号、113~115頁。
- 6) 買い占めた株式を、高値で被買収企業に買い戻させる投機家のこと。

- 7) 『日本経済新聞』2005年3月13日。
- 8) 『読売新聞』2005年3月16日。
- 9) 服部暢達「フジの新株発行登録枠は合理的、究極策は合併拒否権付き種類株」『週間東洋経済』2005年4月9日号、35頁。
- 10) 金融庁は同月3日に開かれる金融審議会（首相の諮問機関）の審議を経て、今国会に改正法案を提出した。『読売新聞』2005年3月2日。
- 11) 堀江貴文、前掲インタビュー、124~125頁。
- 12) 大前研一「荒野のガンマン VS 白馬の騎士」『文藝春秋』文藝春秋社、2005年5月号、101頁。
- 13) 財部誠一「『企業は株主だけのもの』か」『正論』産経新聞社、2005年5月号、28~29頁。
- 14) 西部 邁「完全飼育されたアメリカニスト」同上、22~23頁。
- 15) 井尻千男「日本の伝統が日々毀損されている」同上、29~30頁。
- 16) 伊丹敬之「ニッポン放送買収劇で見えた『会社法』の本質的欠陥」『月刊プレジデント』プレジデント社、2005年5月2日号。
- 17) 『週刊東洋経済』2005年4月9日号、33頁。
- 18) 西尾幹二「歴史と民族への責任——ライブドア問題で乱舞する無国籍者の群れ」『正論』産経新聞社、2005年5月号、94頁。
- 19) アメリカ大使館公式ホームページより。過去数年の『年次規制改革要望書』が閲覧できる。
<http://japan.usembassy.gov/j/policy/tpolicyj-econ.html#kiseikaikaku>
- 20) 大前研一、前掲論文、102頁。
- 21) 成毛 真「日本のビル・ゲイツになれるか」『文藝春秋』文藝春秋社、2005年5月号、111頁。
- 22) 関岡英之「拒否できない日本——アメリカの日本改造が進んでいる」『文春新書』、2004年、50頁。
- 23) 関岡英之「志を喪失した時代の象徴として」『正論』産経新聞社、2005年5月号、51頁。
(ないとう ともり 京都大学大学院)

ライブドアとニッポン放送の 大量株取得問題

NOMACHI Naohiko
野町 直彦

フジテレビのニッポン放送株の50%超取得を目指したT O B（株式公開買い付け）が2005年1月17日に発表された。これに端を発したフジテレビとライブドアの攻防劇は、3カ月後の4月18日に和解という解決を見た。

今回の騒動では、T O Bのほかに、ポイズンビル、ホワイトナイトといったあまり耳なじみのない言葉が紙面を賑わした。「ポイズンビル」（毒薬）とは、取締役会の意向に反する敵対的買収を防ぐ目的で、既存株主に対して「買収者が一定の議決権割合を取得した時点で、市場価格より安い価格で株式を引き受けられる」という条件の新株予約権を発行し、買収者の議決権を相対的に低下させることをいう。「ホワイトナイト」（白馬の騎士）とは、買収をしようとしている者と仕掛けられている者との間で、キャスティング・ポートを握っている第三者をいう。

新興メディア対在来メディアのきわめてわかりにくい「株取り合戦」は、「ホリエモン」（堀江貴文ライブドア社長）の名とともに、メディアのワイドショウ的な話題になった。結局、とりあえず和解というかたちで矛をおさめた両社だが、その背景に何があるのかを事実関係をたどりながら述べてみたい。

- 2月8日 ライブドアが東証の時間外取引でニッポン放送株の35%まで取得
- 2月10日 フジテレビがT O B目標を25%超に引き下げる
- 2月23日 ニッポン放送がフジテレビ向けに新株予約権の大量発行を発表
- 2月24日 ライブドアが東京地裁に新株予約権発行の差止めを請求
- 3月7日 フジテレビのT O Bが成立
- 3月11日 東京地裁、新株予約権発行の差止め仮処分を決定
- 3月15日 フジテレビが年間配当額を引き上げ 1,200円から5,000円に
- 3月22日 フジテレビが500億円分の新株発行登録（「ポイズンビル」の一種）

- 3月23日 東京高裁も発行差止め仮処分を支持する決定
- 3月24日 ニッポン放送が保有するフジテレビ株をソフトバンク・インベストメント（SBI）に貸し株。SBIが筆頭株主。「堀江社長は他人の家に土足のまま上がったが、敵対的買収は好ましくない」（北尾吉孝CEO）。
- 3月25日 ライブドアがニッポン放送株の議決権ベースで過半数取得を公表
- 3月27日 フジとライブドアが「今後の関係を協議」異例の記者発表
- 4月1日 ライブドアがニッポン放送の発行済み株の過半数取得を公表
- 4月12日 ライブドア株が終値で分割後最安値の233円に下落
- 4月18日 フジとライブドアが和解の基本合意を発表

両社の攻防の影にはライブドアの800億円もの転換社債を引き受けたリーマンブラザーズ（米国）やニッポン放送の株式を3月末時点で6.12%所有していた村上ファンド（M&Aコンサルティング）も登場し、日本の証券市場に巣くうハゲタカのオノパレードといった感がある。さらには「貸し株」という手法でフジテレビとの提携に名乗りを上げてきたソフトバンク・インベストメント（北尾吉孝CEO）など日本の証券市場を舞台に新旧の役者が入り乱れてのフジテレビ・ニッポン放送をめぐる利益獲得劇の様相を呈した。

結局は、ライブドアの保有するニッポン放送株のすべてをフジテレビが1,030億円で購入し、ライブドア第三者割当増資440億円をフジテレビが引き受けるなど、金銭面ばかりが突出した結果となつた。業務提携では放送とネットの融合を目指して「業務提携委員会」を設置するとしたに過ぎず、新たな事業展開については、6ヶ月以内に結果を出したいというライブドア・堀江社長の言葉が示すように具体性を欠く和解となつた。

早期の和解を急ぐあまり、株式の買い取り価格

もフジ側のT O B価格5,950円を上回り、ライブドア側の取得価格（一株あたり6,250円）以上に引き上げることで合意するなど、フジテレビ・日枝会長も「T O Bに応じてくれた株主に対して内心忸怩たるものがある」と言わざるを得ない決着となった。

ライブドアが東京証券取引所の時間外取引で日本放送株を大量取得したことには、証券取引法違反の疑いがあると言われている。ニッポン放送がフジテレビ向けに新株予約権の大量発行したことに対しては、ライブドアが東京地裁に新株予約権発行の差止を求めて仮処分申請を行ったのを受けて、東京地裁は新株予約権発行の差止め仮処分を決定した。高裁もそれを支持する決定を出した。この法廷での争いを含め、会社とは何かが広く一般の注目を集め、M & Aや証券取引のルールについて経済界・政界・学界を巻き込んだ大議論が繰り

広げられた点は、まだしも一つの収穫といえるだろう。

早稲田大学法学部教授の上村達男氏が、今回の件について、「日本のシステムが証券市場と一体の公開株式会社制度を運営していくにはあまりに未熟であり、急激に身に余る自由の享受を認めすぎたことの咎が一斉に吹き出している」（上村達男「ライブドア対フジテレビ——市場のルールを踏み荒らす者は誰か」『世界』2005年4月号）とコメントしているのは至言である。

証券市場の自由度が高い米国では、証券取引委員会などの強い規制が用意されている。しかし日本では、米国流の自由化が進んでいるにもかかわらず、それに見合った強力な規制はできていないことが問題だというわけである。

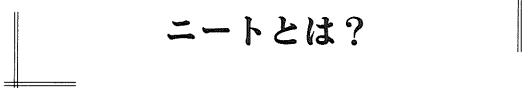
（のまち なおひこ 所員 株主オンブズマン）

ニートについて

YAMADA Ryo

山田 亮

ニートとは？



ニートの範囲について

僕はニートなのか？ NEET (Not in Employment, Education or Training) を直訳すると、「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」だ。少し働き、学籍も休学中ながら残している僕は「NEET」ではない。日本語の「ニート」には、これに加えて「主婦（主夫）でもない」が加わる。

主婦（主夫）を入れると、手が付けられない問題になるから、日本ではそこを除外して解釈したのだろうか？ 主婦という選択の方が、主夫を選択するよりも社会的認知が得やすいとすると、「ニート」に含まれる性別による偏りを無視することはできないだろう。ニート対策としての主婦（主夫）が存在したと考えると、この問題は決して最近起きた問題ではなく、長く日本に潜在していた問題と捉えることもできる。また、女性だ

けにニート対策が取られていたわけではなく、男性も「就職から定年まで」という企業内福祉制度が、社内ニートを隠し続けてきたとも言えるだろう。

ニートという言葉について

「ニートの響きかっこよすぎる」という意見が朝日新聞（5月17日？）に載っていた。確かに「今何してるの？」「なにもせず、ただ生きているだけ」というよりも、「今？ ニート」という、なんとなく言葉の響きもいいし、なによりも所属感があるような気になってしまう。「自立放棄者」という言い過ぎかもしれないが、そのくらいダークな語感にすると、もう少し当事者達も「なんとかせなアカンなぁ」という気になるかもしれない。そもそも、なんとかしたとして、その先行きが真っ暗ではお話しにならない。

余談だが、「パラサイト・シングル」という言葉も「寄生子」と表現すると、もう少し危機感をあおれるような気がするのだが……

ニートの中身

ふと一句思い付いた。

「宝くじ 3億あたれば 即ニート」

1億円じゃちょっと…と思っていても、3億円なら仕事辞めるという人もでてくるだろう。少なくとも、今日明日食べていくための労働からはリタイアする人はいると思う。しばらくは仕事を休んで疲れをとり、ゆとりができたら陶芸でも始めようか?という30歳独身は、ニートなのだろうか?こうみると、実は、皆どこかでニート状態を求めているのではないか?とさえ思えてくる。

ニート理解の難しさ

ニート問題を見る視点

ニートやフリーターに関する書籍や意見はあちこちで見かける。いろいろ読んでみるが、僕が納得できるものは少ない。多くは、ニートの増加を問題と位置づけながらも、このニートをどうさせたいのか?という着地地点が見えない。例えば、巻末にでも、「年収1,000万円の僕の給料を20%カットします。二人で共同して一人雇います」というような身を削る意識のある一文でもあれば、「実現性はともかくも、愛はあるんだな」と感じることができる。偏差値の高い有名大学のゼミ生達が「フリーター問題」や「ニート問題」について書いたところで、読んでる当事者には「あんたらにはわからないよ」としか感じないだろう。

ニートを扱うメディア

「どうも違う」「なんか違う」と感じながらニート問題を扱うテレビ番組を見たり活字を読む。原稿締め切り前日(5/30)のテレビ朝日「TVタックル」をみて、「あ、そうか」と気が付いた。ニートとしてメディアに登場するのは、決まって「あのパターン」の人達だ。主張もしなければ、コンビニ弁当を食べながら、「はぁ、なんとかしないことは思ってるんですが……」というタイプなのだ。おそらく主張したり、ズバッと本質を突いたことを取材中に喋るニートもいたはずだ。金もなく、時間ばかりの生活をするようになると、なかには哲学者や思想家になる人も現れる。でも、メ

ディアはそういう主張や意見を編集時にカットして、「わかりやすく、いかにもニート」というような姿をお茶の間に流そうとする。僕に普段付けてないエプロンを着せて「スーパー主夫」と紹介するのと同じだ。

一方、スタジオで討論に参加したりするのは、たいてい「元ニート」であり「現役ニート」ではない。後になってわかることというのはたくさんある。「元ニート」には残念ながら現役ニートをそのまま代弁することはできない。お粗末に編集された「わかりやすい」映像を見て「わかったような」コメントを発するのだから、当事者達は多少なりとも違和感をもつだろう。ましてや彼らが、自分たちニートの未来を開く意見を言うなど、これっぽっちも期待していないだろう。「これからどうする?！」というのなら、まずたくさんの現役ニートの生の声を映し出すべきだろう。この原稿も、「元フリーター」で「ニート」の時期がなく、しかも真摯に「ニート」調査をしたわけでもない、労働問題の素人が書いているのだから、問題の本質を突いたり、核心が見えたりする可能性は低い。

それにしても……「TVタックル」で紹介されていたニートさん。家賃が月10万円のマンションに住んでいながら、年金は払ってなく、健康保険も1年滞納中とか。「そりゃ保険料払えへんやろ」と思いながら、このへんの感覚が麻痺してしまうところに、ニートの恐ろしさが潜んでいるような気もした。

ついでに言うと、番組中にコメント登場した民主党衆議院議員古川元久が「ニートの子ども達がストリートチルドレンになる」と発言していたが、とんだ見当違いだ。今ニート状態の人に、これからセックスして子どもを産もうという意欲があるなら、ニートにはなっていないはず。子どもが産まれた後で、ニート状態になるケースは、たとえばアルコールや薬物依存になり、仕事も家事も子育てもしなくなる大人は、以前から存在した。

「私もニートだった」

……だからなんやの?

4月2日のNHK「日本のこれから」で、ライブドアの堀江貴文が「僕にもニートな時期があった」と発言していた。楽天の三木谷氏にもニートな時期があったらしい。「私もニートだった。で

も頑張ってここまできた」という発言を紹介し、「頑張れ！」と脱ニートを応援したいらしい。ニートを経験として活かせる人達のニートと、身動きとれずニートを続けている人達の間には、大きな温度差がある。仮にニートを人生の失敗とするとして、失敗を教訓としていかせる人は「上」の人。資産が少ない側は、少ないからこそ守りに入る。これ以上失ったらどうする？という状況だから、もう一回頑張ってチャレンジしてみるという気持ちにはなれない。

あの「日本これから」の中で、堀江社長が確かに「僕たちが数人で会社を立ち上げた時は、採用を募集しても誰も来てくれなかった。その時は、見向きもされなかった」という主旨の発言をしていた。他の発言には疑問を感じることも多かったけど、これはとっても共感した。

週刊エコノミスト

「娘、息子の悲惨な職場」

週刊エコノミスト5／31号の表紙に大きく「娘、息子の悲惨な職場」と書かれていた。週刊エコノミストをどういった層が読むのか？と後ろのページもパラパラ。「インターナショナルスクールに通う」「NTT初の減収減益の余裕」……この雑誌の読者の娘、息子に悲惨な人はいるのだろうか？

居住地による住み分け

「娘、息子の悲惨な職場」せめて、「娘、息子達の……」としたらどうかという気もするが、結果は同じかもしれない。僕は今年3月に家を引っ越した。京都では人気の学区で、売り主もその点を強調していた。3歳の娘がいる僕としては、学区内の学校の状況ももちろん気になる。そして学区の違いだけで値段もかなり変動することを知った。不動産価格の高い地域に移り住める人は限られる。そうなると同級生もほどほどとの所得階層ということになる。娘や息子の友達もほどほどの階層で固まることになる。田舎だと、そういう高所得階層地域があったとしても、その地域だけで一つの学区を形成するのは難しく、まだ多様な所得階層が混じる可能性もある。ところが、たとえばニュータウンなどでは、同じような広さで同じような所得階層で、みんな勤め人の子どもというような画一化も起こる。ということは、ニートのいる町はニートだらけなのか？ もともと目に見え

る場所に出ないのがニート。「え？ ウチの近くにそんな人がいるの？」という希薄な現実感を持たせる問題。理解しがたいはある意味当然だろう。

4月13日の日本経済新聞に東大の玄田有史が、ニートと学歴、世帯収入が関連することを指摘していた。ニートが地域偏在する、一つの背景だろう。

なぜニートに？

「自分探し」の果てに変化を拒絶？

「日本人は勤勉」という割には、「宵越しの金は持たない」というラテン（ラテン人の方失礼！）な言葉もある。財布がやせ細ってきた時、「ええい！ 一発勝負」と万馬券狙いするのは、バクチのプロか思慮分別が付かない状態か、他に財布を持っている人だ。たいていの人は、極細の財布の中身を守ろうとする。保守しようとするから、新しいことにはチャレンジしない、手を出さない。それが無料でできるチャレンジでも、なかなか手を出さない。変化を起こそうともしなくなる。闘うなどもってのほかで、長期間の持ち出しには耐えられないと判断する。なのに、根拠もなく「いつか事態がよくなるんじゃないかな」という他力本願な希望も忘れていない。それは「どんなに長くても春の来ない冬はない」気候の日本ならではと言える。

過労死かフリーターか？

「ニートを脱して働くようになった！」というのは、一つの着地点なのだろうか？ 「ニートの頃の方が、健康で文化的な生活だった」ということもありうる。仮にアルバイトを始めたとしても、今やアルバイトでも仕事の内容はハード。お気楽なアルバイトは少ない。学生達の話を聞くと、正社員並みの成果を求められ、ストレスが溜まり続けるものが大半らしい。休日も休めず疲労蓄積。最悪の場合は過労死。さすがに、そこまで辞められるのがアルバイト。正社員になってしまった折には、人生を投げ出す覚悟が必要だろう。アルバイターは、ボーナスもなければ、有給休暇もない。病気をしても怪我をしても出勤しないとお金

が入ってこない。映画を観たり本を読んだり音楽を聴いたり友達と歓談する時間は、ニートの方があるかもしれない。僕自身、サラリーマン時代は、楽器のセールスをしながらも音楽を楽しむ余裕はなく、おんがく=音が苦だった。退社して久しぶりに楽器に触れる楽しさを取り戻せた。

自信とプライド

5月2日の朝日新聞紙上特別講座で、香山リカが就職について「低い自己評価とプライド。その間で学生は動けなくなっています。」と書いていた。同じ学校の同じクラスにも、二種類の学生がいる。帰りの電車の中で学生と話している中でのことだ。「なにかバイトしてるん?」「はい」「どこで?」「○×」「あ、よく行く店やわ」「え? ウソ? 私が入ってるときには来んといて下さいよぉ~」。もう一つのタイプは、「え~っ! 先生え来て来て!」。10代最後から20代最初の貴重な時間を過ごすバイト先の「○×」は、ごくありふれたファーストフード店だったりレストランや、ホテルのパンケットだったりする。とくにそこでアルバイトをしていることを恥ずかしいと思う必要は無いと思うのだけど……自分がそこで働いているのが不本意なのだろうか? では、理想の働く姿はどういうものなのだろう?

ニート問題解決のヒント

封建制の残る職場——「続かない新人」が生じる一つの背景

OJTというシステムは、マニュアル化がすすむ中では人間的な教育方法かもしれないが、担当する上司によっては地獄を生む。管理能力も育成能力もない上司がOJT担当になると悲惨である。僕のOJT担当は7つ年上(だったと思う)の大坂営業所副所長。僕は、1年の間、彼からさんざんな扱いを受け続けた。今から思えば、職場のイジメとは、まさにあのようなことをいうのだろう。人前で怒鳴ったり当たるは当たり前。これくらいならまだしも、赤伝票の名義を換えて僕の得意先に押しつけるなど、とても尊敬できる人ではなかった。最悪だったのは、この人が労組のナンバー2だったことだ。僕の労組不信はこの時から始まっ

た。

あまりのストレスで、下半期に入った頃から、風邪が治らなくなり原因不明の下痢や頭痛に悩まされ続けた。僕の退社時、飲み会でこっそりと「よく、あいつの下で一年も耐えたな」という言葉をかけてくれる社員がいた。「だったら、早く人事に報告を上げてくれよ」と思ったが、そういった見て見ぬ振りの企業体質に愛想も尽き、むしろ退社という選択の後押しになった。僕の後、そのOJT担当者の下についた新卒者が3年連続で一年退社したという話を聞いた。今では、寂しい部署に配属され、そこで定年まで過ごすことになっているらしい。OJTは場合によっては、封建的な「師匠と弟子」関係を形成する。こういう体制が馴染めない新人が居たとしても、これは致し方ないだろう。なにしろ、例え表向きだけだとしても、新卒採用者は「身分差別をせず、他人の人権は守りましょ」という教育を受けてきたのだから。

自分にピッタリの仕事

100%自分にピッタリの仕事は存在しない。残念ながら、アルバイト斡旋雑誌や就職関連の本などでこういった言葉をよく見かける。それは、むしろ仕事をもつことへのモラトリアムを助長することにしか役立っていない。

資本主義社会では、基本的に生活費を稼がないと食べていけない。生活費のための給料をもらう機会をもらう権利は生存権保障でもある。ところが、給料をもらう以上、その分の仕事は果たさないといけないという義務も生じる。日本国憲法第27条の「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」にある、権利と義務が同時に発生するというのは、こういうことだろう。給料をもらう以上その分は働くのは当たり前で、体調が悪くても、身内に不幸が起こっても、イヤな客を相手しながらも、納得いかない商品を売ることになっても、そこでの給料に含まれる仕事なら、それは働くくてはいけない。「やらない」と言うのは、給料はいらないというコトと同義だ。もちろん前提として、仕事内容と給料が相關するという条件が必要である。

ところが、同じこの義務部分を他人よりも早く終わらせたり、力を抜いてこなすことのできる人もいる。その義務を果たしたうえで、余った時間や力で、今度は仕事の楽しみを見付けたり、やり

NEWS を読み解く

甲斐を見付けたりする人も現れる。例えば、ある人がデパートで販売をしていた。そこに外国からの買い物客が来た。すぐに対応できるスタッフは、その国への留学経験のある自分だけだった。自分の担当商品を買ってもらえたわけではないが、自分だけができる仕事をもつ楽しさややり甲斐は得られる。職場の中でも「こういう時は彼にお願いする」という存在になれる。普段は役に立たなくても、そういう「その人ならでは」の持ち味を出す機会は外国語に限らずあると思う。

もしも、給料分の義務部分の労力を工夫次第で少なくし、「自分ならでは」の部分を増やすことが可能なら、人はより短時間で義務部分を終わらせ、「自分ならでは」の働きを増やそうとするだろう。その時、短時間で終わった部分に義務部分を追加させるか？ その分の給料を削るか？ あるいはそのまま維持させるか？ という選択は管理者や経営者の、マネジメント能力の見せ所になる。給料以上のコトをすすんで行うわけだからアンペイドワークだが、このアンペイドワークは「自分ならでは」を活かすステージでもある。仕事の中の楽しみややり甲斐は、シンドイかもしれない義務部分を超えてこそ味わえるモノだ。最初からそのステージを用意されているものではない。無給部分ならではの楽しみは、「今日は調子が悪いからやらない」という自由があること。義務部分と「自分ならでは」の部分の境界をキッチリ引けるなら、少しは働くことに前向きになれるかもしれない。

隠すことは権力

義務部分の開示は、実際のところはなかなかすまない。正直、労使ともに開示したくない。本当に安い給料で働かせていた雇い主。仕事の割りに給料を貰いすぎているベテラン達。そして何よりも、義務部分の内容を開示することによって力関係が崩れる。義務部分を増やすためには、その範囲を明示せず、場当たり的に「あ、これもやっといてくれないかな？」と言うと、仕事を増やし続けることができる。情報を隠すことで、「教えて欲しければ、言うことを聞け」というような封建的な関係をつくり出す。会社ぐるみでこの構図が成立する時、会社に忠誠をつくし、その結果が過労死ということも起こりうる。

義務部分の情報開示があり、「ここまで給料

は必要ないので、この仕事はやらない」という選択ができるのなら、働く気になるニートもいるのではないかと思う。そうでなければ、子育てしながら働くということはできなくなる。「就職してもいいけど、どこまで働くかわからない」という不安から尻込みしているニートも大勢いるような気がする。そして、なによりも情報開示は封建的権力構図（たとえば上司には絶対服従など）に組み込まれることの保障として、働くことに対する前向きになる基盤を作るのではないかと思う。

差はあって良い

それぞれの持ち味を活かすステージがあるのであれば、格差はあってもいいと思う。

先に仕事の中に「自分ならでは」の部分をもつという話を書いた。しかしこれは義務部分を早く終わらせたり、少ない力でこなすことができる人でないと手に入れることができない。器用な人もいれば不器用な人もいる。筋力も人によって違う。まとめのが上手な人と一緒のチームだと、仕事が早く終わることもあるだろう。でも、給料は同じ。「自分ならでは」を発揮する機会は、仕事の中にあってもいいし、仕事の外にあってもいい。今は、仕事に直結しなくても、いつかつながるかもしれない。何を「自分ならでは」にするかは、その人次第である。そのため差が必然的に生じる。

「時間貴族」という言葉があってもいいように思う。少ない労働時間で少ない収入。それでも時間はたっぷりある。自然の移り変わりを体感することに価値を見付ける生活もアリだと思う。同じ仕事で同じ給料をもらいながらも、文句ばっかりいう人もいれば、その中で楽しみを見付けられる人もいる。何ごとにも価値を見出せる人がいる一方で、そうできない人もいる。それは仕方のないことだ。「勝ち」「負け」という区分自体がナンセンスだし、「勝ち組」「負け組」が単に年収差だけで語られるのはアホらしい。大切なのは、生活や人生への満足だろう。その満足が金という一つのパロメーターでしか計れないのは寂しい。

追記

僕は、脱サラ後、デパートでアルバイトをしながら通信課程の大学を卒業した。途中、震災の影響で解雇され、通信学生最後の1年半は貯金が底

をつくギリギリの生活をした。なんとなく「次」のイメージがあったことと、節目節目に自分が発信したモノを誰かが見付けてくれ、それに乗る形で大学院に進学し、結婚し、「スーパー主夫」として世に出ることにもなった。今も年収は、苦しかった当時と変わらないが、妻の建てた一戸建てもう一つの顔をして暮らしている。底辺を彷徨った感もあるあの当時の状況から、なんとか「世間的な浮上」を得られたのは、常に何かを発信し続けたからだと思う。

この文章を最後まで読んで下さった方の中には、教員も多数いらっしゃると思います。是非、ご自分の教え子達が、今どういう仕事をして、どういう生活をしているのかを、直に会って知って下さい。そして、もがいている教え子が居たら、「私は何ができるか?」と声を掛けて下さい。『経済科学通信』の75号にも同じことが書かれていました。

(やまだ りょう 所員)

階級社会・企業社会・ 市民社会・福祉国家

渡辺雅男、橋本健二氏らによる階級概念の再発見は、近年の日本社会が格差と不平等を強めていることに対応しているが、社会科学（経済学）としてはいま一度、階級性と市民性との関係を軸に、企業社会と福祉国家との関係について問い合わせし、答えをまとめておきたい。



KAKUTA Shuichi
角田 修一

はじめに

基礎経済科学研究所は、2005年3月19日に春季研究交流集会（場所：京都府立大学）を開催し、その全体会テーマを「格差社会の中の階級」とした。渡辺雅男、青柳和身、鈴木富久、3氏のご報告と討論からは多くを学び、それぞれに刺激を受けた。筆者はこの全体会のコーディネーターを務め、事前に案内した趣意文を含めて、全体会テーマに関する論稿をまとめることになっていたもので、小稿は個人の責任に帰すものである。

偶然にも、そして、興味あることに、全体会の翌朝、3月20日（日）放送のNHK「日曜討論」が「広がる格差をどうする」というタイトルで座談会を組んだ。出席者は経済同友会北城代表幹事、連合事務局長といいわゆる労資代表に加えて、政府側から経済財政諮問会議の本間正明（経済学、大阪大学教授）、評論家の内橋克人、社会学の山田晶弘（東京学芸大学教授）という顔ぶれであった。この番組の内容と評価はともかく、「格差社会」という文字が画面の中心におかれていた。この用語がNHK「公認」のものであることをうかがわせる。

さらにもう1つ。筆者が階級論に関して個人責任をもつ意見を活字にするのは、経済理論学会機

関誌『季刊 経済理論』第41巻第4号（2005年1月、101-103頁）に、編集委員会からの依頼で「書評：橋本健二著『階級・ジェンダー・再生産』東信堂、2003年」を著したのが初めてである。今回の全体会のコーディネーターを引き受けたのも、この書評がきっかけとなった。1971年、故大橋隆憲先生（元京大教授）が有名な『日本の階級構成』（岩波新書）を編集・出版されたとき、筆者は大橋研究室に所属する院生（修士課程）であった。専門の関係もあって同書の編集、執筆その他にまったく関わらなかっただが、その後、日本の社会統計学の中心学会である経済統計研究会（現、経済統計学会）を中心とする階級構成論の研究に関心をもち続けた。先の書評執筆にあたって、周りの同学会会員に最近の階級構成論の動向を質問したが、近年、同学会でも階級構成の研究は皆無に近い状況であると聞いた。残念ではあるが、今回の研究交流集会が階級研究の興隆に少しでも寄与することを願うところである。

I 格差社会と階級論の現状

近年、日本が格差社会としての様相を強めている。先の番組のなかで、経済同友会代表幹事は、「格差のない社会は活力のない社会」と発言してはばかりなかった。これに対して、多くの分野

から警鐘が鳴らされている。ごく最近のものでは、橋木俊詔編著・苅谷剛彦・佐藤俊樹・斎藤貴男『封印される不平等』(東洋経済新報社, 2004年7月)が、日本社会における格差、分断状況と、不平等を「封印」してしまう傾向について、座談会と、編者による不平等の理論的・実証的研究、政策提起を行っている。同書に示されるように、格差や不平等の拡大それ自体については、所得、資産、教育機会、家族環境、生活履歴等々について、実証的なデータや観察にもとづく研究が必要である。

小稿はこうした実証的あるいは観察的な研究について何かを加えるものではない。問題は、1990年代後半以降の格差拡大に関する議論が、社会科学とくに経済学上の階級（階層）論とどのように関係しているか、あるいは関係していないかということである。

これについて、橋本健二氏は、『現代日本の階級構造：理論・方法・計量分析』(東信堂, 1999年)以来、『階級社会日本』(青木書店, 2001年)、『階級・ジェンダー・再生産』(東信堂, 2003年)といった著作で、日本の階級社会を分析し、格差や不平等の実証研究を展開している。その内容に疑問もあるが、階級研究再興の情熱と貢献は大いに評価できる。また、渡辺雅男氏は、『階級！』(彩流社, 2004年)において、マルクスとウェーバーの階級論を検討し、現代日本の階級の「発見」を通じて「社会認識の概念装置」としての階級論の復位を唱えている。さらに、教育社会学の小内透氏が、『教育と不平等の社会理論：再生産論をこえて』(東信堂, 2005年)という著作を発表し、階級・階層構造の形成原理と再生産、正当化メカニズム、再生産様式などについて、やはり独自の実証研究をふまえた成果をまとめている。

これら最近の階級研究に共通しているのは、ジェンダー、家族、教育、エスニシティ、文化などの関連で階級概念の有効性を論じていることである。これは、かつての階級論があまりにも生産、労働あるいは職業次元の分析に終始し、男性優位の社会状況を事実上是認し、少数者への配慮を欠いていたことの反省からきている。

筆者はかつて「生活様式」概念を提起し、ジェンダーや再生産についてマルクスに立ちかえった検討を行った(『生活様式の経済学』青木書店, 1992年)。階級を生命再生産領域に広げる、以上

のような方向性を当然と評価する一方で、生活様式論を階級論まで展開できなかった自分の怠惰を反省する。また、これらの階級研究は、社会関係、社会構造さらには国家にまで問題を広げ、トータルな社会分析の一環ないし集約点として階級論を位置づけることにもう1つの特色がある。近年の階級研究がもっぱら社会学者によって担われている所以であり、階級概念の内容からいってこれも当然の方向はあるが、経済学から目立った反応や新たな研究がないのが残念である。先の橋木氏は経済学者であるが、階級概念を分析の視点においていない。

II 基礎研の理論活動における 市民社会論と「社会的市民」の立場

そこで、基礎経済科学研究所の理論活動を振りかえってみよう。最近の基礎研の理論活動は、一言でいうならば、企業（中心=一元支配）社会における労働や家族、ジェンダーあるいは地域社会の格差をはじめとする現状を、市民社会の立場から批判してきたといえる。

1999年に出版された基礎研編『新世紀市民社会論：ポスト福祉国家政治への課題』(大月書店)の章別編成を振りかえると、資本主義の自由主義的再編の過程に21世紀市民社会の可能性をみる(神谷章生), 市民社会を確立する目標と市民運動(山口定), 株主オンブズマンによる企業活動の市民的監視(森岡孝二), 政治資金の市民的監視(醍醐聰), 従業員の企業自治を市民の権利として論じるロバート・ダールの経済民主主義論(上田道明), イギリスにおける政府の説明責任と特殊法人(小堀真裕), ロシアにおける民主主義社会への課題(新美治一), 東南アジア諸国における開発独裁の終焉と市民社会形成(和田幸子), 民族主義を超える市民〈真に成熟した市民社会〉の可能性(大西広), という内容である。いずれも、新しい市民社会形成という変革の立場で、新しい自由主義や市民参加、民主主義を論じている。また、1998年の基礎研編『地球社会の政治経済学』(ナカニシヤ出版)は、「地球市民」を提起した。

以上のような基礎研の理論活動から、今回の階級〈社会〉というテーマ性を読み取ることはできない。階級社会に対応する労働運動その他が低迷

し、資本主義にもとづく階級社会に対抗し、その超克を指向する社会主義という目標があいまいになった状況下で、市民社会とその運動の立場で企業中心社会を批判することは、一定理解できる。また、現在の日本社会の諸問題がかならずしも階級というテーマに還元されるものでもない。しかし、他方で、これまでの「企業社会論はしばしば、日本社会が階級社会であることを否定したり、あるいは階級関係の重要性を否定する傾向がある」。いわば「マルクス主義階級理論の有効性を否定する議論の『左翼』版ともいべき存在」（橋本、1999、97-98頁）だ、という批判もある。

じつは、筆者が編集代表となって、立命館大学経済学部の同僚たちを中心に執筆した新しい社会経済学（Political Economy）の入門書（『社会経済学入門』大月書店、2003年）がある。その序章で、筆者（角田）は、21世紀経済体制の担い手を「社会的市民」と規定した。同書は、雇用、生活、市場、資本、企業、貨幣信用、再生産、小経営と土地所有、政府という順序で、資本主義経済の基本的仕組みを日本の経済社会と関わらせて説明したうえで、自然と社会、日本と東アジア、経済開発、経済システムと移行経済、統計利用、経済学の歩みを加えて、経済社会とその学の幅広い内容について学べる構成になっている。その際、各章にコラムを設けて、現状で資本主義市場経済を批判する、あるいはこれに対置するさまざまな運動や潮流を紹介し、解説していただいた。高齢者協同組合、消費者運動と協同組合、会社資本主義、独占禁止法、社会的責任投資と株主オンブズマン、代替的経済戦略、地域で支える農業（C S A）、竹富島の経済、世界社会フォーラム、消費者物価指数は社会運動から生まれた、ポスト自閉症経済学運動、などがあがっている（労働組合運動は第4章の本文にある）。これらを並べてまとめたとき、共通に浮かび上がったと思われたのが「社会的市民」の立場である。こなれない用語という意見もあったが、序章では「社会的市民」について次のように説明した。

「社会的市民」は、かつての市民イメージのような「孤立した存在」ではむろんない。「さまざまな経済・社会関係を築き、諸組織や団体をつうじて、ときに競い合い、ときに協同し、連帯もする。代表としての政府を構成するが、政府に依存したり、国家による管理の対象にはならない。一

定の歴史を背景にした、社会的存在としての個人であり、個人的利益を追求するが、その際、つねに相手の立場を考慮し、第三者として公共的な利益をも考えて行動する。社会的市民はさまざまな顔をもつ。個人であるだけでなく、家族や世帯を構成し、さまざまな社会集団を形成する。営利企業や協同組合、ボランティア組織に対しては財やサービスの消費者であるとともに、それらの構成員としては生産者や労働者でもある。政府との関係では主権者、納税者であるとともに、政府が提供する公共利益の享受者でもある。国家間の関係では地球市民として、地球環境と向かいあい、互いに情報を交換し、交流しあう存在である。」

さらに、社会的市民の立場にたつ新しい経済学は、「市場における孤立した個人の私的利害から出発してそれを経済社会全体に押し広げる市場原理主義」と、「個人を超越した国家の立場から経済や市民を管理する国家原理主義」の立場にたつ経済学への批判を明確にした。したがって、「社会を構成する市民」が構成する現代の経済社会の仕組みと運動を解き明かす経済学が Political Economy である。この際、「階級」を構成する原理は社会を構成する諸原理の1つであり、主として生産手段——労働力——生活手段をめぐる経済関係によっていくつかに区分される人々の集団としてとらえられる。したがって、経済関係において、労働者、資本家、小〈家族〉経営という区分が基本ではあるが、その他にも「社会的扶養」、ジェンダー的偏り、企業に対する消費者や株主、国家に対する主権者、といった経済社会関係を重視した。

以上、基礎研の理論活動、立命館大学でのテキストづくりの経験から、現代における市民と階級および企業支配との関係を問い合わせ直す必要が浮かび上がってくる。それを以下で考えてみたい。

III 「見える階級・見えない階級」

- (1) 10年余り前、1993年、筆者はアメリカ留学中に、木下滋（故人、元阪南大学教授）、桜井公人（現、立教大学教授）両氏とともに、ミシガン州アナーバに、あるアメリカ人研究者を尋ねた。彼は都市の研究者で、日本人女性の研究者を共同生活者としていたので、日本の事情に詳しかった。

直前の総選挙における自民党の敗北などが話題になったが、話の中で彼は『日本に階級はない』とのべた。まだバブル経済のさめやらぬ時期であり、彼が思い浮かべることができるのは、大阪の釜ヶ崎、東京の山谷といった地域の様子であったが、それは日本社会では特に限られた現象であると考えていたのである。

その時、筆者が思ったのは、階級には「見える階級と見えない階級」があるということだった。見える階級とは、スラムに住む人々、服装や住居〈地区〉、職業あるいは人種による差別などのように、明らかに社会的に区別され、あるいは差別される人々の集団である。一見してわかるものもあるが、その社会の中に入り込めば、ある種の「コード」が存在することでわかるようなものである。これにたいして、われわれが、あるいは経済学が想定する階級は見えない階級である。

階級は社会的な存在であり、当該社会における人々の社会関係の一種である。通常それは何らかの制度化された状態で存在する。渡辺氏のいう「階級関係の制度化」(2004、72頁以下)である。その制度(ルール、コードその他)を理解すれば、階級はある程度可視的である。ところが、経済学が考える階級は搾取という関係と経済権力の支配と結びついた概念である。生産手段の所有——非所有、剩余労働——剩余価値の搾取——被搾取、さらに生活手段の取得様式の違いといっても、人と人との関係は組織や制度を通した職業や地位による違い、収入の多寡という形でしか現われない。さらに、経済的意味での階級と、社会や政治あるいは文化的領域の社会関係における人びとの関係の一種である階級〈社会階級〉とは異なる次元(=審級)にある。

経済階級と社会階級は、経済と社会の関係と同じように結びついている。経済次元(=審級)の階級をベース(土台)にして社会階級を把握することは、後者を前者に還元することではない。後者の独自性を認め、階級を総体として、立体的に把握することが必要である。

生産関係を基礎とする階級区分自体は理論的「概念」であり「不可視」であるが、それを職業や就業上の地位、収入の多寡などの「定在」において把握し、「概念と定在との不一致」をできるだけ埋めるのが学問である。また、経済的階級を支配的なモメントとして、社会階級の構造を把握

することが、マルクスの方法にしたがった階級研究の方法であろう。

(2) 以上のような観点から、いくつかの論点を提示してみよう。

まず、日本社会はこれまで階級社会であったし、これからもかなりの長期間、階級社会であり続けるだろう。これが、大橋隆憲氏をはじめとする階級概念を支持する立場である。この立場にあっても、階級区分の基準(やその多元化)についていろんな考えがある。「新」中間階級の是非、階級構成論と階級構造論の区別、などである。また、階級論とは何よりも労働者階級の状態論(鈴木富久報告)であるとともに、資本家階級、中間階級の現状とその批判およびその将来展望を明らかにするものだという考えがある。これに対して、日本社会は階級社会ではない、という大方の社会学者や経済学者の立場がある。階級論の立場にたてば、近年の「格差社会」や不平等拡大という事態を階級間格差の広がりとみるのか、あるいは同一階級の内部における階層格差の拡大とみるのか、階級関係の再生産のしくみがどのように変わったのか、あるいは変わらないのかを論じなければならない。これに対して、階級否定論は、階級概念とは無関係に、格差や不平等を論じることになるだろう。

他方で、日本社会はこれまで格差や不平等が少ない社会である、とする議論がある(あった)。村上泰亮『新中間大衆の時代』(1984年)に代表されるものであるが、これに対しては、階級論とは別個に、これまで格差や不平等の大きな社会である(あった)とする議論がなされている。代表的には、石崎唯雄『日本の所得と富の分配』(東洋経済新報社、1983年)がある。

(3) 次に、以上の議論との関係で、所得分配、資産分配、職業、教育、文化、家族における格差と不平等、機会の平等と結果の平等の現状はどうか、などの論点がある。いわば「見える階級」における論点である。この論点は、階級以外のジェンダー、人種、年齢、身分、出自などにおける格差と不平等をどのようにとらえるか、という論点とつながっている。後者は、階級論の有効性を問うものであるが、階級論の多元化、さらには階級論の相対化にもつながる。

(4) そして、先に橋本氏の批判を紹介したが、かつての企業社会論は階級社会の何を明らかにしたか、あるいはしなかったかという論点がある。

筆者はかねてより、企業中心社会あるいは企業支配社会という表現は、日本型資本主義したがってまた日本における資本家階級と労働者階級及び中間階級のあり方を示すものと考えていたので、日本企業を労働者管理企業であるかのように描き出す狭義の企業社会論は別にして、この用語が日本の階級社会性をあいまいにしていたとは思わない。ただ、少なくとも、階級という用語を社会科学者が使用しなくなる傾向を助長したことは認める。

以上の論点は、ここでいっそう論じることはできない。

IV 階級性と市民性、 および福祉国家

筆者は、日本を含む先進資本主義諸国の経済社会を「福祉（国家）資本主義」、さらに広く「自由民主主義的資本主義」（Bowles ほか）ととらえる。そのもとでの階級性を問う際に、市民性との関わりが問題になることは先に触れた。じつは、かつての階級論では、少数の例外を除き、階級性と市民性との関係を問うことはなかった。階級性と市民性との関係を問題にしていたのは福祉国家論である。それは、階級闘争あるいは階級妥協の産物として福祉国家をとらえるだけでなく、労働者の階級性を市民性のなかに包含して、労働者階級さらには中間階級をも資本主義経済社会のなかに統合する機能をもつとされたからである。

有名なT・H・マーシャル『シティズンシップと社会的階級』（1950年、岩崎・中村訳、法律文化社）は、市民的権利から政治的権利さらに社会的権利へのシティズンシップ（マーシャルでは「あるコミュニティ員の平等な地位身分のこと」、本稿では「市民性」としている）の拡大によって資本主義的不平等を減退させる、という図式で民主主義の展開と「福祉－資本主義」をとらえた。

日本において、市民権と福祉国家の関係をさらに追求したものに、伊藤周平『福祉国家と市民権：法社会学的アプローチ』（法政大学出版局、1996年）がある。福祉国家の政治社会学を展望する同書は、社会権を包摂した市民権が福祉国家の確立に大きな理念的役割を果たしたととらえる。この市民権として包摂された社会権、あるいは市民権の構成要素としての社会権を「社会的市民権（ソ-

シャル・シティズンシップ）」という。そして、この意味での市民権は、「福祉国家の階級的妥協機構の一翼を担う」「制度的統合装置であるとともに、国家に対する個々人の要求貫徹のための有力な理念的武器という側面を有している」（同上、41頁）とみる。そのため、「市民権を根拠として、市場的価値にもとづかない個々人の自律や自己実現の保障までもが、福祉国家に要求されていくことになり、市民権はその再定義をめぐる社会運動や政治的コンフリクトの対象へと変容してきた」（同、42頁）ととらえる。

現代階級論でとりあげられる家族、ジェンダー、人種などは、いまや、福祉国家の過去、現在および将来を考える上でも必要なテーマとなっていることに注目したい。そのうえで、問題をつきのよう整理してみよう。

第1。市民の範囲および市民権の拡大と、資本制にもとづく階級社会の展開とは、歴史的にほぼ同時並行的だったのではないか。すなわち、かつて市民性から排除されていた労働者階級は、やがて選挙権を獲得し、多数者となるにともない、市民の中に含まれる。それ同時に、中間階級の減少が進み、市民が労働者化したといえるだろう。これと同様のことが女性の地位についてもいえる。（青柳報告）

第2。市民の立場・運動と階級の立場・運動との関係をどのように考えたらよいか。市民権が自由と平等を理念とする以上、階級的地位の向上と、やがては階級の廃止を展望する階級の社会運動はこの市民権を武器とし、社会のあらゆる領域において自らが主人公（＝主権者）となることを展望するようになる。これと同様のことがフェミニズムについてもいえる。

以上の点から、福祉国家の本質論について、つぎのようにいえる。市民としての同質化あるいは同権化による統合化は、経済的には確かに資本主義的再生産の維持という役割をはたす。しかし、それだけではない。福祉国家は、生活の社会化に照応する「可変資本の社会化」を国家的形態で担うものであり、そこには新たな生活諸関係を形成する可能性がある。しかも、生活の社会化は生活の個人（別）化を促す。さらに、長寿化にともない、経済的には「非労働力人口」に含まれ、被扶養者であるところのかつての勤労者が市民社会を構成する割合が高くなる。高齢者を労働者家族の

範疇に含めて議論すればすむ時代ではない。その意味でも、福祉国家のもつ市民社会的基礎は、その階級社会の基礎とともにいっそう重要になっていっているといえる。

V 市民社会論から ポスト市民社会論へ

最後に、市民社会論について一言、記しておきたい。

近年、「復権する市民社会論」（八木紀一郎・山田銳夫・千賀重義・野沢敏治編、日本評論社、1998年）といわれ、「市民社会とアソシエーション」あるいは前者から後者へ、という問題意識も語られている（村上俊介・石塚正英・篠原敏昭編、社会評論社、2004年）。

現時点で、過去の1950年代以降の各種「社会」論争（？）を振り返ると、非常におおざっぱではあるが、つきのようにいえるのではないだろうか。

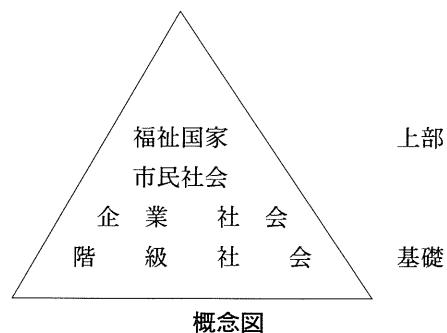
1950年代は体制側の近代化論に対してマルクス主義陣営はもっぱら階級社会論で対抗した。その間隙をぬうように存在したのが、大塚久雄、内田義彦らの（そして、平田清明、望月清司にひきつがれた）経済学的市民社会論である。この経済学的市民社会論の特徴は、一面で日本の近代化をめざしながら、他面で階級社会の超克を展望する。そのいずれの典拠をもマルクスの著作に求めたことにある。歴史学と経済学とにまたがる、この日本型市民社会論は、労働する諸個人が所有と一体化して自由な分業と交換関係を形成する社会を、強い規範性もって押し出した。筆者は、経済学的市民社会論によるマルクスの読み方はまちがっていると考える（たとえば、平野喜一郎『経済学と弁証法』大月書店、1978年）が、国家原理主義への対抗思想としてもった意味合いは評価する。元来、市民社会は近代国家を抜きに語られる用語ではない。

1970年代になると大衆社会論が流行する。その線上で中間階層化が語られ、それと表裏の関係で管理社会論が唱えられるが、いずれにとっても市民性の影は薄くなっていく。さらに、1980年代の

流行はポストモダン社会論である。これとの対抗関係において、企業社会論が議論された。平田清明氏に影響を受けた人びとがレギュラシオン理論の導入に励んだのもこの線上にある。そして、1990年代から、グローバル市民社会論、アソシエーション論が唱えられている。いわばポスト市民社会論である。これに批判的な山之内靖氏は、システム社会への統合化を強調する。他方でポスト福祉国家論が語られているが、これはポスト市民社会論でもあることに注意したい。

こうした各種「社会」論の流れの中で、現代の階級社会論が登場したのである。このいわば復活した階級社会論による階級、とくに経済次元（=審級）における階級の再発見は、その概念的性格から、市民社会、企業（中心=支配）社会、福祉国家と相容れないものではない。むしろ、下記の概念図にしたがえば、現代の階級論は階級構造、階級構成および実態を、「基礎」から「上部」へと展開することが必要である。また、この概念図は、各々の次元（あるいは領域）のあいだの相互媒介と相互の対抗関係を認める。したがって、先の各種「社会」論は、各々の次元（あるいは領域）からみた、それぞれの「社会」論であった。

そして、この構図と構造に表された現代社会を乗り越える展望は、それへの「先祖帰り」ではなく、また「新」…論でもなく、「ポスト」…論として語られねばならない。これはこれから筆者の課題である。



概念図

（かくた しゅういち
所員 立命館大学経済学部）

格差社会の中の階級

— 福祉国家と階級 —

格差社会の出現が話題となっているが、大事なのは階層社会から階級社会へと社会認識を一步進めることである。市民と階級の二重性、階級関係の制度化といった新たな視点で眺めれば、現代の福祉国家における平等と不平等の相克が見えてくるだろう。



WATANABE Masao

渡辺 雅男

I 格差の現状

格差社会の出現を指弾する声が一段と高まっている¹⁾。曰く、「昨今、日本社会は平等から不平等へと暗転した」。たしかにその気になって見渡せば、格差の拡大はいたるところで目につく。だが、社会の格差は別段今に始まったことではない。例えば、所得分配はすでに60年代や70年代にはアメリカとほぼ同じ格差水準の下にあった²⁾。資産格差も、相続税の対象となる資産を遺した個人が死亡人口の5%以下で変わらないことを見れば、なにも事改めて驚くほどの話ではない³⁾。賃金格差も、労働条件の露骨な切り下げと労働市場の規制緩和が昨今政策的に追求されるはるか以前から、一貫して日本の労働市場を特徴づける構造原理だったし⁴⁾、消費格差も、バブル期に「階層消費」などというキャッチ・フレーズが流行する前から、国民の消費行動を明瞭に特徴づけていた⁵⁾。社会移動の格差についても、戦後を通じて（農民層の分解を除けば）世代間の階層的地位の継承性は強まるこそあれ、弱まる兆候はみられない⁶⁾。婚姻をめぐっても、配偶者選択における女性にとっての上方婚と階層的同類婚の原則は長期的にみて崩れてはおらず、今後、貧困の再生産はこうした階層的固定化を通じてますます顕在化する可能性

が高い⁷⁾。政治格差についても、一票の価値の格差は得票率と獲得議席数の乖離、議員定数不均衡の問題を通じて一般に広く認知されており、投票行動や政治意識における階層格差はこの分野の数少ない専門的調査からも確実に見て取ることができる⁸⁾。文化格差についても、現代日本における言語能力（文化的手段）と教育成果（文化的能力）の配分上の格差には著しいものがある。そもそも日本語には、その運用能力から見ても、その言語形式から見ても明瞭な階層差がある⁹⁾。どれほど日本語学者が「日本語には階級差がない」と言おうとも、現実の日本語は、そこに階層性や階級性が刻印されて運用されているのである¹⁰⁾。さらによくまた、幼児教育から高等教育まで知的発達や学業成績の達成にも階層差が見られることは、教育社会学者による数々の調査からも明らかである¹¹⁾。最後に、生活意識の格差について、われわれは「中」意識の虚構性を強く指摘しなければならない。ある調査によると、世界中の国でも約90%の人が自分の暮らしぶりを問われて「中」と答えている¹²⁾。日本がユニークな「中」社会であり、平等な社会であったという、かつての言説そのものが実は虚構に満ちていたのである¹³⁾。

このように戦後の長いスパンで見て指摘できる数々の階層格差から、日本社会が格差の構造と決別してこなかったことは明らかであり、それゆえ、一億総中流は言説の上だけの存在であり、現実は、

今も昔も、厳然たる格差社会なのである¹⁴⁾。昨今の事態は、隠蔽のシステムや虚偽の意識が機能しなくなり、誰の目にも階層格差が明らかになってきただけのことかもしれない¹⁵⁾。社会が平等から格差へと構造的に転換したのだと即断する前に、格差の構造と平等の意識がなぜ両立してきたのかをもう少し考えてみる必要がある。

II. 階層社会から階級社会へ

社会の中を無数に走るこうした階層的分断線を理論的に反省したとき、そこにいくつかの主要な階級的分断線が浮かび上がってくる。その際、まずもって問題となるのは、階層と階級の概念的区別である。

実を言えば、階層も階級も人口の部分である。ある種の社会的人口集団を意味する点では、両者に違いはない。だが、階層が観察者の恣意的基準によって区切られた人口部分であるとすれば、階級はなんらかの理論的な基準で区分けされた人口部分であって、その根拠は科学的反省を通じてのみ明らかにできる。例えば、所得階層であれ、学歴階層であれ、年齢階層であれ、階層を区分する分断線は常識的なものであり、経験的なものであり、さしあたり便宜的なものである(100万円単位で所得階層を区分しようと、500万で区分しようと、理論的な根拠はさしあたり問われない)。ところが、階級の場合、その内部にいかなる分割線を引くかという問題は、階級の本質をどこに見るかという、きわめて深刻かつ科学的な問いと直結しているのであり、安易に便宜的、恣意的に決着のつく話ではない。だからこそ、ヴェーバーのように、市場に持ち出せる資源の質的差別で階級を区分したり、マルクスのように生産手段の所有如何により階級帰属を判断したりといった本質規定についての立場の違いが現れるのである。このことはなによりも階級が階級関係に基づく個人の社会的な属性であることを強く物語っている。

では、現代日本にはどのような社会階級が発見できるだろうか。これが次の問題である。なんらかの本質規定(社会関係)を予感させる人口集団として、大雑把に三つの階級を想定することが可能である。第一は、資本家階級としての経営者階級である。この中には、オーナー経営者と専門管

理経営者とが含まれる。彼らは、株主(資本所有者)から委託された経営権に基づき企業を支配するが、支配する企業の資本規模や、業種や、その他の現実的条件によりさまざまな種差を示す。第二は、労働者階級としての勤労者である。この中にもキャリアや学歴を軸にライフコースを組み立てることができる上層部分、スキルを軸に労働市場に編成される中層部分、どちらも不問の下層部分という本質的な階層格差が内包されている。第三は中間階級である。これには農民を含む零細な独立自営業者という旧中間階級と、制度や法律で守られた特権層(独立開業する医師や弁護士)としての新中間階級とが含まれている¹⁶⁾。

III 市民社会と階級社会の二重性

現代社会には依然として階級が存在し、階級格差が通底している。この現実は、ひとたび発見されればそれほど理解が難しい問題ではない。困難は、こうした歴史貫通的な事実と、これとは一見対立するかのように現象する、現代に固有な歴史特殊的な事実とをどのように整合的に理解するかという点にある。

古典的な階級社会と現代の階級社会の構造的違いは何だろうか。こう自問するところから議論を始めてみよう。過去から続く階級社会という現実の上に、現代は何を付け加えたのだろうか。一見して分かるように、古典的な階級社会が純然たる格差社会であったのに対し、現代社会は本質としての格差社会(階級社会)を内に秘めながらも、それと一見対立する平等社会(市民社会)という外皮(現象形態)を身にまとい、きわめて高度に制度化された社会として存在している。いわば、現代の社会は階級性と市民性の構造的な二重性を原理にして成り立っているのであり、格差と平等の二律背反の原理を内に秘めて存在しているのである。

こう考えてくれば、次のような興味深いコントラストがもつ意味をよりよく理解することが可能となる。すなわち、古典的な階級社会では、マルクスが言うように「市民社会のどんな階級でもないような市民社会の一階級」が生み出される(マルクス「ヘーゲル法哲学批判序説」1844年)。いうまでもなく、これは、経済活動からも政治活動

からも、ましてや文化活動からも排除（疎外）された近代プロレタリアートのことである。これに對し、現代の階級社会では、マーシャルが言うように、市民社会のすべての階級に対して「共同社会の完全な成員（市民）」としての平等な「資格」（権利と義務）が保障される（T. H. マーシャル『シティズンシップと社会階級』1950年¹⁷⁾）。階級社会に構造的な転換が起こったのである。

この対比を戦前と戦後の日本社会について考えてみよう。戦前、日本の労働者階級は古典的な階級社会構造の中に置かれていた。市民社会はまさにブルジョア社会であって、プロレタリアは階級として市民社会から排除されていた。社会が階級的な分断と排除の論理の上に成り立っていたから、統合と包摶の論理は、温情主義的な企業か、家父長的な天皇制国家が、社会を超えたところで提供するしかなかった。ところが、戦後、この構造は一変した。市民社会のすべての階級に対して「共同社会の完全な成員（市民）」としての平等な「資格」（権利と義務）が付与され、また保障されたのである。それこそが、剥き出しの階級国家、あるいは軍事国家と決別した戦後の福祉国家の新たな出発であった。エスピニ・アンデルセンも言うように、「福祉国家という言葉は、（戦後の）新しい政治的な取り組み、新たに書き改められた国家と人々とのあいだの社会契約を先取りして表現するものであった。T. H. マーシャルが述べたように、それは社会的シティズンシップの承認であり、階級的分断に橋渡しをすることであった¹⁸⁾。」

だから、冷戦体制の進展によりどれだけそれが「未完」に終わったとしても、敗戦直後の「民主主義革命」において日本の社会が迎えた構造的な転換は、まさにこのシティズンシップの承認であり、階級的分断に対する「橋渡し」だったのである。福祉国家という目標を国民が自覚的に追求するのはいま少し時代を経なければならなかつたとしても、戦後の民主化によってもたらされた数々の革命的な変化は、本質的には福祉国家をめざす社会の構造的大転換の第一歩として理解されなければならない。事実、それに呼応するかのように、人々は階級社会との決別をしばらくの間は本気で信じることができた。

IV 階級関係の制度化

いま少し、古典的な階級社会と現代的な階級社会の対比を続けよう。

古典的な階級社会について、マルクスは次のように語っていた。「資本主義的生産が進むにつれて、教育や伝統や慣習によってこの生産様式の諸要求を自明な自然法則として認める労働者階級が発達してくる。」（『資本論』第1巻第24章）

「生産様式の諸要求」を「自然法則」として人々に認めさせることは、古典的な時代であっても現代であっても、ある特定の生産様式が支配的に行われる社会で階級秩序が生産（再生産）されていくための必要条件である。問題は、それがどのような方法で行われるかである。自然発生的な仕方、つまり「伝統や教育や慣習」といった手段を通じてもっぱら行われるか、それとも人為的、政策的に（国家の介入を待つ）行われるか、そこに大きな違いが生まれる。前者の場合には、社会は相対的な自立性を保ち、その代わりに社会の秩序は剥き出しの力関係のもとで、基本的には階級的暴力の行使を通じて形成される。国家はそれを事後的に承認する。後者の場合は、社会は国家により統制され、監督され、国家の絶え間ない介入の下に置かれる。この場合、社会の階級秩序は国家の政策的な意図と介入を待ち、制度的な手続きを経て再生産される。こうして形成ないし再生産される階級関係こそ、現代の階級社会を特徴づける階級関係の制度化である。

いわば階級関係の制度化は現代社会の構造的秩序の核心である。それはいくつかの管制高地を支配することでヘゲモニーを掌握する。第一は市場である。資本市場の制度化は株式会社の成立を促し、労働市場の制度化は労働者階級の階層秩序を再編する。階級選抜の制度化は教育制度の成立を通じて達成され、いまや学歴社会は偽装した階級社会であることを人々に強く印象づける。政治支配の制度化は議会制民主主義による「階級闘争の制度化」によって達成され、粗野な階級闘争を見ると過去のものとしたかのような錯覚を人々に与える。家族の制度化は、遅れて近代化した国々（日本や、スペイン、イタリアといった地中海沿岸諸国）でとくに福祉の受け皿として大きな役割

を果たし、戦後の階級秩序の下支えを行った。

こうした階級関係の制度化を歴史的に振り返れば、それは近現代の市民社会が歴史的に発展してきた過程と重なり、人々が市民権（シティズンシップ）を獲得してきた歴史的過程と重なることが分かる。そもそもマーシャルが指摘するように、シティズンシップの発展は三つの段階を経てきた。第一段階は、市民的権利（Civil Rights）の成立である。私的所有と契約に関する権利が認められて、裁判に訴える権利が確立し、裁判制度が階級関係の制度化に最初の一歩を記した時代である（イギリスでは18世紀）。第二段階は、政治的権利（Political Rights）の成立である。選挙権と被選挙権が上層市民から徐々に獲得され、議会に参加する権利が確立し、議会制度が階級関係の制度化に重大な一歩を記した時期である（イギリスでの19世紀）。第三段階は、社会的権利（Social Rights）の成立である。福祉や最小限の安全が教育と社会保障を享受する権利として確立し、高等教育制度や社会保障制度が階級関係の制度化の最後の仕上げを行った時代である（先進諸国の20世紀および戦後）。狭義の福祉国家は、あくまでこのうちの第三段階で成立したものを指すが、これはシティズンシップの確立、市民社会の現代的発展、そして階級関係の制度化という長い歴史過程の最終局面に位置している。

社会との関係で見ると、国家はここで二つの意義を与えられている。市民社会の総括と、市民社会への介入である。前者において国家は市民社会の内部の利害を調整することを旨とし、その結果、市民社会でヘゲモニーを握る階級の利害をより多く代表する階級国家を成立させる。これに対し、後者において国家は市民社会に積極的に介入し、国家的制度を通して階級関係の維持と再生産に主導的な役割を果たす。現代国家が階級国家であると同時に福祉国家でもあるという二重性は、市民社会と国家とのこうした発展に起因する。

V 平等と不平等の相克

こうした現代的な状況のもとで、階級闘争はどのように闘われるか。そして、この場合、社会の原理的矛盾はどのような形で存在しているのか。問題をこのように提出してみると、真っ先に指摘

できるのは、現代社会の中に階級原理（不平等）と市民原理（平等）の相克が貫いているという事実である。それは、われわれ現代人がこの二つの原理（階級の立場と市民の立場）を同時に生きなければならないという日々の現実からも直感的に理解可能である¹⁹⁾。

ここから、現代社会に特有な二つの傾向が確認できる。第一はシティズンシップ（平等原理）が社会の階層化（不平等化）を排除・克服する動きである。一例を挙げるなら、高等教育の大衆化（社会権の確立）である。特権層にのみ許されていた高等教育が広く市民に開放され、能力さえあれば社会の上層へと階級（階層）移動する可能性が制度的に下層階級にも開かれる。戦後の社会状況はこの流れを強く人々に印象づけた。労働者階級にとって高等教育を受ける権利がもはや夢ではなくなったのである。教育を受けることによる階層移動への期待が学歴社会を過熱させた。ところが、大学進学率が40%に近づくにつれ、学歴の価値は学校暦の価値へと転位し、その一方で、学歴の世襲が取りざたされるようになり、学歴社会の下での階層化が人々の不平等感を強くかきたてるようになる。万人に開かれた高等教育もいつしかエリート層の階層的再生産の道具と化し、学歴社会は階層の固定化を促す制度的な支えとなっていたのである。70年代以降、教育社会学者が折に触れて指摘してきた事実である。だから、ここに第二の傾向、シティズンシップ（平等原理）が社会の階層化（不平等化）の道具となっている状況を読み取ることができる。第一と第二の動きは本質的に相対立する方向性にある。平等と不平等、シティズンシップと階級は相互に相克を演じながら現代社会をしぶとく生き抜いているのである。

こうした葛藤のなかで、一定の階級的妥協が制度の確立を要請し、また、一定の時を経てもたらされる妥協の限界が制度の疲労を呼び起こす。平等が制度的に保証されなくなれば、統合機能の後退が生じる（昨今の企業社会論の凋落はこのことの皮肉な反映である）。それとともに制度解体と新たな制度の模索が開始され、社会変動のダイナミックな動きが展開する。いわば、格差の拡大→平等性の後退→統合機能の減退（凝集の喪失）→平等性回復のための新たな制度的な場の模索というサイクルが始まる。この動搖を引き起こす原動力こそ階級社会の歴史的なあり方（労農同盟の

あり方、資本家階級と中間階級の同盟、労働者階級の内部構成や凝集性、資本家階級の内部構成や凝集性の問題)であり、市場、国家、家族のあり方であり、それに支えられた福祉資本主義のレジーム類型や類型ごとに異なる矛盾の現れ方である²⁰⁾。歴史的に見れば、それは同時に市民社会の危機とその克服の過程でもあった。

そもそも市民社会は18世紀以来いくつかの主要な歴史的危機を乗り越えて今に至っている。第一の危機は市場における所有と非所有の経済的対立がもたらす根本的な危機であった。これは、無産者として市民社会から排除された近代プロレタリアートが政治的な市民権を求めて声を上げたことに始まる。市民社会はこの動きに対し普通選挙権の付与をもって応え、議会制民主主義の下への労働者階級の政治的な包摂(統合)を成し遂げた。第二の危機はその民主主義への脅威として訪れた。全体主義の勃興は議会制民主主義という制度的に保証された平等性の原理に対して深刻な挑戦状を突きつけ、結果、世界は二分されて第二次世界大戦へと突入した。第三の危機は、大戦を経験した世界が社会権の確立を通して福祉の場(医療と教育)での全国民的な包摂(統合)を成し遂げたところから始まる。これまた皮肉なことに、福祉資本主義の行き詰まりがもたらす社会権の後退は、市民社会としての統合に深刻な危機をもたらしている。このように見えてくると、目下、戦後の福祉国家が迎えている危機とは市民社会(平等性)の危機のことであることが分かる。それを根本において規定しているのが階級社会(不平等性)の行き詰まりに他ならないことが誰の目にも明らかになったとき、こうした一連の動きのなかでさまざまな政策課題が階級闘争のアジェンダとなる。残念ながら、紙幅の関係で本稿はこれ以上この点に踏み込むことができない。

注

- 1) NHK総合テレビの新番組「日本の、これから」は第1回目の今年4月2日「格差社会」をテーマに取り上げ、大きな反響を呼んだ。
- 2) 石崎唯雄『日本の所得と富の分布』東洋経済新報社、1983年；同「分配率と階層別所得分配」『国民生活研究』第20巻第2／3合併号、1980年10月；勇上和史「日本の所得格差をどうみるか——格差拡大の要因をさぐる——」『JIL労働政策レポート』Vol.

3、2003年3月

- 3) 渡辺雅男「現代日本における階級格差とその固定化——その1：社会の階層性とその経済的社会的条件」『一橋大学研究年報 社会学研究』Vol. 31, 1993年, 70-92頁；同「『中流意識』論への疑問」数研『AGORA』27号, 2000年1月
- 4) 労働市場の階層性は戦後長く労働問題研究者の共通認識であった。
- 5) 渡辺雅男「現代日本における階級格差とその固定化——その4：階級格差とその固定化についての意識」『一橋大学研究年報 社会学研究』Vol. 34, 1995年, 129-170頁
- 6) 同上「現代日本における階級格差とその固定化——その1：社会の階層性とその経済的社会的条件」『一橋大学研究年報 社会学研究』Vol. 31, 1993年, 93-115頁
- 7) 青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困：生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 2003年；西尾祐吾『貧困の世代間継承に関する研究』相川書房, 1999年；渡辺雅男「現代日本における階級格差とその固定化——その2：社会の階層性とその文化的条件」『一橋大学研究年報 社会学研究』Vol. 32, 1994年, 121-152頁
- 8) 三宅一郎『政党支持の分析』創文社, 1985年；池田謙一編『政治行動の社会心理学』北大路書房, 2001年, 第7章
- 9) 渡辺雅男, 同上論文, 48-75頁
- 10) 現代日本語には階級性が見られないと主張して、スターリンの言語論に与するのは、渡辺友左「階層と言語」『岩波講座・日本語2 言語生活』岩波書店, 1977年；これに対して、言語の階層性を近代的な意味でとらえ、その存在を主張するのが、J. V. ネウストブニー「階層言語という壁」『月刊・言語』第11巻第10号, 1982年10月
- 11) 渡辺雅男, 同上論文, 76-120頁
- 12) 1980年国際価値会議事務局『13カ国価値観調査データ・ブック』日本アイ・ビー・エム株式会社, 1980年；電通総研・日本リサーチセンター編『世界60カ国価値観データブック』同友館, 2004年
- 13) 渡辺雅男／ジョン・スコット『階級論の現在』青木書店, 1997年, 第3章
- 14) 戦後ドイツについても状況はまったく同じである。ライナー・ガイスラー(渡辺雅男／西菜穂子訳)「階層・階級と決別してはならない——ドイツ社会構造分析のイデオロギー的危険性——」『賃金と社

会保障』第1341号（2003年3月上旬）、第1342号（同年3月下旬）を参照。

- 15) むしろ、こうしたイデオロギー状況が積極的に作り上げられてきたものであることは、日経連の文書「新時代の『日本的経営』——挑戦すべき方向とその具体策」（1995年）などを見るとよく分かる。
- 16) 詳細については、渡辺雅男『階級！社会認識の概念装置』彩流社、2004年を参照
- 17) T. H. マーシャル／トム・ボットモア（岩崎信彦／中村健吾訳）『シティズンシップと社会階級——近現代を総括するマニフェスト』法律文化社、1993年

18) エスピノ・アンデルセン（渡辺雅男／渡辺景子訳）『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店、2000年、64頁

19) 高島善哉「市民の立場と階級の立場」『高島善哉著作集 第8巻 現代国家論の原点』こぶし書房、1997年、第5章

20) 渡辺雅男「福祉資本主義の危機と家族主義の未来」経済理論学会『季刊・経済理論』第41巻第2号、桜井書店、2004年7月；渡辺雅男「経済社会学者は福祉国家をどのように論じるか——富永健一批判」『一橋論叢』第130巻第4号、2003年10月

(わたなべ まさお 一橋大学)

階級・市民社会・日本の労資 —グラムシの階級論から—

グラムシの階級概念は、マルクスの階級概念の二義を踏まえた、その弁証法的論理化にほかならない。そこからは、日本の労資両階級の現況と課題はいかに見えるのか。



SUZUKI Tomihisa
鈴木 富久

I はじめに

「すべてこれまでの社会の歴史は階級闘争の歴史であった」とは、マルクス＝エンゲルス『共産党宣言』の冒頭句としてあまりに有名であるが、その割には、研究者のあいだで「階級闘争」への理論的関心が希薄であり、このことが、「階級」概念、したがってまたマルクス的な階級史観の理論的練成をも制約しているように思われる。

階級とは、そもそもが、生産・交換・分配・消費の諸関係の再生産的総体としての矛盾をはらんだ生産諸関係の総体である経済構造における位置と機能の相違によって分類される人間の統計的集団である。この意味での経済的社会集団が、生きた活動的社會集団へと自己を組織してはじめて「階級闘争」の主体となるにすぎない。マルクスも、たんなる経済的・統計的集団としての階級（以下、これを階級Aと呼ぶ）と、「階級闘争」の主体として現れる生きた活動的社會集団としての階級（以下、これを階級Bと呼ぶ）とを区別して、当時のフランス小農民について、「生活様式・利害・教養の点で他の階級から彼らを区別し、それに反目させるような経済的生存諸条件のもとで生活しているかぎりで彼らは一階級をつくっている」が、「利害の同一性が、彼らのあいだにどんな共

同関係も全国的結合も政治組織も生みださないかぎりで、彼らは階級をつくっていない」（『ブリュメール18日』）と、「階級」概念の二義を語ったことがある。前者がいわゆる「即目的階級」（A）であり、後者がいわゆる「対目的階級」（B）である。

この区別を踏まえ、いかにして階級Aが階級Bへと自己展開をとげ、「国家になる」のかを探究し、階級史観の独創的彫琢に心血を注いだのが、イタリアの思想家アントニオ・グラムシ（1891–1937年）である。彼は、その探究をファシズム監獄のなかで『獄中ノート』（1929–35年執筆）^①に遺して世を去った。本稿は、この『ノート』における彼の階級概念に注目し、そこから現代日本の労資階級状況を捉え、労働者階級の中心的課題を再提起しようとするものである。

II 二重の自己包括的複合体への自己超克

(1) 活動的社會集団への自己生成を媒介する有機的知識人

グラムシの階級概念の基本論理は、筆者の理解では、有機的知識人層の創造を媒介とする二重の自己包括的複合体の形成を通じた自己超克による

基本的階級自身の国家への、歴史性への到達、と要約される。その概説から始めよう。

グラムシも、「階級」につき、「どの階級も、本質的には経済上の事実」(Q15 § 18. 合VI47)とみており、この階級Aを「『本質的』階級」ないし「経済的階級」あるいは「経済的集団」と呼んだりするが、いずれにせよこの階級Aが、生きた活動的・社会集団たる階級Bに移行するには、この移行を実現する媒介条件として知識人層の創出が不可欠だ、と次のように考える。

「各々の社会集団〔階級〕は、経済的生産の世界における一つの本質的機能という本源的地盤の上に〔階級Bとして〕現れるとき、それといっしょに、その社会集団に等質性をあたえ、また経済の分野のみならず社会と政治の分野にもおけるその集団自身の機能に関する意識をあたえる一つあるいはそれ以上の知識人層を有機的に創り出す」(Q12 § 1. 合III79)。

こうして創出される「知識人層」は、当の階級の「特殊部類」ないし「有機的補完」として把握され、したがって、この層の働きで自己「自身の機能に関する意識」をもつ活動的・社会集団となつた階級の一部をなすことになる。したがって、階級Bは、階級Aの境界線を超えて、自己が創出した知識人（有機的知識人）層を含む複合体（階級プラス知識人）として自己を拡大して現れ、その複合体に当の階級自身が基軸として包括される。この意味で、階級Aは、自己包括的な複合体を形成することによって、階級Bとなることになる。これはグラムシにおいて、量から質への移行、つまり当該階級の量（階級Aの成員数）が、たんなるその算術的総和を超えて、集団としての当該階級自身の固有の質（歴史的な特質・機能の発揮）に移行することを意味する。

しかしながら、階級Bは階級Aの量的全体（全員）を、通常当初からは含まない。質への移行は部分的である。つまり多少とも未組織の部分が残されている。この未組織部分をも組織化し、階級Aの量的全体が階級Bに組織、統一され、全面的に質に移行するのは、グラムシのみるところ、この階級が自己の「質」に固有の歴史的諸機能を全面的に果たすべく、支配階級ないし指導階級となり、自己の国家を創建することによってのことである。彼は言う。

「諸々の指導階級の歴史的統一性は国家に生じ、

その歴史は、本質的に諸国家の歴史、諸国家の諸集団の歴史である。……基本的な歴史的統一性は、その具体性からして、国家もしくは政治社会と、『市民社会』との有機的諸関係の結果である。従属諸階級は、定義からして統一されず、また『国家』になりえない限り、自己を統一しえない。それゆえ、彼らの歴史は、市民社会の歴史で編まれておらず、市民社会の歴史の、それゆえ、国家もしくは諸国家の諸集団の歴史の、『分解された』不連続な一閑数である」(Q25 § 5)。

このように一階級は、指導階級になり、「国家の集団」になることによって自己の統一性を達成しうる。国家の実体は、指導階級である。だから、「国家とは、指導階級が、それにより自己の支配を正当化し維持するのみならず、被統治者から活動的な同意を獲得することに成功しもする実践的および理論的な諸活動の全総体である」(Q15 § 10. 合IV16)，とグラムシは規定する。彼においては、「一社会集団の優越性は、『支配』として、『知的道徳的指導』として、二つの様式で現れる。一社会集団は、それが武力に訴えても『一掃』ないし服従させようとする敵対諸集団を支配する。そして近親諸集団と同盟諸集団を指導する」(Q19 § 24. 合II 225-6)。だから、強力により支配する「支配階級」は、同意を獲得しながら指導する「指導階級」でもなければならず、二つの顔をもつのである。

グラムシは、一階級（B）が、全社会に対する自己の指導にたいする広範な住民大衆から同意を獲得しえている状態ないし、そうした両者の相互的関係を「ヘゲモニー」と呼ぶが、ヘゲモニーとは、結局、こうした関係自体を主導的に創出し発展させうる指導階級の歴史的に優越的な能力、端的に同意組織化の能力を意味し、その不断の行使をつうじて（それが成功的であるかぎり）活動的「同意」を不斷に再生産ないし拡大再生産しうる活動的な関係である。その活動的同意からは、「同調行動」が生まれ、国家が「下から」支えられる状態が創出される。これがヘゲモニーの機能、その効果なのである。

(2) 指導階級の集団的自由を個人的自由に転ずる「市民社会」

こうした一般市民の「同意－同調行動」は、「市民社会」に生まれるが、グラムシのいう「市

「民社会」とは、「法の関与しない」とされる領域において指導階級が、それを通じて自己のヘゲモニーを行使するところの「いわゆる私的諸組織の総体」であり、集団として国家となった階級（指導階級）が、その成員諸個人のレベルにおいて（自己の階級の有機的知識人たちとともに）「市民」（私人）として他階級の諸個人からの「同意」を組織化し、同調行動を拡げる私的イニシアティブを「自由かつ自発的」に発揮する圏域であり、また指導階級の諸個人がその活動を通じて、自己の階級が集団的に到達した法規範と政治的文化的水準に自己を高め順応させるべく、自己教育・自己訓練し、それにより自己がより「自由」になる圏域、そして同時に、その努力を通じて、他階級の諸個人にも「私的諸組織」を通じて同じ「順応主義」を浸透させながら自分たちと同じ型の「自由」を普及する（その結果、従属諸階級Aの集団的自律化、Bへの発展過程は「分解され」る）圏域にほかならない。こうして、国家（政治社会）と市民社会とは、指導階級の集団的自由を法的強制力によって保証する「官吏統治」（政治的一官僚的知識人による「統治」）と、この集団的自由の個人的局面としての個人的自由を現実化していく「自己統治」とに分化して現れる一階級国家の2形態として捉えられることになる。グラムシの広義国家概念として有名な「国家イクオール政治社会プラス市民社会、強制の鎧を着たヘゲモニー」（Q 6 § 88. 合 I 207）という定式は、それを表すのである。

以上からはまた、すでにみた、「諸々の指導階級の歴史的統一性は……国家もしくは政治社会と、『市民社会』との有機的諸関係の結果である」という表現の意味も明らかになる。そこには、国家となった階級の集団的自由が、その階級の全成員におよぶ個人にとっての自由になってはじめて、一階級の統一化の達成を語りうるという観点（国家一階級の理論における「国家と個人の自由」問題への独創的な観点）が秘められていたのである。

一階級が「国家になる」とは、結局、自己のヘゲモニーのもとに広範な同盟諸階級を政治的に組織化し、文化的にも知的道德的一体性を形成して、一つの緊密な「社会的ブロック」を構築することによるのであるが、このブロックは、経済構造に足場をもつ諸階級の同盟を基礎にしているゆえに、そこに、歴史的に発展する経済構造に照應し一体

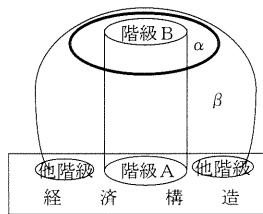
となる上部構造が構築されることを意味し、この経済構造と上部構造との一体性をグラムシは「歴史的ブロック」と呼んだ。グラムシにおいては、一階級が「国家」となるとは、自己の「歴史的ブロック」を構築し「歴史となる」とこと同一であり、そのためには、自己の歴史的諸機能を果たすため、その諸機能の専門分化としての各種各級の適格な有機的知識人層を「構造の基底から上〔上部構造〕に向かって」大量に創造し配置しえなければならない。実は、グラムシのいう「知識人」とは、「この名称で普通に理解されている諸層だけでなく、一般に生産の分野であれ文化の分野であれ行政・政治の分野であれ、広い意味で組織化的諸機能を営む社会層〔storato sociale〕の全体」（Q12 § 1. 合 II 273）として拡大して理解されており、それは、いずれかの階級に、その歴史的機能の意識を与える、自らその機能の下位的諸機能を担う存在なのである。

もっとも、国家となり歴史となりうるのは特定の階級に限られる。グラムシは、その可能性をもつ（経済的生産において本質的機能を担う）階級を「基本的階級」あるいは「基本的社会集団」と呼ぶ。近代においてはブルジョアジーとプロレタリアートとが、それである。

(3) 「国家となる」階級の自己超克的発展の論理

したがって、以上に述べてきたことは、一つの基本的階級が国家となる論理であったことになる。それはまず、基本的階級Aが、自己の知識人層を創造し、この層の媒介によって、この媒介者を「特殊部類」として含む“自己包括的複合体”（図1の α ）としての階級Bへと自己を自律化、移行、発展させ、次いで、この知識人層を質的にも量的にも発展させながら全社会諸領域に配置することによって自己のヘゲモニーを創造、拡大し、そのもとに諸階級を結集して自己を一部とする、したがってこれも一つの“自己包括的複合体”にほかならないところの、一つの広範な「社会的ブロック」（図1の β ）の形成に、歴史的に必要な程度において成功することによって国家となりえ、その国家において当の基本的階級自身の統一性（階級A総体の階級Bへの移行=量から質への移行）が、その集団性と個人性との統一化の弁証法において全面的に達成されるということであった。

図 1



そして実は、このような二重の自己包括的複合体（ α と β ）をなしていく過程で基本的階級自身は、まず α において階級成員各個人の利己主義的段階を超克し、次いで β において、当の階級の集団的な「経済的・同業組合的段階」、すなわち当面の直接的・経済的利害追求の段階を超克し、ヘゲモニーをめざして自己の根本的な利害に立った長期的発展路線に沿って他の諸階級の利害に関して考慮、妥協、調整、さらには代表し、「『国民的』エネルギー全体の発展の原動力」として現われるべく努めることになる、という自己超克的発展の道程を歩む、というのがグラムシの階級概念の基本論理なのである。そもそも彼において、「ヘゲモニーの概念は、そこにおいて国民的性格の諸要求が結び目をなすところの概念」（Q14 § 68. 合I 200）にほかならない。彼は以上のような基本論理から「歴史を階級の歴史として捉え」（Q 6 § 125. 合IV 125）る階級史観を彫琢していったのである。

III 日本の労資階級状況と 不対等拡大メカニズム

(1) グラムシの階級概念=方法的基準と 実際の歴史

以上に見てきた、グラムシの生動的で弁証法的な「階級」概念は、フランス革命において「統合国家〔Stato integrale〕」として現れえたと彼のみる当時のフランス・ブルジョアジーを経験的範例として、発展の完成段階を論理的に想定して構成された概念である。彼においては、これが、実際の歴史、すなわち各々において量から質への移行（あるいは後退）が絶え間なく生起している基

本的諸階級相互間の闘争からなる歴史の研究においては、その「研究と解釈の方法的基準」（物差し）として用をなす。

グラムシは、だからこれを「基準」として、自國イタリア史の研究を推進する一方、第一次大戦後の歐州自由主義諸国家の危機と新生ソ連邦、さらに自國ファシズム体制を分析し、また債権国として登場していた米国発の「アメリカニズムとフォード主義」現象にいち早く注目し、各国との比較分析を国際関係の枠組内に位置づけて重ねていった。それらをここでは論じえないが、新生ソ連邦は、まだ「統合国家」以前の「経済的・同業組合的段階」にとどまっており、そこに「進歩的」「全体主義体制」（スターリン体制）が生じていることを認め、対照的にファシズム体制を「退歩的」「全体主義体制」と評し、他方、米国については、そこにブルジョアジーの新しい国際ヘゲモニーの発芽を看取しつつも、まだその国家も「経済的・同業組合的段階」にあり、この段階が29年恐慌で危機に陥ったと認識、ローズベルトの出現までを見とどけた、ということは摘記しておこう。

その後の歴史の展開は、ソ連問題の結末を含めて、グラムシの同時代分析の鋭さや多様な示唆の奥深さを裏づけるものが多いが、それは別にして、現代世界の各国を労働者階級の統一性の達成度という点から眺めれば、北欧福祉先進諸国家が総じて高水準であり、労組組織率でみれば、8割台、7割台であることが注目される。

スウェーデン（85%）に典型的であるように、高度「普遍主義的福祉」が、大衆的重税負担と高い労働生産性によって可能になっているのは、長期社民党政権下で、「資本ブロック」に対する「労働ブロック」の優勢という政治的均衡を持続的に保持しえ、ある程度まさに「国家（政治社会）と市民社会との有機的関係の結果」として労働者階級の統一化が高水準に達していることと不可分であろう。北欧諸国においては、いかなる国家と市民社会、文化と人間が形成されつつあるのだろうか。グラムシ的「方法基準」からは、こうした一連の問い合わせが浮上する。

(2) 「ザ・システム」と「ジャパン・アズ・ナンバーワン」の意味と現在

ひるがえって日本をみれば、ここでは、政-財-官の「鉄の三角形」と言われるほどに強固で直接

に結合、癒着した（それゆえ公私混同、強制一同意の不分明、汚職・隠蔽体質の）複合体が、大資本の集団（財界）の自己包括的複合体として捉えられ、それにマスコミ関係者を加えれば、オルフレンが「ザ・システム」と呼ぶ複合体（ α ）の主要部が現れる。そして、この複合体を介して日本社会総体がいかに大資本優先的に細部まで組織されあげられているかを、つまり現代日本における大資本の「社会的ブロック」（ β =「歴史的ブロック」）の特徴的態様を（対米従属を考慮に加えたうえで）具体的に考察するための恰好の素材を提供してくれたのが、ヴォーゲルの『ジャパン・アズ・ナンバーワン』（原著・邦訳1979年）であった。

確かにいまどき「ジャパン・アズ・ナンバーワン」ではないが、しかし、その期に生じた日本社会の「企業社会」化と「会社人間」化とは、労働者にはいっそう過酷なかたちで継続しているとしか筆者には思われない。この間に、「日本の経営」は「新日本の経営」に再編され、終身雇用と年功制は、リストラと非正規雇用への置換、成果主義の導入等によって崩壊したし、従業員の企業忠誠心は、国際比較で最低部類に落ち込むなど、激しく変化した。だがそれにより、企業は企業福祉の負担から解放されて「自由」の幅を格段に拡大したのに対して、労働者には、「忠誠心」に替わって今度は「自己責任」の重圧がのしかかり、サービス残業という無償労働が無限に拡がっただけではない。その合法化（裁量労働制）の範囲が拡大されさえもした。「企業社会」は、個別資本の負担軽減と自由拡大を意味するうえに「マネージャム」化を伴った「競争社会・格差社会」化によっていっそう過酷になり、いまや忠誠心なき「会社人間」はリストラ不安と心の病、心身の健康不安の淵から逃れえない状態に陥れられているのが現実であろう。

企業従業員が「会社人間」になれば、企業別組合である日本の労組は不可避的に変質してしまう。最後の戦闘的大規模労組は公務員労組の国労であったが、これは、国鉄分割・民営化の強行（1987年）を通じて破壊された。そのためには、大量の活動家を隔離、虐待する現代ラーゲリー「国鉄精算事業団」の設置を必要としたが、日本の支配集団は、こうした蛮行の報道規制・隠蔽を容易になしうるために野蛮体質をいつまでも精算しない（「日勤教育」のJR西日本・大惨事を想起せよ）。とも

あれ、これが総評の解散（1989年）に連動し、「総評－社会党ブロック」は消滅、社共共闘の希望も消えた。こうして労組運動全体が（一部を除いて）、すでに大資本集団の「社会的ブロック」内にあった民間大企業労組を中心にして再編された。

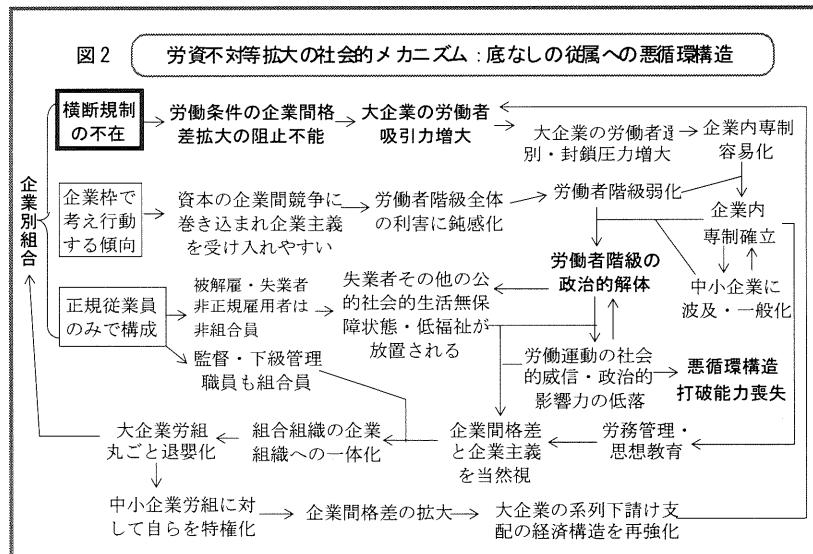
最後に、この10年ほどの間に大学の学者・研究者も学生もすっかり変貌し、大学自体が「鉄の三角形」に連結されて、産官学の複合的下位体系が目下その形成のただ中にある。こうして、大資本集団の二重の自己包括的複合体は、顕著な拡大をみて、1980年代以降の「戦後政治の総決算」は残る大問題・憲法問題を日程にのぼせる段階にまできた。

こうした全過程は、国民の感性を含む文化的イデオロギーの順応化の拡大深化を意味しよう。世論調査が示す国民意識の混迷、自縛自縛状態が「平成大不況」と「構造改革」のなかで確実に深まり、これが行動の政治的受動化を規定し、各種社会病理を蔓延させる。こうした時期に生まれ育った日本の若者は、「難しい本」を読まず、その程度は国際比較（OECD調査）の上で日本だけが例外的な低水準にある（「読む」15歳児、27ヶ国平均・22.2%、日本・3.0%。『2003年版・図表で見る教育』明石書店、103頁）。これは、2003年2月、イラク反戦に一千万人が立ち上がり、米国でも数10万人のデモが起った世界のなかで、日本が「ブラックホールのように思えてしまう」（『朝日新聞』同年2月16日付）と同社欧州総局長を慨嘆させた日本人の大勢に見合った現象にほかならない。

（3）労資不対等拡大の社会的メカニズム

「世論のブームを、政党以上に阻止または限定できる組織は、自由な労働組合であり、そこから自由な労働組合に対する闘争と、これを国家的統制に服させようとする傾向とが生まれる」（Q7 §103），とグラムシは言っている。「自由な」大規模労組が消滅した日本では、「世論」の動向は、たいてい支配集団の手の内にある。だから「自由な」労組の再起、再建が必要であるが、それが困難化しているということである。

この問題は、なぜ日本においてのみ、労働者を「会社人間」に変え、社会総体を「企業社会」に編成することが可能であったのかという大問題と



別ものでなく、日本社会全般のあらゆる問題の根底を問うことになる大規模な問題である。その根幹をなすのが、前稿「企業別労組と企業内専制の現代的日本の特質」（本誌97号、2001年12月）で論じた問題、すなわち、労資関係の基本単位が産業次元にある歐州的段階の以前にとどまり、企業次元にあり続けているため、企業枠を越えて賃金－労働諸条件を規制する全国的横断基準が存在せず、労働者が不利な立場で入職する個別企業の内部でもっぱら編成される企業内専決－企業別労組という、戦後過程で形成、固定化された労資関係制度の問題にはかならない。これが「労資不対等拡大の社会的メカニズム」（竹村英輔）として機能し、労働者を底なしの従属へと陥れる悪循環構造をなしているのである（図2参照）。

このメカニズムとあいまって戦後日本の労働者階級は、量から質への移行と発展を中断されて、再び量へと大量的に還元され、支配的集団の「市民社会の歴史の……『分解された』不連続な一閑数」に大きく引き戻された。このメカニズムは、はなはだしい企業規模別賃金格差と相関して大企業が中小企業を支配・下請け化して成り立つ現行の経済構造の一契機であり、この経済構造に一体化的（労働法体系を含む）上部構造との「歴史的ブロック」によって固められているゆえに、国民一般のみならず労働者にさえ自明視されているほど強固であり、その打破は容易でない。

だから、これを問題化して打破することは、こ

の歴史的ブロックの変革を意味するゆえに、新しい歴史的ブロックの形成を対置する長期戦略の不断の探求にもとづく持続的な努力を必要とする。つまり、労働者階級がこれを自己の課題として意識することができるようにならねばならないということである。労働者のうち約3分の1が非正規雇用になり、若年層では半数近くに達している現在、企業枠を越えた非正規労働者の個人加盟制「ユニオン」のあいつぐ結成とその発展が注目されつつある。まずはこの運動こそが、あらゆる社会運動に先駆けて、このメカニズムの「自明視」を打破するメッセージを不斷に発信する第一のセンターとならねばならないであろう。

注

1) A. Gramsci, *Quaderni del carcere*, Edizione critica dell'Istituto Gramsci, a cura di Valentino Gerratana, Giulio Einaudi editore, Torino, 1975. 以下、引用文に関し、Qは、この『ノート』を、その次の数字は各冊のノート番号を、§は各ノート内の覚書に記された番号（覚書番号）を表す。邦訳のあるものについては、山崎功監修『グラムシ選集』（全6巻）合同出版、1961-65年、の該当巻数（ローマ数字）と掲載頁番号のみを記す。なお引用文中の亀甲印〔 〕内は引用者の注記である。

（すずき とみひさ 桃山学院大学）

資本主義的蓄積とジェンダー

— ボーヴォワール的視点からの『資本論』再検討 —

資本主義的蓄積の基礎的契機としての労働力人口再生産の動向を、生殖様式に基づく史的両性関係の視点から検討しつつ、20世紀末先進資本主義社会における労働力人口停滞化と女性労働の恒常労働化との関連性を明らかにして、その歴史的意義を考察する。



AOYAGI Kazumi
青柳 和身

I はじめに：課題

少産化の時代としての現代は、従来行われていたような「剩余労働」中心の経済分析ではなく、人口動態と人口構成の問題、およびその基礎としての次世代再生産的「必要労働」を含む生殖様式の問題を、経済学・経済史学の中心的検討課題として導入し、「必要労働」（家事労働を含む）と「剩余労働」との関係を総合的に再検討することを要請している。しかし『資本論』では、生殖（次世代再生産）様式と、それを基礎とした史的両性関係（ジェンダー）¹⁾の問題は、資本主義的生産様式の世代的再生産に不可欠な歴史的「契機」〔『ドイツ・イデオロギー』：マルクス 1996, 56-59〕²⁾であるにもかかわらず、「経済学批判」体系の一部としての「資本」の項の限定として、研究対象からは除外されている。歴史人口学、性・生殖史、家族史の現代的成果を基礎とした、次世代再生産的「必要労働」と史的両性関係（ジェンダー）の視点からの『資本論』の再検討は、生産様式総体を対象とする「経済学批判」にとって不可欠の課題であり、特に現代において要請される課題である。

本稿では『資本論』の「本源的蓄積」論と「蓄積過程」論を、「経済学批判」の全体的課題の一

環として、人口再生産とジェンダーの視点から歴史的に再検討する³⁾。

II 歴史分析の視点： 「ボーヴォワール的視点」⁴⁾

本稿での歴史分析の視点は「ボーヴォワール的視点」である。それはジェンダー的視点と同義であるが、その具体的な内容として次のような意味を含んでいる。

第1に、それはボーヴォワール的「土台」=生産様式観を意味しており、『ドイツ・イデオロギー』的「土台」観と同じく、社会を構成する基礎的行為として、人間と自然との関係行為の総体、すなわち土地自然の関係行為（労働と享受）と人間自然的関係行為（性・生殖的行為）との両契機を包括し、「土台」=生産様式内部における両契機の統一把握、具体的には、階級関係と両性関係との構造的統一把握を課題とするものである。

第2に、「市民社会」（的階級関係）の長期持続的再生産の基礎的契機としての排他的な市民「家族」構造（労働者家族を含む）というヘーゲル的歴史認識の基本的妥当性を、20世紀先進社会の歴史現実から見て承認するとともに、その歴史認識に含まれている、排他的な市民「家族」=排他的生殖カップル関係の永続論、特にその根拠となっ

ている男女の「自然」性差観=「生物学的」性別セクシュアリティ観の根源的批判という『第二の性』の基本的課題を継承する。これは、マルクスが着手した『法の哲学』批判の全体的課題にとって、未達成のまま残されている課題である。

第3に、ソビエトマルクス主義とその影響を受けた「20世紀マルクス主義」の批判を内包している。ソビエトマルクス主義は、『ドイツ・イデオロギー』的「土台」観を継承したエンゲルス・テーゼすなわち2重の生産論を批判しつつ、「人間の生産」の契機を「土台」から除外した。その影響を受けた「20世紀マルクス主義」は、生殖（次世代再生産）様式およびそれに基づく史的両性関係の問題を、「生産様式」の考察対象から除外し、「20世紀社会主義」における現存「家族」と排他的生殖カップル関係の追認によって、史的両性関係にたいする根源的な批判的研究視角を喪失した⁵⁾。『第二の性』の「史的唯物論」批判とは、このような「20世紀マルクス主義」批判のことであり、この課題を継承する。

III 「本源的蓄積」論の再検討

(1) 前近代階級社会の基礎としての小経営生産様式=家父長制家族経営とその人口再生産⁶⁾

『資本論』の「本源的蓄積」論を人口再生産とジェンダーの視点から再検討するため、まず前近代階級社会の人口再生産と生殖（次世代再生産）様式の特質について明らかにしておこう。次のような特質は前近代階級社会に法則的に見られる特質である。

第1に、奴隸制大経営の奴隸は、両性が家父長制的関係を欠如したまま「無差別」に土地から分離されているが、この場合奴隸は次世代再生産を行わず、そのため外部に大量に存在する小経営による労働力の外部供給が制度存続に不可決であること、したがって奴隸制大経営は、部分的経済制度にとどまらざるをえないということである（古代の大規模協業の「散在」性：マルクス 1997, 580）。これは奴隸が性行為を行わなかったためではない。近代の奴隸制大経営の女奴隸の場合、剩余労働を内包する長時間労働への対抗として、次

世代再生産的必要労働（以下次世代必要労働と呼ぶ）の事前回避、すなわち薬草利用中絶や間引き（嬰児殺し）等の伝統的生殖管理による「出産ストライキ」〔ミース 1997, 143-150〕の結果であり、したがって、直接生産者としての奴隸は「階層」にとどまり、次世代再生産的「階級」には転化しなかった。その結果、奴隸の外部供給が途絶えた時、奴隸制は崩壊した。古代奴隸制の崩壊も同様であったと推測される。また用役給付 Dienstleistung 労働雇用関係（家族を構成しない奉公人雇用等）も、土地から両性が「無差別」に分離された経済制度であり、同様に、部分的経済制度としてしか存在しなかった〔マルクス 1981, 324-325, マルクス 1993, 107-115, マルクス 1970, 535-560, 中村 2001〕。このことは、次世代必要労働と剩余労働との本質的矛盾関係を実証しており、何らかの次世代必要労働強制制度を欠如した剩余労働強制制度は、労働力の外部供給を前提とする部分的経済制度にとどまり、自立的経済体制=「生産様式」には転化しないという法則性があることを実証している。

第2に、家父長制家族経営すなわち「小経営生産様式」は、前近代階級社会の唯一の労働力再生産単位であり、次世代必要労働強制と剩余労働強制との両者の強制を可能にする唯一の制度であるということ、したがって階級的「生産様式」が、世代的に再生産される唯一の基礎であるということである〔中村 1977〕。この制度では、男性は土地占有を保障されるが、女性は男性と一夫（一婦または多妻）制的生殖カップルを形成し、次世代再生産を行い、男性家長の労働指揮に服して労働を行う場合のみ、土地利用権と生活権が保障される。家父長制的土地占有制度と、それを基礎とした家父長制家族経営は、女性にとって生殖の保障条件であるとともに、その強制制度として女性の前近代的生殖義務身分化制度であり、それを通じて両性に次世代必要労働を強制する基礎的細胞単位である。

第3に、小経営的階層移動として、土地占有の経済的意義が低下した下層農世帯の場合、前もって出生率を低下させ、次世代必要労働を縮小し、その結果絶家・消滅するのに対し、上層農の場合高出生率であり、その結果世帯を分割増加させ、経営規模を縮小して下方移動するという動態的特質が普遍的に見られることである。両階層の動態

的運動は、全体として小経営=家父長制家族経営の維持・再生産をもたらし、階層分化を阻止する〔青柳 2004, 204-209, 鬼頭 2000, 134-140〕。この下層農の消滅を含む動態的過程は、マルサスが想定したような死亡率調整型人口再生産様式ではない。イングランドでも、17世紀まで下層（労働者）世帯の消滅と、上層小経営世帯による労働者人口供給、という前近代的人口再生産様式が存続していた。

第4に、以上のような人口再生産様式の法則的特質の前提条件は、前近代的性・生殖様式として、伝統的女性主導型生殖管理（薬草利用中絶やマッサージ中絶等の近代化過程で失われた女性主導の多様な避妊・中絶技能を含む伝統的生殖管理）と、それを前提した前近代的な非排他的（婚外）性習俗が一般的に存在していることである。前近代社会における出生抑制は、マルサスが主張したような「性的禁欲」の結果ではなかった。西欧でも、日本やロシアなどと同様に、近代初期まで伝統的生殖管理が存続し〔マクラレン 1989他、鬼頭 2000, 204-214, 鬼頭 1995, 青柳 2004, 201-204〕、それを前提した前近代的な非排他的（婚外）性習俗（未婚者性習俗ヨバイ、bundling, Kilt-gang 等や性解放祭 orgy など：ストーン 1991, フランドラン 1987, セミヨーノフ 1971他、青柳 2004, 198-200）が存続していた。

このような前近代的人口法則の存在から導かれる結論は、伝統的女性主導型生殖管理すなわち現代的概念で言えば、女性の「生殖権 reproductive rights」保持を基礎とした前近代的人口再生産様式の解体なしには、資本主義的「生産様式」は形成されえないということである。またイギリスの場合でも17世紀以前の賃労働雇用関係は、奉公人雇用や用役給付労働雇用と同じく、労働者人口供給を小経営=家父長制家族経営の次世代必要労働に依存している限り、部分的（従属的）経済制度にとどまらざるをえないということである。

(2) 資本主義的生殖様式=「世帯主制」の創出⁷⁾

資本主義における人口再生産様式すなわち生殖（次世代再生産）様式について検討するため、まず16世紀以降のイングランドの長期的人口動態の全体的特質について明らかにしておこう。16世紀から19世紀中葉までの人口再生産の場合、死亡率

ではなく出生率動向が、人口動態動向に対する決定的要因となっており、死亡率による人口調整説を批判するケンブリッジ・グループの見解は妥当である〔青柳 2004, 226〕。この時期の人口再生産の歴史的動向は、出生率動向を中心に検討する必要がある。

16～19世紀イングランドの長期的人口再生産は、次のような2段階的人口増加をしているが、これは北西ヨーロッパ諸国と基本的に共通する変化である。第1段階としての16～17世紀には、婚姻出生率（初婚件数に対する出生数の比率）の上昇と婚姻率の低下（晩婚・稀婚化）という対立的変化によって、出生率の低下傾向と17世紀後半期の人口停滞化をもたらした。第2段階としての18～19世紀には、早婚・皆婚化と婚姻出生率の上昇による高出生率化をもたらした。婚姻出生率は16・17世紀と18・19世紀との二段階的増大を示しているが、この変化が16～19世紀を貫く基本的傾向である。1730年代以降には、労働者人口を中心とする人口の不可逆的増大が進行するが〔青柳 2004, 227, 228-242〕、これは人口再生産が小経営的必要労働依存から離脱し、労働者の必要労働が全面的に確立したこと、すなわち労働者「階級」の成立によって、資本主義が自立的「生産様式」として成立したことを意味する（資本の世界成立の基礎としての「必要労働」：マルクス 1997, 368）。

この人口動態過程は資本主義的生殖様式の創出過程と結びついていた。それは、16～19世紀に進行した女性の生殖権の剥奪による、女性の近代的生殖義務身分化制度=生殖的託身制の創出の歴史的過程である。この過程を含め20世紀までの人口再生産=生殖様式の歴史的変化は、次のような3段階として総括することができる。

第1段階は、16～17世紀西欧に共通して進行した過程であるが、宗教改革期（カトリック改革を含む）の宗教的権力による、伝統的生殖管理への攻撃としての歴史的結果をもたらした、宗派的人口登録制（早期洗礼強制と教区簿冊制）であり、これによって間引き（嬰児殺し）の抑圧が進行した。フランスでは当初、中絶や嬰児殺しの防圧のため未婚者妊娠登録制が行われ、17世紀に教区簿冊制が導入された。また16・17世紀の西欧では異端審問の発展として「魔女狩り」が行われたが、「魔女」とされた者の中心の人々には、女性治療師や伝統的産婆（wicca 賢女）と言われたが後に

witch 魔女の意味になる), すなわち伝統的な生殖の技能・知識の保持・伝承が多く含まれていた。これは、女性主導の伝統的生殖管理とその技能・知識伝承の社会的条件を, 解体するものである。魔女狩りは17世紀前半が最高潮であった。

第2段階は, 18~19世紀欧米に共通して進行し, その後全世界に普及した過程であるが, 国家的権力と医師団体による, 女性の生殖権剥奪の世俗的体制化である。15世紀には産婆の外科用具使用は禁止されていたが, 18世紀には国家と「男性産科医 man-midwife」による産婆 midwife 統制が, 伝統的な女性主導中絶の排除を目的として行われた。男性産科医は, 難産救命の緊急中絶措置のための外科医(男性)が専門医化したものであったが, その職業団体的利害は, 国家や教会による権力的統制を通じて, 産婆統制を強化し, 営業的利害を拡大していった。19世紀初頭には, イギリスとフランスで同時に中絶禁止法(胎動後中絶の禁止法)が制定され, 60年代末70年代には, 胎動前の時期も含む全面的中絶禁止法が, イギリス, フランス, ドイツ, アメリカ合衆国などで制定されて, 「墮胎罪体制」[藤目 1998]が完成した。

第3段階は, 20世紀に先進国を中心として進行した過程であるが, 「バースコントロール」(避妊による近代的生殖管理)の劇的普及と, 中絶の部分的許容とによる「人口転換」(「静かな革命」: Gillis 1992)として, 出生率が激減した段階である[青柳 2004, 226]。バースコントロールが劇的なかたちで社会的に受容された条件は, 境界罪体制下の性的疎外状況と, その両性的克服志向であったと推定される。19世紀中葉にアクトン博士が証言し[マクラレン 1989, 54], 現代でもアン・コート[コート 1971]などが主張しているように, 「腔オーガズム」の欠如すなわち女性の性交オーガズムの欠如という性的疎外状況が一般化し[Seccombe 1992, 74], ストープス(イギリスのバースコントロール運動家)宛ての,多くの女性の手紙が表明しているような女性の性交嫌悪[Seccombe 1992, 71-74]や, 19世紀フェミニストが志向したような出産後の性交拒否など, 女性の性交に対する多様な否定的態度があらわれたが, これらの態度は, 境界罪体制下の性的疎外状況の必然的帰結であったと言える。この状況の両性的克服志向が, バースコントロールの劇的な社会的受容をもたらしたと推定される[Seccombe

1992, 77-82]。脱法的妊娠中絶は20世紀前半にも行われていたが[ポツ 1985, Seccombe, 1992, 67], 60年代末70年代には, 欧米各国で中絶が一定の条件の下で公式に認められた。

生殖様式に関する各国の現状は, 1995年北京女性会議文書の「生殖権」に関する項の中にその実情が反映されている。文書では, 「生殖権」を人権の一環として抽象的に宣言したが, 実態としては多くの場合, 女性の中絶権や個人権としての生殖権が否認されたり, 社会権としての生殖権の諸条件が未整備であったりして, 各国の現状では, 女性が完全な生殖権を保持しているとは言いがたい。女性の生殖権剥奪の状況は緩和されているとはいえ, 生殖権剥奪体制は, 現代でも基本的に存続していると言える。

18世紀以降の生殖権剥奪体制の成立は, 両性の性行動様式と労働様式に近代的変化をもたらし, 近代的世帯を形成する歴史的契機となった。生殖権剥奪は, 前近代的な非排他的(婚外)性習俗を解体し, 性的権利(sexual right), 特に女性の性的権利を婚姻内関係に囲い込み, 性=生殖=婚姻の三位一体性を強化することによって, 産業革命期以前の時代から, 労働者両性による世帯形成・維持努力としての「労働と辛苦」[スチュアート 1980, 199]すなわち労働強化[マルクス 1997, 271-272]をもたらし, 前近代的労働慣行(多非労働日慣行)の衰退を促進した。これは, 生殖権剥奪による近代的次世代必要労働強制としての長時間労働化, すなわち近代的労働様式の形成過程を意味する。イングランドの1730年代以降の早婚・皆婚(=世帯形成)運動, 婚前妊娠「出生」(=世帯形成)率急増, 若年婚姻「出生」(=世帯形成)率急増[青柳 2004, 253, 254]は, 性=生殖=婚姻の三位一体化過程による労働者両性の新たな世帯形成・維持努力の一端を示している。

資本主義的生殖様式としての生殖権剥奪体制は, その生殖単位として, 小経営的土地占有から分離した近代独自の家族を成立させた。独自の性差別構造を内在する近代家族を, 前近代的「家父長制」と概念的に区別するため「世帯主制」と呼ぼう。「世帯主制」家族は, 第1に, 重層的土地所有の内的要素としての小経営的土地占有関係から分離した自由な世帯形成条件として, 近代的土地区画による自由な住宅地市場(借地・零細土地市場)の成立を前提とし, 第2に, 生殖権剥奪体制下で

の独自の夫婦関係、すなわち妻の夫に対する生殖的託身関係を基礎として成立する。この場合、夫権は生殖的託身者である自己の妻への恒常的懷妊権能を含んでおり [Seccombe 1992]、それは妻の世帯内労働強制権、すなわち妻の労働力の部分的領有権として機能する。したがって資本主義における女性労働者は、独自の生殖義務身分化制度としての世帯主制に包摂された、半不自由労働者に他ならない。このような排他的な生殖的託身関係は、私的排他的次世代再生産（養育）様式をもたらし、前近代的養子関係は衰退し、世帯（家族）成員から非近親者成員（親族、養子、奉公人、寄宿人等）は一般に排除される。前近代的家父長制に代わって成立した世帯主制は、私的次世代必要労働（養育労働）を、必要労働としての家事労働⁸⁾と賃労働との内的構成要素として、両性に強制する資本主義的次世代必要労働強制様式であり、その基礎的細胞単位である。

『資本論』の「本源的蓄積」論では「人口再生産」の問題が捨象された結果、以上のような両性関係の特質は検討されていないが、資本主義的「生産様式」の本源的形成にとって、前近代から近代への生殖強制制度の転換と、それに基づく次世代必要労働強制様式の転換、およびその結果形成された資本主義独自の性差別制度、すなわち世帯主制の問題は、捨象することのできない決定的な歴史的契機であったと言える。

IV 「蓄積過程」論の再検討

(1) OECD諸国の労働力人口停滞化⁹⁾

『資本論』の「蓄積過程」論を人口再生産とジェンダーの視点から再検討するため、現代における資本主義的蓄積の基礎的契機として、まず20世紀の先進資本主義社会の国内労働力人口再生産の特質について明らかにしておこう。先進資本主義としてのOECD諸国の中核的労働力年齢人口（20～55歳男女人口）の動向を中心になると、次のような歴史的特徴がある〔青柳 2004, 280-282, 298, 504-505〕。

欧米先進社会では「人口転換」すなわち出生率の人口置換水準ないしそれ以下への低下は、1930年代または50年代以降に本格的に進行するが、そ

の長期的結果として、1980年代または90年代以降に順次国内労働力総人口の停滞化傾向が出現した。

日本の場合、20世紀末の労働力総人口の停滞化傾向では、他の先進社会と共通性はあるが、20世紀後半期の労働力人口動態には次のような特殊性がある。第1に、中核的労働力（日本の場合労働率から見て20～59歳とする）の半世紀間の増加度は、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアの移民流入度の高い3国を除き、OECD諸国で最大であり、1995～2005年の労働力総人口停滞期には、高年労働力の比重が他の先進諸国には前例がないほど極大化する。第2に、20世紀後半期における若年労働力供給増加の2つの波が、第1次と第2次の2つの団塊世代によってもたらされたが、これは他のOECD諸国には見られない日本独自の特徴である。第3に、この特殊性をもたらした要因は、主として1930～1940年代におけるOECD諸国の中で最高の出生率と最高の人口増加率という、歴史的特殊性の結果である。

また前記の移民流入3国では1930年代以降少産化が進行しているが、移民流入効果により20世紀後半期の労働力総人口増加度は大であり、特にオーストラリアが最大である。

以上のような、先進資本主義各国の国内労働力人口動向とその特殊性は、資本主義的蓄積の歴史的動向、特に労働力利用の歴史的動向と、その特殊性を規定する要因である。マルクスは、資本主義的生産様式の場合、労働者人口増加の「仮定」が分析の「出発点とされなければならない」としているが〔マルクス 1978, 294〕、『資本論』の「蓄積過程」論でもこの「仮定」は踏襲されている。マルクスの資本主義觀によれば、19世紀アイルランドのような労働力人口減少が先進資本主義国で生じた場合、資本主義的生産の「失血死」や「破壊的結果」をもたらすとされ〔マルクス 1997, 1198, 1202〕、また「人類の将来の……食い止めることのできない人口の減少」は、「『大洪水』」的事態をもたらすとされている〔マルクス 1997, 463〕。このマルクスの資本主義觀を、現代的資本蓄積の特質を分析するための基礎的視点として継承しつつ、「蓄積過程」論の歴史的再検討を行おう。

(2) OECD 諸国における女性労働の脱流動労働力化と労働力利用のグローバル化¹⁰⁾

資本主義的蓄積の長期的な歴史的局面は、蓄積過程の基礎的契機である労働者人口の長期的動向を基準にして、高度資本蓄積社会としての先進資本主義社会を中心に段階区分すれば、次の3つの局面に区分される〔青柳 2004, 220-221, 226, 306-307〕。国内労働力人口の不可逆的増加期であり、同時に伝統的小経営からの労働者人口の供給も行われることによって、労働者人口の持続的増加が進行した18世紀中葉から19世紀末までの第1局面（約1世紀半）。次に、国内労働力人口の過減的増加期である19世紀末から20世紀末までの第2局面（約1世紀）。後発資本主義の場合、伝統的小経営からの労働者人口の供給は、この時期にも持続した。最後に、国内労働力人口の停滞化または減少期である20世紀末以降の時期としての第3局面。第2局面末期には伝統的小経営からの労働者人口の追加的供給の可能性は失われており、第2局面末期から第3局面の時代には、蓄積過程に伴う追加的労働力は、その過程が進行するかぎり、それ以前の時代には十分に利用されなかつたような労働力領域から獲得せざるを得ないような段階である。この労働力領域は既婚女性労働力と外国人労働力である。この第3局面は21世紀第3・四半世紀の時期までと予測されている世界的人口停滞化へと至る世界史的人口転換の時代を包括する時期である（約4分の3世紀）。

1970年代または80年代以降の第2局面末期から第3局面の時期のOECD諸国には、次のような共通傾向が法則的に現れた〔青柳 2004, 286-294〕。労働力人口の停滞化傾向の時期に、若年（新規）労働力供給減少が出現すると、女性労働の脱流動労働力化＝恒常労働力化、すなわち脱M字就業化または脱への字就業化への運動と、労働力利用のグローバル化、すなわち外国人労働力の国内導入または中進国地域への資本移動の傾向が、ほぼ同時に現れた。これは、マルクス蓄積論における労働者人口増加の必要性（「仮定」）の普遍的（法則的）性格を実証するものであり、現代的資本蓄積の一般法則的特質と規定することができる。脱流動労働力化の最終段階の10年には、女性労働の恒常労働力化のパイオニア世代の年齢進行

過程で、出産育児期（30～34歳）女性労働力率の劇的上昇（10数%～20%）という革命的变化が生じている。その結果、2000年までには大部分のOECD諸国で女性労働の脱流動労働力化が完了した。しかしオーストラリアと日本では例外的にM字就業が長期存続しているが、これを規定している両国に共通する第一次的要因は、20世紀後半期の労働力総人口の高増加度という、歴史的な人口動態的特殊要因であると見てよい。

資本主義的労働力利用のグローバル化、すなわち世界企業による生産過程のグローバル化と労働力の国際移動という、第2局面末期以降の現象は、先進国労働力人口の停滞化・減少と中進・後進諸国労働力人口増加という、各国の国内労働力人口動態の対極的相違が、基礎的な労働力的条件となっている。この人口再生産の対極的相違は世界史的な人口転換期の時代としての過渡的現象である。

日本は1983～1995年の時期に、他のOECD諸国女性労働の脱流動労働力化への動向とは対照的に、30～34歳女性労働力率動向の長期停滞化が生じたが、この時期は日本独自の特殊性としての若年労働力供給増加期であった。1995年以降の若年労働力供給減少期には、前述の法則的特質が現われ、脱流動労働力化へと向かう急速な変化が生じている〔青柳 2004, 301〕。2005年から2015年の間には、若年労働力減少と中核的労働力総人口急減との集中という、人口動態の独自の時期を迎える。また2008年と2013年には、第一次団塊世代の中央コホートである1948年生まれが、60歳の定期年金と65歳の年金受給期を迎える。この時期は日本の社会的人口動向の決定的転換点であり、女性労働の恒常労働力化に対し、前者はブル要因、後者はブッシュ要因として作用するであろう。この時期に、女性労働の脱流動労働力化（脱M字就業化）が完了する公算は極めて高い¹¹⁾。これは後述するように日本におけるジェンダー革命の端緒段階の開始を意味する。なお厚生労働省等による日本のM字就業の例外的長期存続予測（21世紀の第1・四半世紀を越える長期存続論）には、労働力人口動態に関する広い視角からの比較史的検討が欠落している〔青柳 2004, 311〕。

20世紀の70年代以降の先進資本主義社会では、次世代必要労働強制様式の細胞単位としての世帯主制の弱体化過程が、不可逆的に進行した。すなわちバースコントロールの普及と中絶の部分的許

容の結果、性＝生殖＝婚姻の三位一体性の弱体化による性的権利（sexual right）の拡大と女性の生活選択可能性の拡大、および女性労働の脱流動労働力化による女性の現実的生活形態の拡大を通じた、次世代必要労働強制の弱体化と、それによる人口置換水準以下の出生率低下の進行である。その結果20世紀末以降には、OECD諸国の労働力人口の同時的な減少傾向が出現しており〔青柳2004、280-281〕、「第二の人口転換」すなわち人口減少の不可避性が予測されている。これは、次世代必要労働強制の弱体化と剩余労働強制との矛盾の拡大、すなわち次世代必要労働と剩余労働との本質的矛盾の顕在化として、両者の対立的ジレンマ化が進行する限り、現実的根拠のある予測である。また先進社会の経験を基礎として、世界史的人口転換が予測されているが、同様に現実的根拠のある予測である。この世界史的人口転換は、マルクスの人口再生産に関する歴史認識によれば、資本主義的生産様式にとって死活的問題である。

V おわりに

『資本論』の「本源的蓄積」（資本主義形成）論に関しては、人口再生産とジェンダーの歴史を前提として次の諸点を修正的に付加する必要がある。

直接生産者（男性）の生産手段からの「分離」すなわち「土地収奪」は、個人的労働者（奉公人や用役給付労働者等）の創出契機ではあるが、それ自体としては、次世代再生産的労働者「世帯」すなわち労働者「階級」の創出契機ではなかった。16・17世紀資本主義は、労働力供給を小経営的必要労働に依存した部分的（従属的）経済制度しかなかった。

1730年代以降には、イングランド労働者の次世代必要労働は全体的に確立し、労働者は増殖する「階級」に転化して、18世紀中葉以降の労働力人口の持続的増加期に至って、資本主義の自立的蓄積体制が成立した。

20世紀後半以降の先進社会に例外なく出現した人口置換水準ないしそれ以下への歴史的少産化、および16・17世紀の相対的低出生率と比較して、18・19世紀の高婚姻出生率に基づく多産は、「生殖本能」や子育て欲求等によっては説明できない

こと、また純「経済」的にも説明できることは明らかである。いずれの説明も、持続的剩余労働強制に不可欠な次世代必要労働強制様式（生殖強制制度）の問題が、無視されている。19世紀以前の時代に関するケンブリッジ・グループの「経済」的多産理論や、20世紀の時代に関する「経済人口学」的少産理論は、出産の「自由」の理論的想定という抽象理論にとどまっている。

『資本論』の「貨幣の資本への転化」論で前提とされている労働者の「2重の自由」論は、それ以後の全編でも前提とされているが、これは人口再生産（生殖）様式の問題の検討を対象外化した『資本論』における抽象性として、男女の社会的地位の相違が捨象されている。労働者の「2重の自由」の条件、すなわち土地占有関係からの「自由」（＝「分離」）と人格的「自由」の条件は、男性労働者の歴史的条件の概念化にすぎず、女性労働者の歴史具体的条件としての生殖義務身分化制度を反映していない。なぜなら女性労働者は、前近代的生殖義務身分化制度としては、家父長制的土地占有関係からもともと排除されており、資本主義的生殖義務身分化制度としては、生殖権剥奪による生殖的託身関係すなわち世帯主制を通じて世帯主に自己の労働能力を部分的に領有されているからである。

北西ヨーロッパ諸国は、16・17世紀の晩婚・稀婚化（生涯独身率の増加）と18・19世紀早婚・皆婚化の点で共通している。ウェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』は、この時期における性的禁欲と近代的労働様式（勤労倫理）の歴史的形成を反映している。これは性＝生殖＝婚姻の三位一体性による両性の世帯形成・維持努力の現われであり、女性からの生殖権剥奪による、近代的次世代必要労働強制の社会的産物である。この過程はプロテスタント諸国だけでなく、カトリック改革による倫理的厳格化が進行したフランスも同様であった〔フランドラン 1987, 353-365, フランドラン 1993〕。

『資本論』の「蓄積過程」論に関しては、20世紀の人口再生産とジェンダーに関する新たな歴史的経験を前提として次の諸点を付加する必要がある。

OECD諸国では、女性労働の脱流動労働力化＝恒常労働力化と、外国人労働力利用の劇的増加による雇用労働力の追加的増加が、国内労働力総人

口の停滞化によって必然化している。これは資本主義的蓄積における労働者人口増加の必要性という、マルクス蓄積論の「仮定」の資本主義的「法則」性を実証するものである。日本では、2005年から2015年の間に、若年労働力減少と中核の労働力総人口急減との集中期に、女性労働の脱流動労働力化が完了する公算は極めて高い。

女性労働の脱流動労働力化＝恒常労働力化の歴史的可能性または歴史的傾向としては、賃金（収入）の個人単位化契機、次世代再生産的福祉生産の脱家族化契機、および世帯主制の崩壊すなわち女性の生殖義務身分化制度からの解放契機という革命的性格が内包されている。この過程は、女性の少産化（「出産ストライキ」）による労働力停滞化・減少が、資本主義における次世代必要労働強制の弱体化と剩余労働強制との矛盾の拡大、すなわち次世代必要労働と剩余労働との本質的矛盾の顕在化として、両者の対立的ジレンマ化をもたらす限り、不可逆的に進行する。この対立的ジレンマ化は、資本主義的剩余労働強制（搾取）関係の危機をもたらす基礎的契機である。この全体的過程を「ジェンダー革命」と呼ぼう。21世紀に世界史的な人口転換が進行する限り、21世紀の展望としてジェンダー革命の時代という予測が可能である。

資本主義的蓄積の「歴史的傾向」の問題に関して、次世代必要労働や家事労働を含む総必要労働の問題を考察対象外にして、諸「資本」の運動のみを中心的に検討した『資本論』の未来展望とは異なって、人口再生産史とジェンダー史を機軸として、20世紀の時代をも包括する長期的視点から、必要労働と剩余労働との両者の全体的相互関係を中心として歴史的に再検討すれば、資本主義的蓄積の「歴史的傾向」として、ジェンダー革命という新たな展望が導かれる。ジェンダー革命の端緒段階としての女性労働の脱流動労働力化は、次世代必要労働と剩余労働との本質的矛盾の顕在化過程を通じた、資本主義的搾取の終焉の時代への歴史的第一歩となろう¹²⁾。

注

- 1) 本稿では、「ジェンダー」を歴史的な性・生殖的行為と性的心性（sexuality）を基礎とした「史的両性関係」として捉えるが、この捉え方はジェンダー的認識を最初に提起したボーヴォワールやミレット

の理解と基本的に共通している。

- 2) 最初の数字は出版年、次の数字は引用頁を指示し、文献名は参考文献に一括記載する。以下の文献引用はこの様式で行う。
- 3) 本稿では、フランス語版『資本論』の構成と同じく、「本源的蓄積」論を「蓄積過程」論（第1巻第7編）から分離独立させ、歴史的順序に従って検討する。本稿は「ボーヴォワール的視点からの『資本論』再検討」という拙著（青柳 2004）第II編の前半部の紹介であり、詳しくは拙著を参照されたい。なお検討方法とその順序に関して青柳2004, 173-185参照。
- 4) 青柳 2004, 3-185参照。
- 5) 「20世紀社会主義」とともに成立したこのようなマルクス主義を、「20世紀マルクス主義」と呼ぶ。この問題について青柳 2004, 125-134, 163-168参照。
- 6) 青柳 2004, 187-218参照。
- 7) 同, 219-274参照。
- 8) 資本主義的「必要労働」としての家事労働（育児労働を含む）については注12) 参照。
- 9) 青柳 2004, 275-285参照。
- 10) 同, 286-312参照。
- 11) 2004年の女性労働力率は、20~24, 25~29, 30~34, 35~39, 40~44の各年齢階層で、それぞれ、68.9, 74.0, 61.4, 62.4, 70.4, 73.0%であった。2002年以降、25~29歳階層の労働力率が20~24歳階層のそれを超えたが、このような労働力率の型は、OECD諸国の経験によれば、数年から10年以内に脱流動労働力化を完了する直前の型である。
- 12) 資本主義的生産様式の再生産と終焉の問題に関わって、拙著第II編の後半部を参照されたい。後半部〔青柳 2004, 313-530〕では、『資本論』の「必要労働」論と「私的労働」論の再検討と21世紀のジェンダー革命の展望の考察を行っているが、『資本論』再検討部分の要点は次の通りである。
【「必要労働」論の再検討】世帯内使用価値生産労働としての家事労働は、賃労働と一体化してそれを補完する「必要労働」であり、賃労働の長時間化を補完支援することによって、絶対的剩余価値を間接的に生産し、家事労働生産性上昇・短縮化による賃労働への部分的転化によって、相対的剩余価値を間接的に生産する。家事労働と産業労働（サービス形態の使用価値生産労働を含む）との不断の「連通管」の相互移行運動〔高橋 1988, 344-346〕は、

間接生産を含む絶対的・相対的剩余価値生産の社会的運動形態である。ソビエト体制を含む「20世紀社会主義」における、この必然的相互移行運動は、法的2分割体制として法形式的に固定化された「生活手段」と「生産手段」(=経営手段)との、私的シャドー・エコノミー形態の相互転化運動として展開し、その結果、私経済の膨張によって国家経済の崩壊をもたらした。この歴史的経験は、私的家事労働を経済学的考察対象から除外した「20世紀マルクス主義」の理論的限界を実証している。

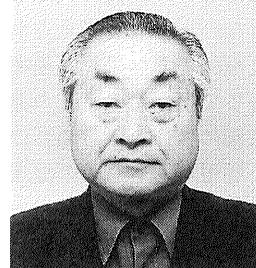
【「私の労働」論の再検討】必要労働としての家事労働と賃労働との全体的性格は、排他的生殖（排他的性愛）カップル単位労働として、排他の「私の労働」である。両者とも生殖カップル責任としての私的次世代必要労働を含み、私的次世代再生産を目的とする家族の、排他的な私的家計経済の構成要素である。このような私的労働は資本主義における私的所有関係と階級関係を、長期持続的に再生産する基礎的契機である。また「20世紀社会主義」における家事労働と収入労働も、生殖カップル単位労働として私的労働であって、個人的労働とそれに基づく真の「個人的所有」は実現されなかった。しかし、次世代必要労働強制の弱体化と剩余労働強制との矛盾の拡大による少産化過程と、女性の生殖義務身分からの漸次的解放＝ジェンダー革命過程が不可避的に進行する限り、世帯主制を解体し、最終的には「家族」の「廃絶 vernichtet」〔Marx 1958, 6〕へと至る過程として、次世代再生産の社会化や諸個人のライフサイクル的収入の個人単位化を通じて、排他的私的労働から連帶的個人的労働への転化を実現し、排他的私的所有の基礎の崩壊と真の「個人的所有」の基礎の創出すなわち脱資本主義化の歴史的契機の創出をもたらすであろう。

参考文献

- [1] マルクス 1996『ドイツ・イデオロギー』(渋谷正編・訳) 新日本出版社。
- [2] 青柳和身 2004『フェミニズムと経済学』御茶の水書房。
- [3] 中村哲 1977『奴隸制・農奴制の理論』東京大学出版会。
- [4] マルクス 1997『資本論』第1巻、新日本出版社。
- [5] ミース、マリア 1997『国際分業と女性』日本評論社。
- [6] マルクス 1981『資本論草稿集』①大月書店。
- [7] マルクス 1993『資本論草稿集』②大月書店。
- [8] マルクス 1970『全集』第26巻第3分冊、大月書店。
- [9] 中村哲 2001『経済学批判要綱』における歴史と論理』青木書店。
- [10] 鬼頭宏 2000『人口から読む日本の歴史』講談社。
- [11] マクラレン、アンガス 1989『性の儀礼』人文書院。
- [12] 鬼頭宏 1995『前近代日本の出生力と授乳慣行』『上智経済論集』第40巻第2号。
- [13] ストーン、L 1991『家族・性・結婚の社会史』勁草書房。
- [14] フランドラン、ジャン＝ルイ 1987『性と歴史』新評論。
- [15] セミヨーノフ、ユ・イ 1971『人間社会の形成』(下) 法政大学出版局。
- [16] 藤目ゆき 1998『性の歴史学』不二出版。
- [17] Gillis, J. R. 1992, the European Experience of Declining Fertility, 1850-1970 the Quiet Revolution, New York.
- [18] Seccombe, Wally, 1992, Men's "Marital Rights" and Women's "Wifely Duties": Changing Conjugal Relations in the Fertility Decline, in Gillis 1992.
- [19] コート、アン 1971「陸オーガズムの神話」, ファイアストーン, S編『女たちから女たちへ』合同出版所収。
- [20] ポツツ、マルコム他 1985『文化としての妊娠中絶』勁草書房。
- [21] スチュアート、ジェイムス 1980『経済原理第一編』東京大学出版会。
- [22] マルクス 1978『資本論草稿集』④ 大月書店。
- [23] フランドラン、J・L 1993『フランスの家族』勁草書房。
- [24] 高橋正立 1988『生活世界の再生産』ミネルヴァ書房。
- [25] Marx 1958, Werke, Bd. 3.
(あおやぎ かずみ 所員 岐阜経済大学)

格差社会の深化と 新自由主義

階層社会ないしは格差社会をめぐる実態、格差の主要な原因であるリストラ後の転職の状況、そして新自由主義を基調とするグローバリゼーションと前2者との関係を概観してみる。



HAYASHI Yatomi

林彌富

I 格差の実態をめぐる議論から

現在、格差をめぐって議論が活発である。ここでは、「希望格差社会」を提唱している山田昌弘氏と、賃金格差をはじめとする不平等拡大を分析している橋木俊詔氏の議論を検討する。

山田氏は、最近の雑誌論文（2005.5月号）で分りやすく「希望格差社会」について説明している。今（1990年代後半以降）注目したいのは、経済的な指標で計られる量的格差以上に、質的な生活状況の格差であると強調する。要するに、後者は、「ステイタス（立場）の格差」であり、この格差に注目したいというのである。この格差についていえば、上位のステイタスにいる人々は、努力が報われる環境に自分の身を置き、将来生活に希望を持つことができる。一方、下位のステイタスにいるものは、努力が報われない環境に押し込められ、徐々に希望を失っていく。いいかえれば、ステイタスの格差に従って、将来に希望がもてる人と、希望がもてない人の分断が進行している。山田氏は、この状態を「希望格差社会」と名づけている。

山田氏は、次のような現実の格差となってあらわれていることを指摘する。それはフリーターと正社員間の格差である。フリーターは、仕事能力

が蓄積されない、他人から評価されない、仕事が継続できるかわからない、将来の展望が描けない、そして、男性なら結婚相手とみなされないなど、正社員に比べ、質的断絶が存在している。その断絶は、通常の個人的努力でどうなるものでもなく、収入の差以上のインパクトをもつてフリーターの意識に影響を与えていると。かれは、この論文の最初に見出し的に上述のことの帰結を示し、強調している。すなわち、「社会にとって問題なのは、単なる貧富の差ではない。ステイタスの格差が出現し、努力しても無駄であると絶望感に陥る人びとが、社会を分断し、社会の活性化を阻害し、社会の秩序を脅かすのだ」と。

山田氏は、単なる貧富の差と言う表現を使っているが、現代社会が、賃金や所得の格差を結果し、その上に広く不安や絶望感を生み出す社会状況になっているという指摘は、解明を要する重要な指摘だと思う。

つぎに、橋木氏の指摘に移ろう。まず、朝日新聞の「幸せ大国を目指して」（2005.5.6.）の6回目の発言に耳を傾けよう。日本社会の格差拡大について次のようにいう。『結果』と『機会』のいずれも格差が広がっている。結果の平等については所得格差が顕著である。日本はいまや主要先進国の中でも不平等が大きい国になった。平均的な所得の半分以下の人たちの割合を示した貧困率は15%と非常に高い。機会についても、どの階層

に生まれたかによって将来が左右されるという格差の固定化が進んでいる。次に、このような格差がなぜ急速に拡大したかについて触れている。米国的な新自由主義が力を増し、日本社会のあり方が弱肉強食型に変化してきた。格差があるのはやむを得ない、有能な人たちの勤労意欲をそいではいけない、という考え方方が強まっている。税制でも高額所得者への最高税率を、かっての75%から37%まで下げたのはその典型例である。この新自由主義については、のちの節で一定触れる。さらに、雇用形態も格差の温床になっているとして、次のように指摘する。パートや契約社員などを増やした企業行動が差を広げている。賃金格差については、かっては企業規模の差によるものが大きかったが、いまはフルタイムの正社員と、非正社員との新しい二極化が生じていると指摘する。

つぎに、橋木氏の著書『家計からみる日本経済』(第4章)によって、格差拡大の分析をもう少し詳しく調べてみよう。かれは、現在家計は深刻な状況になっているとして、貧困家計の増加、経済格差の拡大、一部の人の過酷な長時間労働、将来への不安感、世代間抗争等の問題を検討している。ここでは、所得格差、長時間労働、将来への不安に限定して要点を浮き彫りにしてみよう。まず、所得格差では、失業の問題、生活保護世帯の激増の問題、賃金格差の問題が中心をなす。失業問題では、失業率の高さが問題である。特に1990年代に入って、1995年頃から失業率は3.0%を越え、98年で4%台に突入し、2003年現在では5%半ばに達している。失業者の数にして、400万人弱の多さになっている。その主たる要因は、15年におよぶ大不況であるが、それと並んで橋木氏は、どういう人が失業に悩み、経済困窮に陥るかを次のように指摘する。第一に、男女間の失業率の比較では、男性の方が女性よりも失業率がやや高いこと、第二に、失業期間が1年を上回る人の割合は女性が17.0%前後であるのに対して、男性は31.0%前後ではるかに高いことである。失業の問題でもう一つ指摘されていることは、日本の失業率で最大の問題は、若年層と高年者に集中していることである。15歳～24歳の失業率が12%越えており、40代～50代の失業率は4～5%である。これについて橋木氏は、若年層の失業問題について中高年層より深刻であるとつぎのようにいう。それは、若いときに無業であれば、熟練を蓄積する機会を

持てないし、勤労の大切さも感得できないからである。さらに、失業保険制度に加入していないか、短期勤務なので給付額が極めて低いのである。高年層については、若者と比べて、失業率は低いが、彼らが、家計における所得稼得者の中心にいる年齢ということで相当深刻であると強調する。

賃金格差拡大では、賃金決定が能力・実績主義への移行の中で、非正規社員ないし非常勤社員が増加の一途をたどり、かれらと正社員のあいだに格差拡大が進行している。

以上、失業率の上昇、生活保護世帯の増加、低賃金労働者の増大などの事実によって所得分配の不平等化、ないし貧富の格差が拡大していっていることがおさえられる。

さらに詳しくは触れられないが、大企業の30～44歳の男性が非常に長い労働時間で勤務しており、それにサービス残業が加われば、この世代の男性は、過酷な長労働時間をしていることになる。これは唯一の原因ではないが、人件費節約のため新規採用を抑制したり、賃金の高い中高年層のリストラにより、企業での労働者の数が減少したことによる。加えて、わが国には大量の失業者と潜在失業者とが存在しており、現に働いている労働者も、いつ失業するかもわからない雇用不安の中におかれていることも現実である。

今日の格差をめぐる議論の中から、山田氏の議論と橋木氏の議論を要約してきた。この段階では、橋木氏の分析する格差拡大は固定化しつつ、さらに進行する状況にあるので、この側面からのより正確な把握が必要である。山田氏の把握は、この格差が固定し、持続する場合、社会秩序のあり方にも及ぶ社会問題を把握する視点として注目したい。

II リストラによる 転職と若者の就業

格差を生む最大の原因是、リストラに基づく失業である。ここでは、リストラによる雇用機会の喪失に直面した中高年のその後の対応と、無業ないしは不安定就業の状況にある若者をめぐる議論を整理してみよう。この場合、長期の不況の中で、主要な雇用調整の手段として若者の求人削減があり、それが中高年の雇用維持の置き換えになって

いることに注目しておこう。

(1) 中高年のリストラと転職

リストラ中高年の行方については、まだ十分な共通認識がないといわれているが、ここでは、玄田有史氏の分析を取り上げてみよう（玄田有史・仲田喜文、2002年）。全体として中高年をめぐっては、1998年から2000年にかけて、大企業においてリストラをする企業が急激に増えていると指摘する。要するに、拡大するリストラの状況が確認されるという。

中高年の転職については、統計的分析の上で、次のような三つの実情があると指摘する。

第1は、大量の人員整理の直接的背景に、企業業績の悪化がある一方で、大量の離職者の発生には、企業と市場をとり巻く、いくつかの環境変化が複合的に影響していること。

第2は、経営上の都合で離職した中高年の再就職にとって、前の会社による再就職の積極的な関与がきわめて重要な役割をもっていること。

第3は、リストラ中高年の転職実情は、本人の自助努力による職種転換のための能力開発だけでは、再就職が極めて困難であること。

こうして全体の実情を示したうえで、第2の点に関連して雇用調整機能としての出向について言及する。90年代後半から2000年にかけて、必然的に出向によって再就職先を確保できない人が急増していることが確認される。この機能が弱まっている要因として三つのことが取り上げられる。①受け入れ先の中小企業の業績の悪化、②グループ企業や系列企業との長期的な取引関係の弱化、③早期退職優遇制度と出向とのバランス、である。③について、あるメーカーの人事担当の、早期退職は募るが、出向は原則停止、というインタビューを紹介している。

玄田氏は、つぎに出向や企業内配置転換が困難だとすれば、残るはリストラ中高年自身による転職活動であると、そこに焦点を当てる。これについては、転職前後の産業属性の変化と、それに伴う処遇への影響について分析している。

これらについて要点的に見ておこう。結論的といえば、転職前後の業種変更では、建設業と金融・保険業を除けば、業種を変えている場合の多いことが確認されている。またこうして、転職によって職業や産業を転換することは、処遇にも影響を

与えることになる。その影響の第1は、賃金低下である。これは職業の変更そのものからも起りうるし、再就職先の企業規模の低下によっても起こっている。さらにこれには、求職期間の長さも影響している。

以上が、玄田氏によるリストラ中高年の行方の分析についてのごく簡単な概観である。まず、この分析は、求職期間が1年以内に限定されていることに注意しなければならない。1年以上にわたって、求職活動が行なわれている実態が把握されることが加わらなければ、リストラ中高年の全体像、言い換えれば、格差の実態が明らかにならないといえよう。玄田氏も、「リストラ中高年の実情について、分析の蓄積が望まれる。」と強調するようにいっそうの解明は今後に残されている。

(2) 若者の就業をめぐって

若者の無業や現状については、これまで若干触れてきた。長期不況の中で若者の新規採用抑制は中高年の雇用維持の置き換えであること、熟練を蓄積する機会をもてないし、勤労の大切さを感じできること、失業保険加入にも影響することであった。また最近の雑誌の誌上座談会に限ってみても、「ワーキング・プアと社会保障・福祉」（季刊『自治と分権』no. 17）、「日本社会の再編と現代の若者」（季刊『自治と分権』no. 18）、「若者をめぐる言説・政策をどうみるか？」（『教育』2005.4.）などがある。ここでは、『教育』の座談会ののなかの後藤道夫氏の若者の労働市場、雇用の実態について取り上げてみよう。後藤氏は、労働市場の構造自身が大転換を遂げ、この変化が若者に一番激しく現れていると強調する。「就業構造基本調査」に基づいて、1997年には549万人いた15～24歳の正規雇用労働者が、02年には336万人に減っていることを具体的に示すのである。現在では、高卒であれ大卒であれ、新卒の若者を企業が正規採用して仕事が始まり、長期に雇用し続ける、というのは、もはや「標準」ではなくなった、と指摘する。

このいわば大変化は、新卒正規一括採用、年功賃金、長期雇用と、日本型雇用の中心的な諸要素が解体、崩壊してきていることをはっきり示すものであり、結果として、低待遇労働者が大きく増えてきていることが指摘される。要するにこの大変動は、労働市場の構造で見ると、日本型雇用が

標準であった状態から職種別労働市場が標準である状態への巨大な移行なのである。

さらに、後藤氏は、日本の場合、社会保障が弱く、また最低賃金制度が非常に脆弱であるから、労働市場のこの大転換は、そのまま貧困層の急増となって現れることを強調するのである。

この点については、後で若干触れることがある。これまで見てきた内容は、座談会の議論を通じて、共通の認識になって来ている。

III 社会統合と新自由主義

これまでみてきたように、日本社会は、格差をいっそう深めている。いまこの社会がどのような方向に進められようとしているのか。このことについて、「1990年代半ばから、新自由主義的な政策が採用され、社会の姿が急速に変化しつつある。」という指摘がある。この節では、要点しか触れることができないが、新自由主義政策との関係で、「ニート」の政策的な仕掛け、新自由主義と教育改革、「開発主義国家体制」、ラテン・アメリカの教訓の順序でそれぞれの特徴を示しておこう。

(1) 「ニート」の政策的仕掛け

仕事もしないで、修学もせず、職業訓練も受けない無業者の若者を「ニート」というが、もともとはイギリスのブレア政権が、学校から仕事への移行がもっとも困難な若者たちの層をターゲットに進められた政策であった。とりわけ、失業地域やエスニシティと結びついて行なわれる公的な職業訓練であった。

日本の場合、中西新太郎氏によれば、政策的には「階層の切り分け」の問題だと指摘する(『教育』2005.4.)。この「ニート」は、高学歴者を含めた日本社会に特徴的な現象であって、本来であれば、上層部分の上昇競争に位置づくべき層が、必ずしもそうあろうとしない現象であるという。この上昇競争に入るべき部分を下層から切り離して、自立させる。この場合、社会的自立とは、社会に出て行くことと、下層から切れて上昇コースに乗ることとの二つの意味をもっており、そういう切り離しのねらいが政策としてある、と指摘する。政策的にみて、本当に支援が必要な若者たちは誰なのかという問題がここにはある。

(2) 新自由主義と教育改革

この問題を、ここでは全面的に語ることはできないが、現代の日本をどのように統合しようとしているかの意図がかなり明白に打ち出されているので、その要点をみておきたい。その点の指摘を少し長くなるが引用してみよう(佐貫浩『新自由主義と教育改革』2003年)。今日の教育政策の基本構造、さらに言えば、教育基本法の「改正」の意図が次の内容で示される。すなわち、「端的に言えば、グローバルな競争に勝ち抜く〈たくましい日本人の形成〉、エリート校の創出などの教育の階層的格差化、複線化、それを正当化する理念としての〈個性化〉、よりよい教育を市場に商品として提供する競争的な学校経営、競争から排除される底辺階層に対するナショナリズムをも動員した国民統合や道徳意識の形成、中・上層階層のイニシアティブによる社会の統合力の創出を意図した新たな公共性やボランティア社会構想等々。したがって、公共性やナショナリズムの主張も、単なる復古主義的的理念のままではなく、この新自由主義によって再把握され、組み替えられて位置づけられている」。みられるように、新自由主義の基本方向と国家主義やナショナリズムとが結びついていることが、日本の特徴ともいえる。

(3) 「開発主義国家体制」と社会統合

以前の節で、現在の労働市場の大転換は、貧困層を急増させていることを見た。このことは、当然、最低賃金制や社会保障の問題と結び付けて考えられなければならない。この点で、いま日本社会はどのような方向に進もうとしているのであろうか。このことを以前に挙げた座談会の議論によって見てみよう(季刊『自治と分権』no. 17)。そこで後藤道夫氏は、「開発主義国家体制」という考え方を示す。これは、独特的の統合体制を意味しているという。すなわち、開発主義国家では、国家財政や行政の努力の中心が大企業の成長に向けられて、その結果として企業と国民経済が成長し続け、企業がその労働者を企業に統合しやすい条件ができる、資本主義体制への国民の合意が調達される、というのである。そして、そこでは、国民の最低生活保障は底抜け状態になっていると、強調する。この底抜け状態というのは、70年代に改定された最低賃金制には、生計費原則がとられてお

らず、また、生活保護では勤労者世帯が排除されており、十分な最低生活保障になっていない状態が続いていることをいう。結局この体制では、生活保障の根幹部分は経済成長に委ねられることになる。

格差社会では、失業や低賃金の状態にある人びとが、社会保障などによって十分保障されるとき、平等な人間として生きられるのである。この点で、つぎの暉峻淑子氏の指摘は重要である（岩波ブックレット no. 650）。「人間社会は、そのままの姿では、平等でもなく、選択の自由も保障されないからこそ、すべての人が自由を享受できるように、人権の保障や平等への真摯な努力が、社会的な責任で歴史的につけられてきた……。そしてその中から人材が成長し経済も活性化してきた」のである。

(4) ラテン・アメリカの教訓

最後に、国際的レベルで格差を急速に推し進めているグローバリズムないしはグローバリゼーションに触れておく。今年2005年3月から順次刊行予定で『「失われた10年」を越えて—ラテン・アメリカの教訓』（全3巻シリーズ新評論）の第1巻が刊行された。その共同編集代表の一人、新潟大学の佐藤誠氏によれば、「失われた10年」というのは、1990年代、日本経済が、長期の低迷と幾多の社会経済的困難を経験したことをいう。この「失われた10年」と呼ばれる社会経済現象は、すでに1980年代に、一足先にラテン・アメリカで経験している。佐藤氏は、この日本とラテン・アメリカの「失われた10年」の社会経済病理は、その症状と原因について、少なくとも一定の共通する側面が厳存していることを見逃してはならない、と強調する。そしてその内容は「新自由主義とも呼ばれる、市場原理を過信した自由化・規制緩和策であり、それがもたらした一連の負の累積効果である。」と指摘している。この第1巻の巻頭に論文を執筆している内橋克人氏は、このシリーズは、「なぜラテン・アメリカの国々で新自由主義的改革が猛威を振るい、その結果、どのような現実がやってきたのか、なぜそうなったか」を明らかにした優れた共同研究として、高く評価している。

内橋氏は、NHK人間講座で、テーマ『「共生経済」が始まる』の話の後半のところで、激しい

勢いで進行するグローバリゼーションについて警告している。その要点をみてみよう。まず、内橋氏は、グローバリゼーションは、「世界市場化」ともいうべき性格をもち、「世界を同一基準の経済ルールと価値観のもとにおき、ヒト、モノ、カネの国境を超えた自由なる出入りを促し、それを阻む障壁があれば、猛然と排除・反撃して除く。そうすることが世界の富を増やし、世界を幸せにする唯一の方法である」と唱えるイデオロギーである。」と強調する。その行動は、それぞれの国を隔てる「経済発展の相違」、すなわち「格差」を利用して「格差が格差を生む」構造を作り上げていく。また、国内的に新自由主義がもち込まれるとき、ひとたび会社の利益となれば、簡単に働く人びとを差別化し、幾層にも階層化した労働の相互の入れ替え、人間リストラによって、会社は未曾有の利益を生むことになるのである。

内橋氏は、もちろんラテン・アメリカの経験を十分踏まえて警告を行なっている。その上で、対抗経済、すなわち「もう一つの道」を探ることの重要性を説くのである。

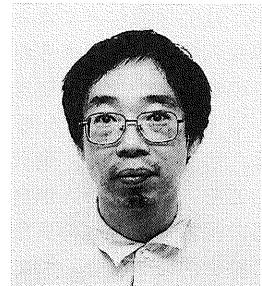
この論考全体では、日本社会の格差の実態とグローバリゼーションとの関連の中で問題に迫ろうとした。

参考文献

- [1] 山田昌弘『希望格差社会の到来』『中央公論』2004年12月号。
- [2] 橋木俊詔『家計からみる日本経済』岩波新書、2004年。
- [3] 玄田有史・中田喜文編『リストラ転職のメカニズム』東洋経済新報社、2002年。
- [4] 『教育』国土社、2005年4月号。
- [5] 『季刊 自治と分権』大月書店、no. 17、2004年秋号。
- [6] 『季刊 自治と分権』大月書店、no. 18、2005年冬号。
- [7] 佐貫浩『新自由主義と教育改革』旬報社、2003年。
- [8] 暉峻淑子『格差社会を超えて』岩波ブックレット、No. 650、2005年。
- [9] 内橋克人・佐野誠『ラテン・アメリカは警告する』新評論、2005年。
- [10] 内橋克人『「共生経済」が始まる』日本放送出版協会（NHK人間講座）、2005年2月。

（はやし やとみ 所員）

都市経営論の反福祉的側面と福祉論的意義



TAKASHIMA Takuya

高島 拓哉

かねてより都市経営論には反福祉的なイメージが伴ってきたが、それは都市経営論の中では一部の理論傾向の立場を反映しているに過ぎない。評価指標など都市経営論の中の積極的側面を明らかにする。

はじめに

私は学部で都市経営論という講義を担当している。都市経営論およびその延長線上に位置づけられるNPM(new public management)がもつ政策科学的なイメージは、福祉の充実をめざす国民的運動とは真っ向から対立するもののように捉えられがちである。しかし、NPMにおいて発達してきた業績指標などの理論は、福祉の発展のためにも不可欠にして重要な視点を提示してきている。本稿は、都市経営論に反福祉的なイメージがつきまとうのは政治構造に歪められた仮像に過ぎず、丁寧に追究されるなら、現状の開発主義や政治反動をのりこえて福祉の拡充発展に資する積極的視点が含まれていることを明らかにしようとするものである。

都市経営という言葉

都市経営論という時の都市とは、農村との対比における都市ではなくて、M.ウェーバー流の自治団体（日本的には地方公共団体）としての都市のことである。したがって都市経営は自治体経営

と言い換えることもできる。

都市経営という言葉がわが国で使われるのは、戦前の大阪市などでの事例があるが、そこでは公企業（鉄道事業など）を含めた公共部門と民間企業のそれぞれの活動の間に適切な協調性を確保することで、自治体のレベルでの地域経済・社会全体の活動水準の向上をはかるという意味合いが含まれていた。ところが、そのような都市経営は軍国主義の台頭による地方自治の圧殺などの情勢のもとでしばらく歴史の表舞台から退き、あらためて都市経営の語が脚光を浴びるのは高度成長が終焉する1970年代後半であった。戦前の都市経営論が、公・民両部門を包括した自治体全体の次元での「経営」（外部経営）を視野におさめていたのとは対照的に、この新しい都市経営論は自治体の行政官僚システムと、その外郭団体や行政の委託を受けて住民へのサービス提供にあたる委託事業者までがせいぜい視野におさまるのみで、行政官僚機構の能率的運営の議論プラス公共サービスの供給システム論にとどまるもの（内部経営）であった。簡単に言えば、視野はほとんど役所の内部だけに向けられ、少しそこから出ているのも財政資金（税金）を使った公共サービスの実施を委託で担っている民間事業者あたりまでにとどまっていた。つまり、住民のところにまでは視野が及んでいなかったと言える。

日本の行革の顕著な特徴

日本の行政改革は、公務員の定員を抑制して人件費を抑えるといったことは世界で抜きん出ており、人口当たり公務員比率の国際比較では、先進国中日本だけが開発途上国並みに少ないことが明らかにされている¹⁾。その一方で、無駄な公共事業を削減するという点ではひどく立ち遅れ、公共事業費が抜きん出て多いという結果になっている。旧自治省（総務省）による地方行革の指導も福祉や教育など人件費のウェイトが大きい分野はどんどん削らせながら、公共事業は拡大させるというものであった。どうしてこういうことになるのかと言えば、住民の生活問題への対策効果が焦点化されない経営思想のために、結果的に一握りの政治家や官僚、そして大企業の利益につながるものばかり優先してしまうことになっているのだと思われる。

最近の行革理論はNPM（new public management）とよばれる国際的潮流に沿ったものと言われているが、よく中身をみると日本的な特異性は色濃く残されたままである。

減量経営論・政策経営論・民主経営論

戦前の都市経営の発想に近いのは、高寄昇三氏らをリーダーとする神戸市の都市経営であった。それは行政の内部に視野を限定せず、たとえば市が交通システムを整備した場合に、それがどのような民間の開発行為を誘発していくかを見究めて、それを計算に織り込んだ経営方式を進めていた。高寄氏は自治省の行革論を「減量経営論」と呼び、自らの理論を「政策経営論」と呼んだ。そこには市民政治の活性化により合理的な政策選択を追求していくという理念が反映している²⁾。ただし、神戸も公共事業への傾斜は否定できず、六甲の山を削って海を埋め立てるという図が神戸都市経営のイメージとなっているように、必ずしも福祉に目が向いてはいなかった。遠藤晃をはじめ自治体問題研究所に結集するマルクス主義系の財政学者たちは、財政資金が福祉や都市問題対策に向かわ

ず、公共事業や都市開発にばかり向かう傾向を、資本蓄積に公財政が従属させられた結果と解釈し³⁾、民主的な自治体を作ることで資本に対する国家の規制力を発動し、開発偏重の流れを逆転させようと提起し、実際に1960～70年代の革新自治体は、国よりも厳しい公害規制や老人医療費無料化を先行的に実施するなど、地方から福祉国家づくりの端緒をひらくような成果をあげてきた。この流れを汲む研究者や自治体職員の共同研究の一部は、減量経営論とも政策経営論とも異なる、福祉中心主義ともいるべき都市経営理念を対置し、高寄氏によって「民主経営論」と呼ばれている。ただ、政策経営論と民主経営論は共有できる部分も多く、私はその接点に自分を位置づけている⁴⁾。しかし、「民主経営論」と呼ばれた論者たちは自ら都市経営論と名乗ることはせず、むしろ「都市経営論批判」と位置づけて議論していた人びとが多かったのも事実である。それは都市経営論が主として減量経営論のイメージで捉えられていたためであった。こうして、福祉分野の人びとの間では、都市経営論というと、福祉の予算カットか利用者負担の増加かという選択を迫るもの、結局は福祉への予算投入の削減を迫るものというイメージが染み付いて、都市経営論の積極的意義は忘却されていくことになる。

欧米の都市論における階級・階層視点

民主経営論の理論枠組は、M. カステルやJ. ロジュキーヌ、そしてD. ハーヴェイなど、欧米のマルクス主義的都市論とも類似していた。その共通の視点は、公共サービスなどを「共同消費」（集合消費）ととらえ、それが給与の形をとる直接賃金部分と別に、いわば間接賃金として重要性を増していくこと、そこで、共同消費の発展は福祉国家的な再分配システムの増幅を通じて資本主義的な階級構造の再生産を大きく修正するものになっていることに注目した点であった。これらは内部経営次元でのオルタナティブの模索に焦点があったと思うが、その延長線上にハーヴェイは、「建造環境」の名で、社会资本の基礎のうえに地域経済が拘束されていくことを理論化し、それを資本主義的蓄積の「危機」の契機と位置づけてい

て、明確に外部経営的水準の視点への拡張を行なっている⁵⁾。また共同消費が生産手段の所有を基準としたマルクス主義的意味での階級だけでなく、民族などのウェーバー的な階層とどう関連しているかという分析も、R. E. パールや J. レックスなどにより行なわれている。これらは「新都市社会学」などとも総称される大きな流れを作ってきた⁶⁾。共同消費はこのように階級・階層、すなわち所得不平等や貧困の問題と密接に関係するものなので、たとえば「公民役割分担」とか「受益と負担の均衡化」などといった議論をする場合にも、当然そこに福祉的な配慮を必要とする。しかし、伝統的に福祉切り捨て体質をもつ日本の行革では、福祉的配慮が希薄であり、今でもヨーロッパ的福祉国家に比べると低福祉だと言われているもとで、ますます低福祉に拍車をかけるような行革になっているように思われる。

行政の業績指標

さて、福祉軽視・公共事業重視という日本版行革のバイアスは、ひとつは後述するように、公共サービスの経営において人件費投入の節約に関心が集中し、そのことに伴うサービスの質の低下に関心が向いていない状況と関係している。他方で、外部経営の軽視にも原因がある。行政は何かを作ることまでしか視野に入っておらず、作ったもの（道路や橋やダムなど）が実際どのように使われているのか、住民にとってどの程度役に立っているのかという効果性を見ていない、そのことも原因だと言える。

最近の都市経営論では行政評価・政策評価などの業績指標論が流行っていて、投入、産出、効果・成果などの指標がさかんに論じられている。それで言うと、投入は視野に入っているが、産出の量は見ても質は見ない、まして効果・成果はほとんど見ないというのが日本の行革の特徴だと言える。効果・成果が視野に入る場合でも、縦割りの行政領域の範囲にとどまり、住民生活のトータルな関連（労働・生活の全体）の中に効果・成果指標を位置づけるようなものになっていない。その点ではアメリカの都市計画行政が、道路や宅地開発に随伴する水道や教育施設など、縦割りの行政領域を超えた広範な分野への影響を視野におさめた規

制手法を高度に発達させてきたことと対照的である。こうしたアメリカの政策実践は、外部経営の到達点と言ってよいものである。

自治体再編

市町村合併のような自治体再編も構造改革、つまり行革の一環と理解されている。これについて指摘したいことは三つある。一つは、「合併すると国からお金がもらえる」と表現されているような財政メリットは殆ど誤解に過ぎないということである。もう一つは、合併することで議員や職員の削減、施設の重複解消などで節約できるという根拠付けについてである。議員や職員の削減は、簡単にいってサービスの質の低下、財政学的に言うなら公共サービスに対する住民のニーズの地域的差異に対応するきめ細かな供給システムの調整を困難にし、とくに現業的部門では直接にサービスの質を低下させる。施設の重複解消論は、遠くの施設にわざわざ通う遠隔地住民の不便を無視している。要するに、職員・議員も施設も、その節約効果を言う場合に、投入節約のみで論じられており、産出や効果・成果を見ていないのである。そのため、住民利便が軽視されるとともに、合併特例債などを用いてまたしても無駄な公共事業の大盤振る舞いにつながっている。そのどこが行革なのか、首をかしげざるを得ない。

三つ目は広域行政論の分野からみた問題点である。保健医療計画などでは、需要側（住民利便）と供給側（スケールメリットなど）の両方を勘案して、人口配置に階層的に対応させた重層的圏域計画を行なっている。それは各圏域内の供給水準の平準化を確保しようとしており、それぞれの地域の交通事情や社会資源の不均等分布の影響を緩和しようとしてきた。市町村合併はこのような圏域計画の論理整合性をも無視しており、とくに住民利便の軽視が際立っていると言える。

それに対する対抗視点として、一つは高齢者や障害者の交通手段をめぐる欠乏状況を対置していくことが重要で、その絡みではユニバーサルデザインなどの議論との接点が追究されなければならない。特に介護輸送などの問題を、都市計画の視野のなかに意識的に取り入れていくことが必要である。

福祉改革の論理

福祉改革については別稿⁷⁾をみていただきたいが、要するに住民利便軽視、投入コスト偏重の性格がここでも見られる。

「社会福祉基礎構造改革」とよばれる福祉改革は、「措置から契約へ」という移行を主軸とするものだというのが定説である。しかし、そこには著しい日本の特異性がある。

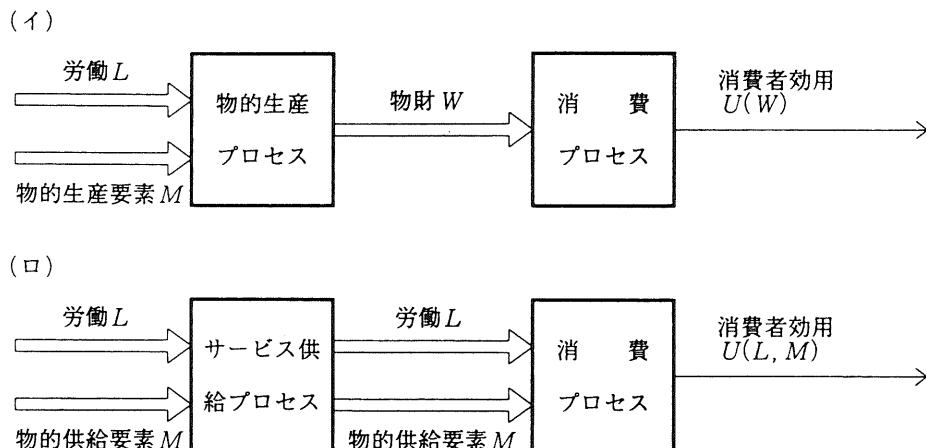
福祉改革で民間事業者への門戸を広げる福祉多元化を言っているのは確かにヨーロッパなどと並ぶNPMの具体化であるが、ヨーロッパの場合、利用者と事業者の直接契約ではなく、利用者側の契約当事者は代理人として行政が入るという制度設計になっており、その意味ではヨーロッパのNPM改革後のシステムはむしろ日本の改革前の措置制度のもとでの「措置委託」に類似しているとも言われている。「措置から契約へ」は必ずしもNPMの適用とは言えない。大まかに言うと、日本の措置制度の法的形式のもとで、入札にもとづ

く委託という要素を取り入れると、ちょうどヨーロッパのNPMになるわけである。

日本で直接契約方式を採ったことは行政の公的責任が後退することにつながり、端的に低所得者の負担が相対的に絶対的に強まったことにより、彼らがサービスの受給から選択的に排除される結果になっている。しかも、福祉への公的予算削減と抱き合せで専ら利用者自身への負担転嫁（保険料依存）のもと、社会資源の不足は解消できず、「選択の自由」も看板倒れに終わり、在宅重視の理念とは裏腹にかえって施設への待機者増加を招く結果になっている⁸⁾。

行政指標論を丁寧に検討すると、福祉などのサービス部門では、投入を削減すると産出の質の低下を招くことが分かる⁹⁾。行政の直営サービスであれ、民営であれ、そのことは同じである。民営化の基準としてコスト比較のみを用いて投入削減を煽っているのは、本当の意味でのサービスの質を無視した非科学的な議論に過ぎない。日本の行革ではサービスの質も顧客満足度に矮小化されているが、欧米の保育サービス評価では、実際に提供されているサービス・プロセスの質をより重視し、

図1 物的生産とサービス供給のちがい



（出所）飯尾 要『経済・経営システムと情報技術革命』日本評論社、1994年、217頁。

物的生産では労働 L と物的生産要素（原料、設備、燃料など） M が投入されて物財 W が産出される。消費プロセスに投入されて有効性=消費者効用を生み出すのはこの物財であるから、消費者効用は $U(W)$ と表現される。これに対してサービス供給の場合は、労働 L と物的諸要素（諸材料、機械・器具、施設等） M はいずれも消費プロセスにそのまま投入されて、消費者効用 $U(L, M)$ を生み出す。

さらにそれを直接測定するのは困難なので、サービスの質を担保するものとして職員の労働条件や職場環境などの質を計測するのが基本である。だから、欧米のサービス評価では、児童数に対してより多くの保育労働者を投入する施設は高い質を保っていることが正当に評価されることになり、日本での評価システムとは正反対なのである¹⁰⁾。市場競争が価格競争に矮小化されるのは、そのような歪んだ評価システムに責任がある。

他方、ヨーロッパなどでは市場化を進めても行政責任は基本的に残されていることも重要である。行政はサービスの最低限の規格や内容、受給資格条件などの決定、また利用者からの苦情処理・権利擁護など、システム全体の運営に責任を負うという原則は、市場化を導入したからといって自動的に解除されてしまうものではないのである¹¹⁾。このことが理解されていないことが、日本の福祉改革論議の大きな錯誤である。

客観主義的行革と道徳主義的 コミュニティ政策との不整合

さて、上ではアメリカの都市計画にみられる、縦割りの壁をこえた広範な領域の行政指標を活用する革新的外部経営にふれた。ところがこのアメリカも、性教育などでは道徳主義が幅を利かし、結果的に高水準の性非行を招いている。ヨーロッパはだいたい道徳的通念を打ち破って、きめ細かな性教育を実践し、性非行を大きく低減させてきた。アメリカはかつて禁酒法で道徳をそのまま政策に応用することの無力さを学んだはずであるが、なかなか懲りていないようである。

日本の行革は、アメリカ都市計画の先進性には学ばないので、このような領域ではアメリカに追随しようとしている。少年非行の議論でも、性教育の議論でも、非行、性非行などの実数がどのような水準であるかなど客観的な状況には関心が向かわず、ろくに統計もみないで「少年非行が増えている」という印象的な議論に終始するなど、「あらゆる政策の効果を数値情報によって検討する」ことをかけたNPMもここでは無視されている。日本の性教育バッシングで性教育を切実に必要としている知的障害児の養護学校が最初のターゲットとなった点などは、非合理を通り越して、

きわめて悪質だと言わねばならない¹²⁾。

道徳がらみの問題は、従来コミュニティ政策などの名において、都市経営論の一角を占めてきた。ところが、こうした道徳主義とNPM的な客観主義的行革との使い分けはうまくいかない。そして、道徳主義が蔓延すると、世間の通念では理解されにくくマイナーな病気や障害の人々の問題をはじめ、いろいろなハンディを負う人々にしわよせがいくことになる。その種の非合理性を暴き出すことが重要になっていると考える。

「ごみ問題は福祉の問題でもある」

道徳主義的コミュニティ政策の問題としては、私は前にごみ集積場（ごみステーション）の問題を調べた。ごみ出しルールの問題の背後に、ごみ行政の中の非合理性（ここでも投入に限定された視野の狭さなど）が影を落としていないか、ごみ出しルールを守らないというより守れない人々への福祉的配慮が必要ではないかなどの視点を提起した¹³⁾。

すなわち、高齢者や障害者の中にごみ出しが困難な人が少なくないこと、うつ病の人には朝は起きることもできない人が多いこと、統合失調症の人などは部屋にごみを溜め込んでしまうような人々が少くないことなどであり、集積場の構造物の工夫でこうした人々に配慮できることである。映画『ジョゼと虎と魚たち』では、祖母と同居していた障害者の女性が、祖母が亡くなった後にごみ出しに困るという話が出てくるが、福祉職員も朝から来てくれるの難しく、障害者が決められた時間にごみ出しをするのは困難だというわけである。

高齢者や障害者がごみ出しで困っているということは、少し想像力を働かせれば分かりそうなことではありながら、日常的には忘却されている。そのもとで、彼らが仕方なく時間外にごみ出しをすると、何も知らない人びとは他にも「違反者」がいると思って、「それなら私も」と違反の連鎖を招き、結果的にごみ出しルールは形骸化していく。こうした現象を私は「ごみアノミー」と言っている。

道徳的発想の限界

道徳を強調する人々は主観的には善意なのであるが、客観的には各人が「問題を客観的に分析すること」を去勢し、かえって問題を深刻化させる逆機能のパターンが含まれている。道徳によって守ることが期待されている実体的利益（「困っている人に配慮するという規範」など）を損なうことなく、道徳から抜け落ちてしまう問題にも視野が及ぶようなスタンスをどう築けるかが重要だと思う¹⁴⁾。障害者駐車場や障害者トイレについて、内部障害者やエイズの人やうつ病の人などが利用するケースも、日常感覚では「五体満足なのに横着で障害者施設を使っている」と非難されることがある。要はこのような人びとの存在はまだ常識には組み入れられておらず、障害者には車椅子の人だけか、他にはせいぜい白杖の人しかいないと思っている人が少なくないという現実をのりこえる必要がある。

E. デュルケムから J. ハバーマスにいたるまで、社会を道徳的存在として考える伝統がある意味、根強く継承されているが、N. ルーマンの主張するように、現在の社会システムにおいて道徳的なものの機能は限定的であることを自覚する必要がある¹⁵⁾。半面、これほどまでに今日道徳の強調がなされる背景は、社会にアノミーが蔓延しているという客観的状況によるものであることも、同時に重視されねばならない。もともと生活問題とその根底にある社会問題の分析において、経済的貧困と、犯罪や非行、差別や退廃、自殺などの社会病理学的问题とは密接な関連が指摘されてきた¹⁶⁾。社会福祉にとって、これら全体を視野におくことがたいへん重要である。

評価指標を軽視することは 反福祉に通ずる

都市経営論は一般に福祉関係者には不人気である。福祉への公費削減や「効率」の名の下に予算削減を迫るものというイメージがある。それは減量経営論と、それに引きずられた政策経営論に責任がある。しかし、その延長線上に、「そもそも

福祉とは人間科学的な問題なのだから、数字で効果を測ったり、コストの計算をしたりということを持ち込むべきではない」というアレルギー的過剰反応に陥ってしまうと、かえって反福祉的状況を招き寄せる結果になる。

第一に、現在の行政改革が公共事業を温存したまま福祉予算の削減を突出させるかたちになっている原因は、公共事業に対する効果やコストの計算が軽視されていることの結果でもある。現にアメリカでは、福祉予算を増やすことは積極的ではないにせよ、評価指標の厳格な活用を通じてムダな公共事業や開発の抑止には成功してきている。この点に学んでいかないと、ムダな公共事業や開発に予算を取られて、ますます福祉への社会資源の投入は狭められ、いくらミッションを強調しても福祉事業はジリ貧に陥ってしまう。

第二に、客観的評価指標の軽視は道徳の過剰な強調と表裏一体で、しばしば道徳的の通念から零れ落ちるようなマイナーな人びとのしわ寄せ、道徳の逆機能の軽視に帰結しているからである。上述の内部障害者の問題などもそうであるが、さらには最近のワークフェア論などは、日本のように「働き中毒」的な環境を不問にして論じられていくと、今でさえ過労死社会なのに、ますます人びとに負担を強いて、過労死とうつ病自殺などへの社会的圧力を強化する結果になりかねない。

まとめ

日本の社会福祉法人は、資産家の道楽的な事業と、他方で物凄い情熱に燃える篤志家の自己犠牲的な営為という事業とを含みこんでいる。前者が福祉に理解のない人による粗悪施設につながりやすいことも問題であるが、後者のようなタイプもまた、福祉労働者に対して、過剰なミッションの強調と相まって、十分な投入水準を確保しないまま無理な労働をこなすことに慣れさせ、結果的には一人ひとりの入所者・利用者のかかえる問題状況に注意が向かなかったり、管理的な処遇を正当化させてきた。

福祉を道徳的な問題のように考えることは、根っここのところでこうした問題性とつながっているのではないだろうか。これは大西広氏が、生協の分析において、非営利性の美名に隠れて経営の私物

化が横行していることを指摘していることと重なり合う¹⁷⁾。

「ハードヘッド＆ソフトハート」という標語がある。人びとの抱える問題の深刻さに深く共感することは福祉に携わる人びとの基本的な資質であるが、他方で人びとの生活問題を生み出す経済社会的メカニズムや、また生活問題の解決への社会資源投入を制約する状況に対する客観的視点を欠くと、結局は福祉の問題の改善にもつながらない¹⁸⁾。客観的評価指標を無視した道徳や倫理の一面向的強調はむしろ問題の複雑性から視野を逸らし問題解決を困難にするのであって、NPMを看板に掲げた行革において（NPMの理念に反して）こうした傾向が見られることの反福祉性こそ強調されなければならない。

現在の都市経営論において台頭してきたNPMには、そのような積極的活用に耐えうるものも多く含まれている。確かに、問題発生の背景メカニズムの理解（問題論）を欠いた、政策論のみに矮小化された「政策科学的アプローチ」には限界があるが、評価指標論自体が進化し、社会システムの状態とのフィードバックを重視したものに変化してきたもとで、それらの広範な領域に視野が及ぶ限りでは、都市経営論の中に福祉の発展につながる積極的な視点を見出し位置づけていくことも十分に可能である。

注

- 1) 例えば稻継裕昭『日本の官僚人事システム』東洋経済、1996を参照。
- 2) 例えば高寄昇三『現代都市経営論』勁草書房、1985を参照。
- 3) 代表的なものとして宮本憲一『社会資本論』有斐閣、1967がある。
- 4) 高島拓哉『「地方分権」と現代の地域』つむぎ出

版、1994、第3章。

- 5) D. ハーヴェイ（水岡不二雄監訳）『空間編成の経済理論（上・下）』大明堂、1989-90。
- 6) 吉原直樹・岩崎信彦編『都市論のフロンティア』有斐閣、1986。
- 7) 高島拓哉「NPMと福祉改革への具体化」『総合社会福祉研究』26号、2005。
- 8) 伊藤周平『政策提言介護保険』青木書店、2004。
- 9) 飯尾 要『経済・経営システムと情報技術革命』日本評論社、1994。
- 10) 大宮勇雄「保育における〈コストと質〉」『賃金と社会保障』No. 1340、2003。
- 11) 秋元美世「措置制度の諸問題」『社会福祉研究』66号、鉄道弘済会、1996。
- 12) 浅井春夫ほか編『ジェンダーフリー・性教育バッシング』大月書店、2003。
- 13) 高島拓哉「家庭系ごみ集積場問題についての若干の考察——住民規範と行政責任の問題を中心に——」『大分大学経済論集』55(2)、2003。
- 14) ただし、性規範などには男性中心主義と結びついたものもあるなど、道徳的目的のすべてを自明視できないことは言うまでもない。
- 15) N. ルーマン、土方昭記『パラダイム・ロスト』国文社、1992. 社会理論における道徳の位置については、三上剛史『道徳回帰とモダニティ』恒星社厚生閣、2003を参照されたい。
- 16) 真田 是『社会問題と資本主義社会』汐文社、1972。
- 17) 大西 広「“NPO主義”的問題点と方向性」碓井敏正・大西 広編『ポスト戦後体制への政治経済学』大月書店、2001。
- 18) そのことは、社会福祉研究において政策論と技術論の統合が模索されてきた理由でもある。
(たかしま たくや 所員 大分大学)

チャールズ・ランドリー著 後藤和子監訳

『創造的都市—都市再生のための道具箱—』

日本評論社 2003年10月 本体価格 3600円



本書（原著は Charles Landry, *The Creative City, A Toolkit For Urban Innovators*, 2000）は、都市再生に関わる多くの人々が「都市において創造的に考え、計画し、行動し、都市のイノベーション（革新）を現実化するアイディアの工房を得るのを鼓舞」し、当面する都市問題を創造的に解決できるように支援することを目的としてまとめたものである。著者の C. ランドリーが都市再生に関するコンサルタント会社 COMEDIA を通じて、世界30ヶ国以上、180以上にのぼる都市再生事業に関わる豊富な経験をもとにまとめたものであり、都市再生に関する総合的で極めて実践的な内容となっている。

すなわち、C. ランドリーは本書の目的として、①読者が都市について考え、分析するためのより統合的で総合的なアプローチを提供すること、②読者に新しい考え方の礎石を与える「精神的な道具箱」を提供し、読者自身の都市に対するアイデアや解決を鼓舞すること、③さまざまなレベルの意思決定者間の質の高い議論を引き起こし、都市における政策、戦略、行動に影響を与えること、を挙げている。

本書は大きく4部から構成されている。第1部（「都市の問題推移」）では、現代の都市がグローバル化と多文化、工業経済から知識経済への転換、情報化の中で新たな都市問題に直面しているとし、都市問題の創造的な解決の道とそのための新しい思考方法を提示している。都市再生に成功している都市に共通にみられる特徴は、「想像力のある個人、創造的な組織、明瞭な目的を共有する政治的文化」を持っていることであるとして、都市再生のキーワードは創造性である。それは「想像力と知性、革新、学習のような特性を用いる能力」であり、「偏見のない方法で物事を考えることに基礎をおく機知に富んだ問題解決の能力」であり、「知的なリスクをとる気質」「問題への新しく実験的なアプローチ」である。そして、決定的なことは、「反省することができる能力」であり、「創造や再創造を導く学習のサイクルをつくりだす能力」であるとしている（第1章「都市の創造性の再発見」）。今日の都市問題は急激に進展するグローバル化・多文化化の中

で生じており、都市問題を創造的に解決するには文化問題を正しく理解し、文化的に見聞の広い視点を承認することが決定的に重要であり、当該都市問題の解決によって影響を受ける人々を巻き込み、偏見なく学習する機会を許す問題解決の環境を提供し、文化的・経済的・社会的・環境的に持続可能な解決を生み出すことが重要であると指摘している（第2章「都市問題、創造的な解決」）。そして、問題への対処能力を拡大するため、「認識の枠組み」「認識のフロー」「認識枠組みの転換」を理解することが重要であり、行動と認識の枠組みの転換の方法として「知性を豊かにする方法」や「コミュニケーションを豊かにする方法」を具体的な事例をもとに提示している（第3章「新しい思考」）。

第2部（「都市創造性の原動力」）では、ハダズフィールド、ヘルシンキ、ドイツ・ルール工業地帯エムシャー・パークにおける都市再生事業、それにヨーロッパ委員会によって開始されたアーバン・パイロット・プログラムが創造的都市への転換に果たしている役割を取り上げ、評価している（第4章「創造的都市への転換」）。そして、創造的都市へ転換するうえで重要な要素として「個人の資質」「意思とリーダーシップ」「多様な人間の存在と多様な才能へのアクセス」「組織文化」「地域アイデンティティ」「都市空間と都市施設」「ネットワーキングの力学」の7つの視点を挙げ、創造的都市の基盤について個別具体的に分析している（第5章「創造的都市の基盤」）。さらに、都市がもつ創造的で革新的な環境（ミリュー）について、創造的に革新してきた歴史的な都市や情報通信産業や文化産業によって創造的都市に転換した20世紀末の都市を考察しつつ、都市の創造性や創造性の原動力及び基盤について、①知的、文化的、技術的、組織論的なあらゆる次元で創造的・革新的であること、②創造性と革新は、経済・政治・文化・環境など社会における多元的な革新性からなる都市的生活の全ての局面を覆うような、包括的で統合されたプロセスであること、③創造性や革新の新しくて「よりソフトな」形態を強調することが必要であり、寛容で、開かれた場所としての都市の役割が

重要であるとして、創造的環境の質、創造性の引き金を引く契機について言及している（第6章「創造的な環境」）。

第3部（「都市創造の概念的道具」）では、都市問題を理解し、探索し、解決するための概念、発想、思考法、知的観念を提示するものであり、創造的思考と計画のための七つの概念と一連のテクニック、創造的都市戦略の方法、文化と創造性、創造的な道具とテクニック、市民的創造性について都市再生事業の経験から得られた方法を提示している（第7章「創造性を創り出す計画をはじめよう」）。そして、都市のプロジェクトの相対的な創造性や革新性を評価するために、革新的な解決策として「イノベーションの文化相対性」「創造的な思考方法」「イノベーションと創造的人材」「イノベーションの拡大と再現」などの概念上の問題、最も良の実践の起源と評価尺度、都市の情報の流れとデータベースの役割について具体的に述べている（第8章「都市における創造性の再発見」）。さらに、5つの段階からなる「都市の創造性のサイクル」を提示しつつ、創造性を評価する10の基準尺度、創造的都市のための新しい指標として計画立案の指標、創造的都市のための前提条件や創造的都市の活力と実用性の測定方法、都市戦略の創造を助ける都市リテラシーについて言及し、都市の創造的プロジェクトの長所と短所を評価する仕組みを提示している（第9章「創造的過程を評価し、持続する」）。

そして、最後に、第4部（「創造的都市を超えて」）では、21世紀の創造的都市論は始ったところであり、21世紀の新しい都市は多様性、分断、貧富の格差、流動性、生命感などの特性をもっており、多様な関係者の利害対立を調整し、合意を形成して都市問題を創造的に解決するには、20世紀型の都市計画からさまざまな構想の価値を評価し、創造的都市として構想する都市戦略の形成が重要であり、将来的には創造的都市よりも「学習する都市」概念が重要なよう指摘して本書を締めくくっている。

本書の特徴は、著者であるC.ランドリーが世界の多くの都市再生事業に携わった経験をもとにまとめられていることであり、都市再生に関する総合的かつ実践的な内容になっている。グローバル化、民族移動と多文化化、脱工業化が進行するなかで衰退する先進工業諸国の産業都市と環境破壊などに直面している21世紀の都市問題を創造的に解決し、再生する指針と思考方法を提示しようとするものである。都市の潜在的な

創造性を発見して顕在化させ、創造的都市に転換する手法を明らかにし、創造的都市の概念や創造性を再発見し、創造過程が持続するための「道具箱」を提示している。すなわち、本書の特徴の第1は、現代の都市問題の所在を、グローバル化、多文化化、工業経済から知識経済への転換といった環境変化に対応できなくなった工業時代の都市にあるとして、都市を取り巻く環境変化とそれに対応した都市問題の創造的解決のための新しい「思考モデル」を提示していることである。第2は、現代都市問題を解決し、都市を再生するキーワードとして「創造的都市」概念を提示していることである。今日の都市問題解決のためには創造性を高めることが重要であり、都市の集積効果と学習環境が重要であること指摘している。都市は経済的格差と異なる文化的背景を有する人々が暮らし、多様な産業が集積した地域であり、都市問題に関わる利害関係は複雑である。グローバル化、脱工業化、多文化化、環境問題などの現代都市を取り巻く諸問題を創造的に解決するには、これらの人々の多様な価値観や構想を評価し、総合して合意を形成する能力が要求される。都市の生命力はそこに住む人々であり、「人間の知恵、願望、動機、想像力や創造性」であるとする基本的認識に基づいて、都市問題を創造的に解決する概念装置を提示していることである。第3は、総合的でかつ実践的であることであり、COMEDIAを中心とする世界各都市での都市再生事業の経験から得た実践的な都市再生の手法が総括されていることである。都市問題の創造的解決を一般的抽象的に主張しているのではなく、都市固有の潜在的な創造性を把握し、創造性を顕在化させる具体的な处方箋を提示していることである。「戦略的(strategically)に原則に基づき、戦術的(tactically)柔軟あれ」という言葉が、著者の立場を鮮明に物語っている。

本書は20世紀型の都市計画による都市問題を解決するのではなく、都市問題に関わる多様な人々の価値観や構想を総合評価して合意を形成して都市戦略を構想する新しい「思考モデル」を提示するものである。本書は、都市政策の担当者だけでなく、各々のアイディアや構想を提示して相互学習し、都市においてビジネス活動や文化活動を行う人々、NPO、多様で異なる歴史と文化的背景をもつ市民など、各自の潜在的創造性を顕在化させて都市問題を創造的に解決しようとする人々にとって必読のテキストである。

（鈴木茂 所員 松山大学）

Leo Panitch・Sam Gindin著 渡辺雅男訳

『アメリカ帝国主義とはなにか』

こぶし書房 2004年12月 本体価格 1800円

本書の目的

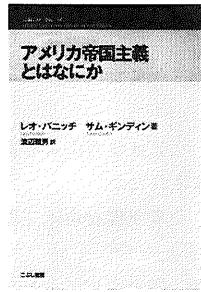
社会主義の瓦解から15年、資本主義の大勝利を謳歌し「自由と民主主義」の名の下、市場原理主義で世界を専権しようとした流れに、ようやく疑問が呈されてきた。しかし、資本論や社会主義を投げ捨ててしまった今となっては、日々人々の首を締め上げているものの正体を暴き改良をはかるのに、よく見える眼鏡と鋭い小刀は転がっていない。

こぶし書房はこの時期に、『こぶしフォーラム』と銘打って眼鏡と小刀を探し出し、人々に提供してきた。この『こぶしフォーラム』12冊目として出版されたのが、その名もすばり『アメリカ帝国主義とはなにか』である。

私は、「帝国主義」についても、過去の検証、概念規定、研究比較などに重点を置くよりも、新たな貧困の地球規模の拡大再生産、生態の破壊の現実を直視して分析し、その原因はなにか、どこに改良、変革のエアポケットがあるのか、どう行動したら社会的改良を実際に実現できるのかを基準として考えたい。

その意味で著者は日本語版への序文で、「政治的結論は、帝国主義内部の対立の可能性や、それがもたらす矛盾を問題にすることではない。どの地域の左翼にとっても重要なのは、——各国における労働者階級と大衆の力をいかに発展させるか——つまり、われわれをグローバル資本主義とアメリカ帝国に結びついている階級構造と国家構造とをいかに根本的に変化させるか、という問題なのである」と、大胆に今日の「帝国アメリカ」を告発し、研究者、活動家に託された使命をまずみずから明確にするのである。

「序論」でアメリカ帝国主義をはっきり規定する。1997年にズビグニュー・ブレジンスキーが、帝国の地政戦略では、属国同士の衝突を防ぎ安全保障面で帝国に依存する状態を維持し、進貢国に対しては従順で帝国の保護を求める状態を維持し、蛮族に対しては統一と团结を防ぐこと、この三点が極めて重要であると述べていることを紹介し、帝国主義が霸権に対する潜



在的な挑戦を巧みに操るようになった事実がわれわれの無関心を生み出し、他方マルクス主義の帝国主義論が抱える重大な分析上の欠陥が、資本主義の矛盾をどこに見るべきかを混乱させたと述べる。

ハートとネグリの『帝国』は新たな状況の変化をとらえたが、国民国家を衰退しているとして「アメリカも、いかなる国民国家も帝国主義プロジェクトを形成することはできない」としたのは時代とかみ合わないと主張する。

そして、「帝国主義の再検討」を行う。

著者はマルクス主義的段階論を超えて、グローバリゼーションを不可避で不可逆的な過程と考ないことが大切であり、大事なことは資本主義の拡大傾向とその実際の歴史とを区別することだという。そして、グローバリゼーションを、資本主義に内在するが時間と空間によってまったく別の物質的（社会的、政治的、環境的）関係を持って現れる一つの関係として問題にし、資本主義的帝国主義は、経済段階論や危機論から直接導き出されるのではなく、資本主義国家論の延長線上で理解されることが必要だとする。

「アメリカ共和国——「帝国の拡張と自治」」において、アメリカによる資本主義世界秩序の再建、新自由主義の時代におけるアメリカ帝国の再構成と、アメリカの帝国たる内実を解明していく。

「グローバル資本主義の中でアメリカが占めている中心的位置は、構造と歴史の特殊な結びつきに支えられたもの」であり、「アメリカの生産モデルや文化モデルの吸引力、ますます強まる消費部面での両者の統一」が存在したのであり、「ここに統合されたのは、大量生産方式とハリウッドスタイルの視覚世界」であり、「他の社会構造に対して高い浸透性を立証し、西半球を超えて飛躍する準備が整った」という。

ハードとネグリは脱中心化されたとらえどころのない権力を想定しているが、ジョージ・ワシントンの規定以来アメリカは資本主義と帝国を目指していたと見る。

そしてアメリカは歴史的経過とともに第二次世界大戦への参加で今日のアメリカ帝国の基礎を築いたとする。

「アメリカによる資本主義的秩序の再建」はいかになされたか。

資本主義と帝国主義の関係のなかで最も重要なのは、「濃密な帝国主義のネットワークと制度的連帶」であり、従来南北に走っていたが「いまやアメリカとそれ以外の主要資本主義国との間を走るようになった」とである。

この展望を切り開くために、IMF、世界銀行などを創設して管理してきた。そして、アメリカ国家だけが他国の主権を侵害でき、国際ルールや国際規範に従わないで済む権利を持つ「帝国主義国家」として出現した。

この帝国支配のあらたな非公式形態は国家の解体ではなく、国家の相互浸透を特徴としている。対外直接投資の大幅な拡大は国家からの資本の逃避ではなく、資本の多くの国家への依存を意味しており、どの国家を見ても資本には外国資本と国内資本が含まれており、国内ブルジョアジーという概念を時代錯誤にしている。

したがって、資本主義と帝国の新たな関係を示すのは国家の国際化という次元である。

帝国支配のこのようなパターンが確立したのは戦後の再建期である。それは避けられないことではなかったが、アメリカはヨーロッパと日本をイデオロギー的・物質的に深く統合することで、「新自由主義の時代におけるアメリカ帝国の再構成」を可能にした。

このような帝国主義の綱を徹底的に強化したのは資本輸出と対外直接投資である。これらは、諸国の階級構造や国家編成に直接の影響を与えた。国内の資本主義的諸階級の中での緊張関係や同盟関係を「国民的」レベルで理解することはもはやできない。ブルジョアジーもアメリカ非公式帝国のヘゲモニーに挑戦しようとは夢にも思わない。それは分け前をめぐる戦いである。

統合により関係するすべての国民国家が、持続的な国際的資本蓄積のために必要な国内条件の整備という責任を負うことになり、国民国家は姿を消したのではなくその責任が増した。新自由主義のメカニズム（市場の拡大と競争圧力の深化）は経済的ではあるが、その本質は政治的対応なのであり、被支配階級の獲得物の取り消しを宣言し、資本蓄積の障害となる制度的基盤を取り崩すのである。ここで「新しいテクノロジーは経営再編戦略に組み込まれた」との指摘は重要である。

だが、アメリカ帝国の再編が極めて成功裏に行われたからといって、グローバル資本主義が安定しているのではない。他国をグローバル資本主義の立場から「効率的」な国家に作り変えるのは容易なことではなく、今日のアメリカ帝国主義が露骨な姿を表すのである。

では、われわれは「帝国主義間の対立という地平を越えて」いかに考え、いかに行動するか。

レーニンが帝国主義戦争は不可避であるとした概念は、アメリカの軍事的支配のもとでは失われている。「帝国主義間の対立」も、「超国民的なグローバルな国家」も言い過ぎで、帝国の矛盾や葛藤は先進資本主義諸国の相互関係に宿るというよりも、蓄積や階級闘争を管理しようとする国内プロセスの内部に存在する。

グローバル資本主義は不安定と危機を内包しており、その危機は旧来の構造的危機として理解してはならないものである。

そして、アメリカは、危機継続、深化、伝播を押さえ込む驚くべき力量を見せており、その露骨な姿を生み出したのは、過剰蓄積の危機ではなく、経済成長の協調戦略のために先進資本主義国の中にさえ設けたさまざまな制限のうちに潜む危機なのである。「改革」の実現のために各国の資本家が注いだエネルギーにもかかわらず、改革それ自体が経済成長の特効薬であるかわからない危機である。

いずれ改革が熾烈な階級闘争を引き起こし、新自由主義に代わる選択肢を生み出し、アメリカ帝国とのつながりを絶つことになるだろう。

「姿を現した帝国——「恐るべき存在になりつつあるアメリカ」」

今日の帝国主義に内在する危機は、ブーランツァスによると、帝国主義総体の危機であり、世界的な階級闘争が中心諸国にまで波及した結果として迎えた危機なのである。言い換えれば、危機はアメリカ帝国主義のヘゲモニーの危機ではなく、このヘゲモニーの下に置かれた帝国主義全体の危機である。新自由主義が資本主義の発展にとって見当違いであり、「ならずもの国家」を効果的に再編できない。

リベラル派でさえ警察アメリカを要請し、新自由主義は帝国国家が世界中の社会秩序を取り締まる強制機構の拡充をもたらした。世界中の国家をグローバル秩序の管理にふさわしいものに改造する必要性がアメリカ国家の中心的問題である。それは、「効率的な国家」アプローチの限界を明らかにする。

各国の資本家階級はアメリカに対して賛成であれ反

対であれ統一見解を表明できなかった。帝国主義全体の矛盾、アメリカ帝国の傘の下で活動するすべてのブルジョアジーを巻き込んだ矛盾なのである。アメリカの軍事介入が不人気であること、帝国秩序のこの側面は格別の重要性を持っている。

一方、フランスやドイツにおいてさえ、アメリカの問題はブッシュの問題だとする「穏やかな帝国主義」の可能性への期待が存在している。しかしこれは、ドルより安定性のない幻想である。

アメリカ帝国は他国を通じてのみ支配を行うことができるのだから、その最大の危機は、その勢力圏の中にある国家が自己を切り離す事態である。それは下からの動員で切り開かれる国家の性質と役割の根本的変化によるしかない。

アメリカは国内的にますます権威主義的に、対外的に好戦的に変わっていく。強圧的な本性を隠すことさえしなくなった帝国は魅力を失っている。

このことは大衆的なアピールと影響力を拡大するであろうことを示唆している。

コメント

著者の現実的で新しい視覚の理論は新鮮である。このことは、「左派」の眼で見て事実が歪むのではない。「左派」ではない情報が溢れている時に、「左派」でないと見えないものが付け加わり理論が豊かになり、変革の道具として鋭利になるということである。

生産が、機械の整列か他国にあるばかりで目前に現れない。資源収奪と製造は、かっての十字軍ながらにひるがえる「民主主義と自由」の名のもと、アラブは無論のこと地球の果てへとどまるところなく流転

していく。留守を守る先進国の経済成長は、情報、観光、酒造、芸能、スポーツ、ゲームとその「コンテンツ」に依拠しており、経済成長の道具と化した人々は、それら仮想に浮かれるしかない。国内の暗い現実には蓋がなされ、国外の悲惨は脳裏の片隅を走る「コンテンツ」でしかない。

この現象の中に「グラムシの言うヘゲモニーの意味が現れている」のであり、この現実を見るならばそこに現れたあらたな形態の「帝国」を指摘せざるをえない。

「労働者階級と大衆」が変革者として立ち上がる、そのために必要な現実を動かす理論の構築を試みる責務、著者は短文の中にその責務にはっと応えるのである。

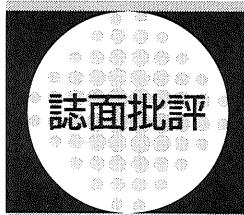
生身の人間の生活の日々は変わらない。ローカルに、生存の危機におびえず家族や身の回りの人々と仲良く幸福に暮らしたいのである。

「平等互恵」、「平和共存」を再び掲げて、分かち合い・友好の経済を構築するか、アメリカの二の腕にしがみつき、傭兵ビジネス、無人兵器の悪夢のもとに「帝国」の「進貢国」の道に固執するかが直近の選択肢となっている今日、選択の基準を考えさせてくれる力作である。

あわせて、『こぶしフォーラム』を揃えて、今日の矛盾に総合的に迫られる素材に加えられることをお勧めしたい。

2005年5月29日、フランスの国民が国民投票でEU憲法を否決した。「大衆への影響」の示唆から行動への前進のこの日を記念して。

(森井久美子 所員 年金生活者)



107号の特集「情報資本主義！？」を読む

「世界資本主義のいま——『情報革命』と現代の生産力の性格」をテーマに基礎研大会が開かれたことを知ったのは、同日の札幌の学会に参加手続きを終えた後だった。後ろ髪を引かれる思いで旅立ったが、本誌前号の特集でようやく大会討論の全容に接し、誌面批評の機会をいただいた。そこで私見と対照して議論に参加すべく、若干ハメを外すことをお許し願いたい。

「情報資本主義！？」と意味深長に銘打たれた特集は、後藤康夫、北村洋基両氏の報告を軸に展開される。当日の討論模様についてコーディネータを務めた大西広氏による解説的コメント、最後に両報告に対する渋井康弘氏の論評が収められている。いずれも根本に遡った理論水準の高い議論で、私にとってきわめて刺激的であるとともに、ある種の感概を感じえなかった。

1980年代はじめ、情報化社会論はまだ資本主義の延命を展望する未来論とみなされていた。当時、私が石沢名で『唯物論研究』に書いた論文（拙著『情報社会の理論的探求』所収）は幾多の批判にさらされた。時代移って情報化は資本主義の構造変化どころか資本主義の止揚を展望するとまで論じられている。多少の食い違いがあつても、いずれも共感を覚える。

他方で今日の情報化は多様に拡散した巨大な歴史現象であって、私も含めて群盲撫象を免れないことも痛感した。ある人はLinuxに市場経済の止揚の予兆を見、またある人はSOHOに労働の未来を見ている……。もとより真実に近づくためにはもっといろいろ撫でまわさねばならないだろう。

内容的に私が最も共感したのは北村洋基「情報資本主義はどのような資本主義か」である。同氏著『情報資本主義論』については本誌103号で「研究ノート」を書かせていただいたので重複は避けたい。北村氏は報告の中で情報資本主義への移行プロセスを述べているが、私の認識とほとんど一致している。

要約すればフォーディズム的蓄積体制は1970年代に行き詰まり、資本主義は新たな段階に移行した。危機打開のため市場拡大、競争激化、多品種化、差異化、サービス化が進み、その武器として情報化が推進された、ということである。これはITの発達が情報資本主義をもたらすかのような技術決定論と一線を画して

おり、その点は上記著書以上に明確である。

つづいて情報資本主義の諸特徴がリアルに（これが重要！）描かれている。主な論点は第1に利潤を生む労働は知的労働、研究開発労働であり、その成果である知的所有権を独占する「新」独占資本が支配することである。第2にポスト大工業としてオープン・ネットワーク型生産様式が支配的となることである。

かくして氏は、情報資本主義はポスト大工業でありますながらなお独占資本主義の一形態であるとする。古来より商業資本主義として存在した資本主義が、支配的な生産関係として現れるのは大工業に基づくことを考えれば（議論が本筋を外れないようにする用心かもしれないが）ポスト大工業でも独占資本主義に変わりはないと言く論理は判りにくく、歴史把握にやや疑問を残す。

もっぱら歴史把握に焦点をおくのは後藤康夫「ポスト冷戦の段階規定と21世紀型危機——南克己『ネット・マルクス』論に寄せて」である。後藤氏が私淑する南克己氏は、四面楚歌の私に最初に理解を示された方で、私が経済学者と広く議論を交わすきっかけとなった。ポスト冷戦研究会の南氏のレジュメも頂戴している。

ただ氏独特のキャッチフレーズをちりばめたアジ調の文体はなじみにくく、また私はIB体系論や冷戦帝國主義論には疎いので判断を保留せざるを得ない。しかしながら後藤氏のいう南説の4論点はそれほどわかりにくいものではなく、私なりに骨格を抽出すると以下のようになる。

第1に今日の過渡期を見る視点は市場のグローバル化といった商業的表層（逆流）にとどまるべきではない。第2に本流は科学的=一般的労働が生み出す「独自にネット的な」コミュニケーション型生産様式である（「独自にネット的な」とは「自律・分散と公開・共有」であり、オープン・ネットワークと同義である）。第3に知的所有権の地球的網い込みによる『新独占』がこれに対抗する。第4に展望を担う主体はネット上の協働に基づく創造者である。

論理としてはその通りであろう。大西氏は後藤・北村“論争”というが、北村氏の「南理論についての疑問」はもっぱら方法論的な角度にとどまる。たしかに

強調点は異なるが、北村氏や大西氏の認識も本質的に方向が異なるというものではないように思われる。

もちろん部分的には疑問もある。「ネット先行」というが、およそ画期的な技術はつねに先行するものであり、10年を超える懷妊期間の後に、社会や資本に“発見”されるものである。「IBの三段跳び」にしても、情報技術のIB段階は、その後の本格的な発展から見れば、まだ懷妊期間であるといえよう。

大西広「技術と社会システムの関係についての理解を深めるために」は、コーディネータ兼司会者の大西氏がこの特集のために解説的なコメントを寄せ、歴史把握について氏の見解を述べたものである。

経世家として東の岩井克人氏と並ぶ西の大西広氏の作品は知的刺激に富むが、大西氏が先達とする中村静治氏にはとりわけ想い出が深い。私はしばしば中村邸を訪れていたが、上記石沢論文を発表した途端、出入差止めはおろか、ついには石沢批判書まで出された。

当時企業において論文発表の場に乏しかった私は、本誌に反論の場を求めたことがある(55号石沢論文、拙著所収)。だがそれが本誌と中村氏の紛争を招いたことは、のちに本誌100号で知るところとなった。いずれにせよ中村氏は私を論敵として軽んずることなく、論理を鍛えてくれたのであった。

さて大西氏は後藤・北村両氏がともにオープンネットワーク型生産様式を展望しつつ、それがもたらすものは一方は情報資本主義(北村氏)であり、他方は共産主義(後藤氏)だと両氏の“論争”を総括する。

技術がどんな社会をもたらすかという視点は、大西氏の「技術と社会システムの関係についての理解」に関わる。中村氏の“同志”大西氏は、中村理論は生産力主義であり、それは技術=労働手段の体系が経済社会システムを規定すること(技術決定論)だとする。

私見では“生産力が生産関係を規定する”ことは技術決定論を意味しない。力が運動形態を規定し、その逆でないことは力学でも自明であるが、技術決定論は自明ではない。生産力とは生産の社会的形態を規定する力=人間力プラス自然力にほかならず、技術や組織は人間力と自然力の結合のあり方=形態をいうのである。

情報革命下の生産力は、資本に包摂された研究開発労働(北村氏)や科学的労働(後藤氏)、すなわちITそのものよりITをも活用する知的創造的な人間力である。大西氏のいう個性の生産力はもとより、生活の創造の中から個性的要求を提起する生活者=消費者やそれに応えるビジネスモデルの創造者も生産力に含まれる。

両報告者のうち北村氏は技術決定論ではなく、後藤

氏もそういいきれない。それに対して大西氏は機械制大工業→資本主義=資産格差→搾取とする。また大西氏は、現代の知的労働者が個人所有する主要な労働手段=パソコンに、未来の共産主義の技術条件を見ている(パソコンは知的活動基盤=オープン・ネットワークへのアクセス手段であって、ネットワークの社会的存在の方が本質的だと思うが)。

だが大西氏は「世界システム」としての共産主義はずっと先のことでの、格差→搾取が消滅するまでは資本主義が続く過渡期であるという。それはおむね共通認識であろう。私は、産業資本主義は他の生産関係を駆逐してゆく上り坂の資本主義であり、情報資本主義は他の生産関係に道を譲ってゆく下り坂の資本主義だと考えている。

渋井康弘「資本主義の独占段階と情報技術——後藤康夫氏、北村洋基氏の報告に寄せて」は、大会討論に参加した渋井氏がコメンテータとして見解を寄せたものである。

渋井氏は世界市場を舞台にグローバル独占が生み出される過程として現代をとらえ、その視点から両報告を論評している。これは後藤氏が批判する、もっぱら市場グローバル化から見る視点で、後藤氏ならば「大工業のメガネで見る」ものと断するかもしれない。

渋井氏とはメールでも議論してきたが、私には氏が今日の変化を従来の枠組みでとらえようとしているように思われる。先走りしすぎない用心も大事であるが、どんな変化も控えめに扱えば従来の枠組みで解釈できるし、その方がしばしば説得的に見えるものである。

だが学問の生命は解釈ではなく先見性にある。私は星野芳郎氏らの影響で、情報技術の限界を唱えて現代技術批判を試みたこともある。やがて電電公社において情報化の大きな胎動を感じ取り、変化を軽んずれば先見性を見失うことを痛感したのだった。それでも現実の展開は私の予想を遙かに凌駕したが……。

当時主流だった人工知能の最先端に挑む情報技術者にとって、パソコンは玩具のようにしか、インターネットも児戯のようにしか、乃至はニューメディアの空騒ぎの再生産にしか見えなかった。それらがまたたく間に世界を塗り替えてしまったのである。

画期的なものほど萌芽が見えにくく、専門家ほど予想を誤る。わずかの兆候も見逃さず、本質を見通す努力無くして先は読めない。そのカギは技術そのものではなく、技術と社会の関わりの洞察にある。

その意味で大西氏の「技術と社会の関係についての理解を深める」という提起の本質的な意義を再確認したい。

(野口宏 所友 関西大学総合情報学部)

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内
いずれも、図表、注などを含む。

原 稿 審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。

パソコン、ワープロをご使用の場合には、使用機種、使用ソフトを明記したフロッピーディスクをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却しませんので、ご了承願います。抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲 載 料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

編集後記

▼108号目になる本号は、ことしの3月19日に京都府立大学で開かれた基礎研の春季研究交流集会の発表論文を軸として編集することにしました。新自由主義的なグローバリゼーションが進展するなか、わが日本でも、家計資産の格差が急激に拡大しており、階級に分裂した社会であるという本当の姿が、浮かび上がっています。

「階級分裂」という視点にたって、社会分析に取り組むことが大切であることを、一貫して強調されてきた一橋大学の渡辺 雅男さん、社会学の視点から、この問題を追究してきた鈴木 富久さん、生殖と男女の性別分業の視点から、階級論の新たな展開を図ろうとされている青柳 和身さん——これら3人の論客の問題提起を、司会なさった角田修一さんの論点整理とともに掲載しました。階級論のこんごを本号の特集から読み解いていただけると幸いです。

▼この論点とかかわって、古参所員の林 弥富さん、前事務局長の山田 亮さんから寄せられた論稿も掲載しました。

あわせてご検討ください。

▼当初予定していた「書評」のいくつかが次号まわしになつたこともあり、本号は、やや小ぶりとなりましたが、充実した質の論稿がそろったものと考えています。

▼別記ご案内のとおり、第28回目の研究大会は、本年9月10日から11日にかけて北海道の札幌学院大学で行われます。この大会では、「道州制・自治と北海道経済」と題する全体会、「人間発達の経済学の継承と発展」をテーマとする全体会が予定されています。後者の全体会は、まもなく桜井書店から発刊される池上 悅・二宮 厚美 編著『公共性と人間発達の経済学』を素材にして、基礎研のこんごの共同研究の発展方向を深めていこうというものです。大会終了後はオプショナルツアーも予定されていますので、読者の皆様方も、ぜひ、ご参加ください。

(藤岡 悅)

経済科学通信 第108号 2005年8月15日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号
TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>
振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 中谷 武雄
副編集局長 大西 広 神谷 章生 藤岡 悅
編集局員 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子 中田 晋自
増田 和夫 森岡 真史 形岡亮太郎

印刷所 北斗プリント社
〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2
TEL (075)791-6125

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

桜井書店

東京都文京区本郷 1-5-17 三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03)5803-7353 FAX (03)5803-7356 値格税別表示

池上 悅・二宮厚美編

A5判上製・2600円

人間発達と 公共性の経済学

人間発達の経済学の新展開

- 序 章○人間発達と固有価値の経済学
第1章○人間発達を支援する社会システムの経済思想
第2章○現代の労働と福祉文化の発達
第3章○CSR時代の株主運動と企業改革
第4章○人間発達と公務労働
第5章○現代の国民生活とナショナル・ミニマムの意義
第6章○持続可能な発展と環境制御システム
第7章○ディープ・ピース—平和の担い手を育む
終 章○現代国家の公共性と人間発達

岡田 章宏著

A5判上製・5800円

柳ヶ瀬孝三
青木圭介
森岡孝二
重森 駿
植田和弘

藤岡 悅
二宮厚美

近代イギリス 地方自治制度の形成

「地方自治の母国」といわれるイギリス—近代的地方自治制度が形成される過程をとおして、「公共性」を担う地方政府の登場と、この国に特殊な「行政」権の生成とを、実証的に追究する。

大西 広
佐藤良一
森岡孝二
サスキア・サツセン

季刊 経済理論 第42巻第2号 (2005年7月)

経済理論学会編

B5判並製・2000円

季刊 経済理論 第42巻第1号 (2005年4月)

特集○現代と市場—経済学は市場をどう見るか
市場と資本主義の関係についての史的唯物論的理解
について

大西 広
佐藤良一
森岡孝二
サスキア・サツセン

B5判並製・2000円